

19 その他

(1) 建築・土木

ア 被災建築物応急危険度判定協議会

大津市資料 (平成28年2月：都市計画部)

名 称	事務局	連絡先等
滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会	滋賀県土木交通部建築課 建築指導室	TEL:077-528-4262 FAX:077-528-4912
近畿被災建築物応急危険度判定協議会	平成28・29年度 京都府 平成30・31年度 大阪府 平成32・33年度 兵庫県	会長府県が事務局 (京都府、大阪府、兵庫県の持ち回り)
全国被災建築物応急危険度判定協議会	(財)日本建築防災協会	東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階 TEL:03-5512-6451 FAX:03-5512-6455
中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会	会長：愛知県 幹事：平成28年度 三重県 平成29年度 滋賀県	会長は愛知県、幹事は各県持ち回り

イ リ災台帳 (参考)

り災台帳

※太線の中を記入してください。

申請者	住所		TEL					
	(現在の連絡先)		TEL					
(本人確認できるものを提示ください。)	(フリガナ)							
	氏名		印 (建物： 所有者 非所有者)					
り災世帯の構成人員	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日
り災場所等	大津市		丁目 番号					
	<input type="checkbox"/> 住家	<input type="checkbox"/> 持家						
	<input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 借家	(所有者名：)					
		<input type="checkbox"/> 間借り	(所有者名：)					
		<input type="checkbox"/> 貸家						
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 全焼	<input type="checkbox"/> 流出					
	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半焼	<input type="checkbox"/> 埋没					
	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> その他					
	<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 床下浸水						
り災原因	年 月 日に発生した							
	による。							

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大津市長 (消防署長)

印

ウ リ災証明書（参考）

[裏]

り災証明書

※太線の中を記入してください。

申請者	住所								TEL					
	(現在の連絡先)								TEL					
(本人確認できるものを提示ください。)	(フリガナ)													
	氏名								印					
(建物： 所有者 非所有者)														
り災世帯の構成人員	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日						
り災場所等	大津市											丁目	番	号
	<input type="checkbox"/> 住家	<input type="checkbox"/> 持家												
	<input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 借家		(所有者名：)										
		<input type="checkbox"/> 間借り		(所有者名：)										
	<input type="checkbox"/> 貸家													
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 全焼		<input type="checkbox"/> 流出										
	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半焼		<input type="checkbox"/> 埋没										
	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 床上浸水		<input type="checkbox"/> その他										
	<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 床下浸水												
り災原因	年 月 日に発生した													
による。														

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大津市長（消防署長）



《り災証明について》

- ・この証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。
- ・集合住宅の場合は、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度によって差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面にあらわれた被害を観察して判定します。
※表面にあらわれない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。
- ・この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。

(2) 協定書等〔大津市〕

ア-1 義士親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定（義士親善友好都市）

出典：大津市資料（平成25年4月：総務部）

災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、山形県米沢市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市区の区域内において災害が発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行にするものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- (2) 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
- (4) その他応急対策活動に必要な措置

（応援措置の履行）

第6条 応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被応援市区町が負担するものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第8条 協定市区町は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（効力発生の日）

第9条 この協定は、平成25年4月1日からその効力を生ずる。

（実施の細目）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区町が協議のうえ別に定めるものとする。

附則

平成24年3月1日付けで締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書23通を作成し、協定市区記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年4月1日

北海道砂川市長	長野県諏訪市長
岩手県一関市長	熊本県山鹿市長
茨城県笠間市長	広島県三次市長
茨城県桜川市長	愛知県西尾市長
栃木県大田原市長	滋賀県大津市長
群馬県藤岡市長	滋賀県野洲市長
東京都千代田区長	兵庫県相生市長
東京都港区長	兵庫県豊岡市長
東京都新宿区長	兵庫県赤穂市長
東京都墨田区長	兵庫県加西市長
新潟県新発田市長	兵庫県篠山市長
	兵庫県加東市長

ア-2 中核市災害相互応援協定（中核市）

出典：大津市資料（平成29年1月：総務部）

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第12条 この協定は、平成30年4月1日から効力を発生するものとする。

平成30年4月1日

ア-3 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定（東海道五十三次市区町）

出典：大津市資料（平成28年4月）

（趣旨）

第1条 東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁のある市区町が互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁の市区町（以下「協定市区町」という。）は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町（以下「被災市区町」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市区町が、応援の要請をしようとする場合は、次の事項を明らかにし第6条に定める連絡責任を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市区町での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（自主的活動）

第4条 激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が莫大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を遂行させるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市区町が、被災市区町への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。

（連絡責任者）

第6条 協定市区町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書21通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月1日

東京都品川区長
神奈川県小田原市長
静岡県清水町長
静岡県袋井市長
三重県亀山市長
滋賀県大津市長

東京都大田区長
神奈川県箱根町長
静岡県長泉町長
愛知県豊明市長
滋賀県甲賀市長

神奈川県横浜市長
静岡県函南町長
静岡県藤枝市長
三重県桑名市長
滋賀県湖南市長

神奈川県大磯町長
静岡県三島市長
静岡県掛川市長
三重県鈴鹿市長
滋賀県草津市長

ア-4 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定（全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村）

出展：大津市資料（平成30年8月：総務部）

全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村は、加盟市町村に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき、被災加盟市町村に対し、実情に応じた実施可能な方法と範囲で応援活動を行うものとし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）において、災害が発生し、被災加盟市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないと認められるとき、又は、応援要請があった場合に加盟市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（協定市町村）

第2条 この協定は、別記に掲げる加盟市町村の相互間において行うものとする。

（連絡の窓口）

第3条 加盟市町村は、あらかじめ災害時における救援活動等に関する連絡調整を行うため、相互応援に関する担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援・支援の内容）

第4条 応援の内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急措置に必要な職員等の応援
- (5) 応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする被災加盟市町村は、次に掲げる事項を明確にして、電話・地域衛星通信ネットワークその他有効な通信手段により他の加盟市町村に要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
必要物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、必要な事項

（緊急時における自主的支援）

第6条 加盟市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できない場合又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報収集・提供を行い、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第7条 応援を行う加盟市町村の職員等は、被災加盟市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めにある場合のほか、原則として応援を要請した加盟市町村の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

3 物資等の経費については、応援を要請した加盟市町村の負担とする。

（情報交換）

第9条 加盟市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第10条 この協定の定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、加盟市町村がその都度協議し定めるものとする。この場合、当該年度の全国ボート場所在市町村協議会事務局が担当する。

附則

（施行期日）

1 この協定は、平成24年7月27日から施行する。

（協定の成立）

2 この協定の成立は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村長の同意をもって証する。

※大津市は平成30年8月に同意書の発送をもって、協定に加盟した。

ア-5 大津市・鈴鹿市間の災害時相互応援に関する協定（鈴鹿市）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（趣旨）

第1条 この協定は、滋賀県大津市及び三重県鈴鹿市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助に必要な車両等の応援
- （4）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- （4）応援集結場所及び応援集結場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた市は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動を行うことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより、被災市又は応援した市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（情報の交換）

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。

（訓練への参加）

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月25日

滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

ア-6 大津市・伊賀市間の災害時相互応援に関する協定（伊賀市）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（趣旨）

第1条 この協定は、滋賀県大津市及び三重県伊賀市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助に必要な車両等の応援
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及び応援集結場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた市は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより、被災市又は応援した市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（情報の交換）

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。

（訓練への参加）

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月28日

滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長
三重県伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市
伊賀市長

ア-7 大津市・奈良市間の災害時相互応援に関する協定（奈良市）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市及び奈良市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、通信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3条までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- （4）応援集結場所及び応援集結場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（訓練への参加）

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成9年7月4日

大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長

ア-8 大津市・大津町間の災害時相互応援に関する協定（大津町）

出典：大津市資料（平成29年7月：総務部）

滋賀県大津市と熊本県大津町（以下「協定市町」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、いずれかの市町の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の要請により、他方の市町が応急対策及び復旧対策に係る応援（以下単に「応援」という。）を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助に必要な車両等の応援
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 被災市町は、他方の市町（以下「応援市町」という。）に対し、応援を要請しようとするときは、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及び応援集結場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援市町は、前条の規定による応援の要請を受けたときは、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第4条 応援市町は、地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市町から第2条の規定による要請がないときは、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市町は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動を行うことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、協定市町が別に定めるところにより、被災市町又は応援市町が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（情報の交換）

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町が署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月21日

滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地
大津町
大津町長

ア-9 滋賀県大津市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定（宇治田原町）

出典：大津市資料（平成30年8月：総務部）

滋賀県大津市と京都府宇治田原町（以下「協定市町」という。）は、協定市町のいずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援活動の内容）

第1条 応援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両などの提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、第6条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を必要とする職員の職種別人員、その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（自主的応援出動）

第3条 応援を行おうとする市町は、災害の発生により要請市町との連絡が取れない場合にあつて要請市町周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があつたものとみなす。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援を行った市町（以下「応援市町」という。）は、要請市町から法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第5条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、要請市町への往復経路の途中に生じたものについては応援市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第6条 協定市町は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第7条 協定市町は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年8月6日

大津市長

宇治田原町長

ア-10 大津市・京都市間の災害時における避難所の相互利用に関する協定（京都市）

出典：大津市資料（平成26年7月：総務部）

京都市（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は、災害発生時における京都市の指定避難場所及び大津市の避難所の相互受入れについて、次のとおり協定を締結する。

1 災害発生時において、甲は、京都市山科区のうち、大津市と隣接する地域の住民が避難するための施設が必要となった場合、同市藤尾学区にある乙の避難所を使用することができる。この場合において、甲は、必要に応じて、山科区役所の職員を当該避難所に派遣するものとする。

2 災害発生時において、乙は、大津市のうち、京都市山科区と隣接する地域の住民が避難するための施設が必要となった場合、同区音羽学区にある甲の指定避難所を使用することができる。この場合において、乙は、必要に応じて、大津市役所の職員を当該指定避難所に派遣するものとする。

3 第1項による避難所の使用及び第2項による指定避難所の使用は、必要最小限の範囲内において行うものとし、当該避難所が開設されている期間を超えて使用することはできない。

4 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙ともに協議して定める。本協定書を締結した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月28日

甲

京都市

京都市長

印

乙

大津市

大津市長

印

ア-11 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ（下水道事業災害時近畿ブロック）

出典：大津市資料（令和2年1月：企業局）
令和2年1月24日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿2府7県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

※(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

1 近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については、第10項に記載の事項又は全国ルール第4条に記載の事項とする。

広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

2 災害時支援体制

(1) 支援体制の設立条件

- ① 近畿ブロック内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 近畿ブロック内で震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表2により支援要請があった場合

(2) 対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表1に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」（以下「対策本部」という。）を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置する。

(3) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 対策本部長
対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。ただし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第2項(4)③に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。
- ② 副本部長
副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県県土整備部土木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策本部長代行として指名できる。
- ③ 対策本部長
別表1に定めるものとする。
- ④ 対策特別本部長
国土交通省とする。

(4) 対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

- ① 対策本部長は、震度6弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合は、第2項(5)に基づく総合調整の上、次に掲げる者を本部長に追加する。
 - ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
 - イ 大都市連絡窓口
 - ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長
 - エ 対策本部長が必要と認めた者
- ② 対策本部長は、震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表2により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項①と同様に支援要請を行う。
- ③ 対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第2項(5)に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

- ④ 対策本部長は、副本部長及び本部長に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。
- ⑤ 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、策本部構成員の属する

組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。

なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

- ⑥ 対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。
また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。
- ⑦ 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第 2 項 (5) に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。
- ⑧ 対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。
- ⑨ 対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。
- ⑩ 対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなったと認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。
また、併せて各ブロック連絡会議幹事に解散について連絡する。

※連絡については別表 2 によるメールもしくは FAX 連絡を基本とするが、第 1 報 (地震発生報告) のみ別表 3 による電話連絡を併用する。

(5) 対策特別本部員の業務

対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(6) その他

- ① 対策本部長は、平成 24 年 10 月 25 日付け「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害応援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう、同協定第 5 条第 2 項の通知を受けた応援府県と緊密な連絡調整を図るものとする。
また、場合によって同協定第 8 条に定める応援活動の実施に必要な情報収集等 (緊急派遣) について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、緊急派遣職員が所属する府県等の負担とする。
- ② 大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成 24 年 10 月 1 日付け「21 大都市災害時相互応援に関する協定」による。
- ③ 副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。
- ④ 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を (公社) 日本下水道協会に連絡する。
(公社) 日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

3 対策本部の業務

- (1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第 2 項 (5) に基づく総合調整の上、対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- ① 対策本部の設置に関すること。
- ② 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- ③ 支援計画の立案に関すること。
- ④ 大都市ルールとの調整に関すること。
- ⑤ 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- ⑥ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- ⑦ 支援・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第 7 項 (3) に規定する現地支援総括者の指名に関すること。
- ⑧ 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。
- ⑨ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- ⑩ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- ⑪ 各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。
- ⑫ 下水道対策本部の解散に関すること。
- ⑬ その他支援の実施に必要な事項。

- (2) 広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を追加するものとする。

- ① 本部員の参加要請に関すること。
- ② 近隣ブロックへの支援調整に関すること。
- ③ 大都市への支援調整に関すること。
- ④ その他広域支援の実施に必要な事項。

4 支援体制の確立

- (1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。

- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第 2 項 (5) に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。

なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第2項(5)に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、前(1)～(3)に基づき支援体制を確立する。

5 支援活動

- (1) 府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
- (2) 大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
- (3) 支援隊は、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。
- (4) 支援隊は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に支援活動を実施する。
- (5) 民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

6 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

7 前線基地

- (1) 対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、支援・応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 支援・応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内の終末処理場等に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の自治体内に設置する。
- (3) 支援・応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、支援・応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の支援・応援隊が入る場合は、対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な支援・応援活動が行われるよう支援・応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び支援・応援する自治体との連絡調整について配慮する。

8 被災した自治体の役割

- (1) 被災した自治体は、可能な限り支援・応援隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保を行うとともに、支援・応援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援・応援活動の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。
- (2) 被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、支援・応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

9 費用負担

- (1) 被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。
- (2) 被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 前項(1)及び(2)について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。
- (4) 支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、支援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

10 近隣ブロックからの支援要請

近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。

なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。

- (1) 近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
なお、(公社)日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

1.1 支援連絡会議の開催等

- (1) 毎年1回、別表4に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議（以下「支援連絡会議」という。）を開催する。
- (2) 支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。
- (3) 支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員（以下「構成員」という。）の持ち回りとし、兵庫県→福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順とする。支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。
- (4) 支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道室事業課に置く。
大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。
- (5) 構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、すみやかに支援連絡会議事務局に報告する。

1.2 その他

- (1) 構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間のもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・的確な対応に万全を期する。
- (2) 府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。
また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所に保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。
- (3) 本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この申し合わせは、平成16年4月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成18年8月4日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成19年8月27日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成20年9月11日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成21年9月2日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成22年9月6日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成23年9月9日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成24年11月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成27年1月15日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成28年3月23日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成29年9月12日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成31年1月23日から適用する。

附則

この申し合わせは、令和2年1月24日から適用する。

別表 1 下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

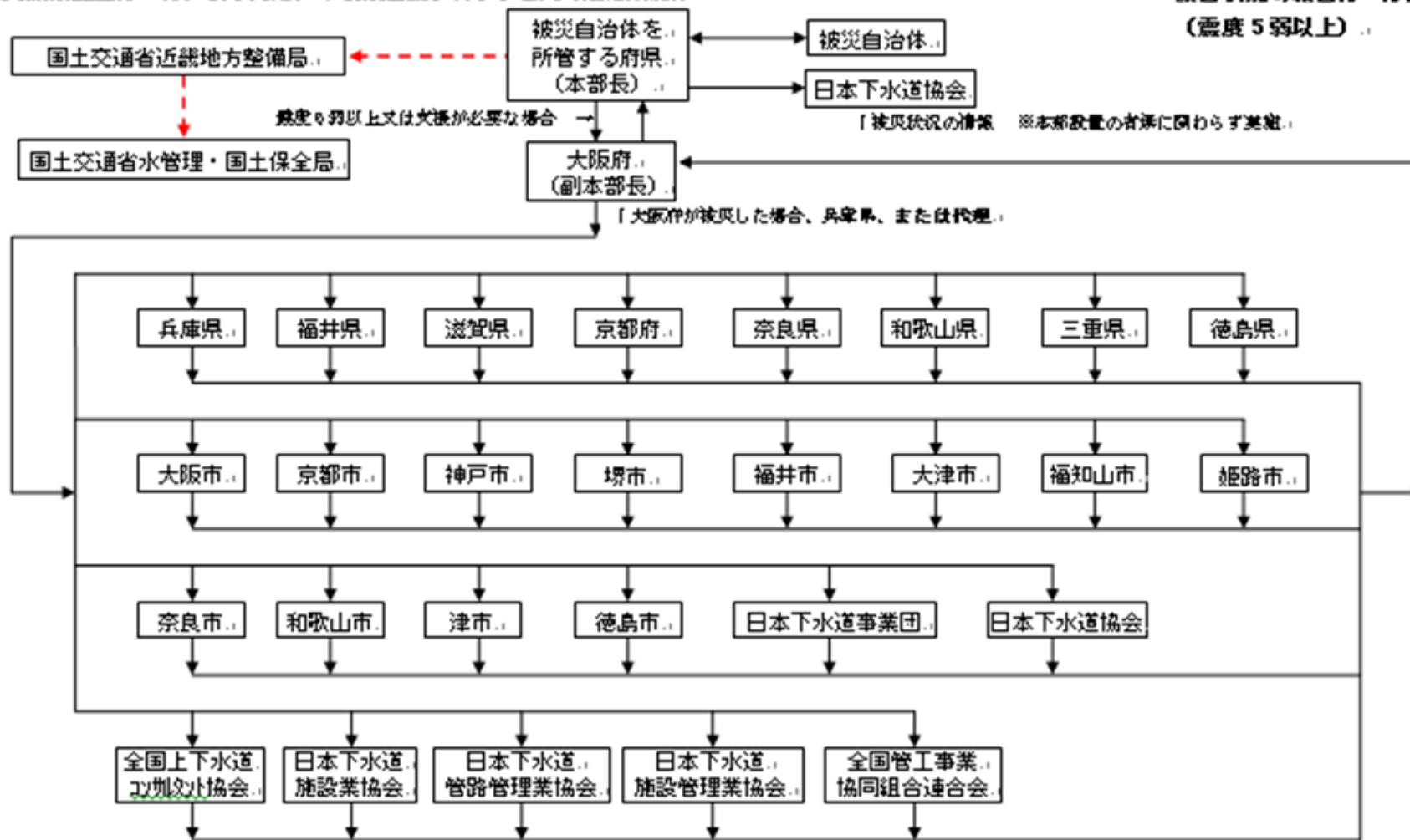
本部長	被災自治体を所管する府県下水道担当課長
副本部長	大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
〃	兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）
本部員	福井県 土木部 河川課長
〃	滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
〃	京都府 環境部 水環境対策課長
〃	奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
〃	和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
〃	三重県 県土整備部 下水道課長
〃	徳島県 県土整備部 水・環境課長
〃	大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
〃	京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
〃	神戸市 建設局 下水道部 計画課長
〃	堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
〃	福井市 下水道部長
〃	大津市 企業局技術部 技術事業長
〃	福知山市 上下水道部 総務課長
〃	姫路市 下水道局長
〃	奈良市企業局管理部次長
〃	和歌山市 建設局 下水道部長
〃	津市 下水道局長
〃	徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
〃	日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長
〃	(公社)日本下水道協会 技術研究部 技術指針課長
〃	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
〃	(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
〃	全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長
〃	対策本部長が必要と認めた者 （大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合 東京都 下水道局 計画調整部 計画課長）
特別本部員	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長

メール・FAX用

別表2 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（一斉連絡方式）※基本的にこの系統で連絡。
 。（広域支援は全国ルールにより対応、本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）

<凡例>

← - - - 被害状況の報告ルールに基づく
 （震度5弱以上）

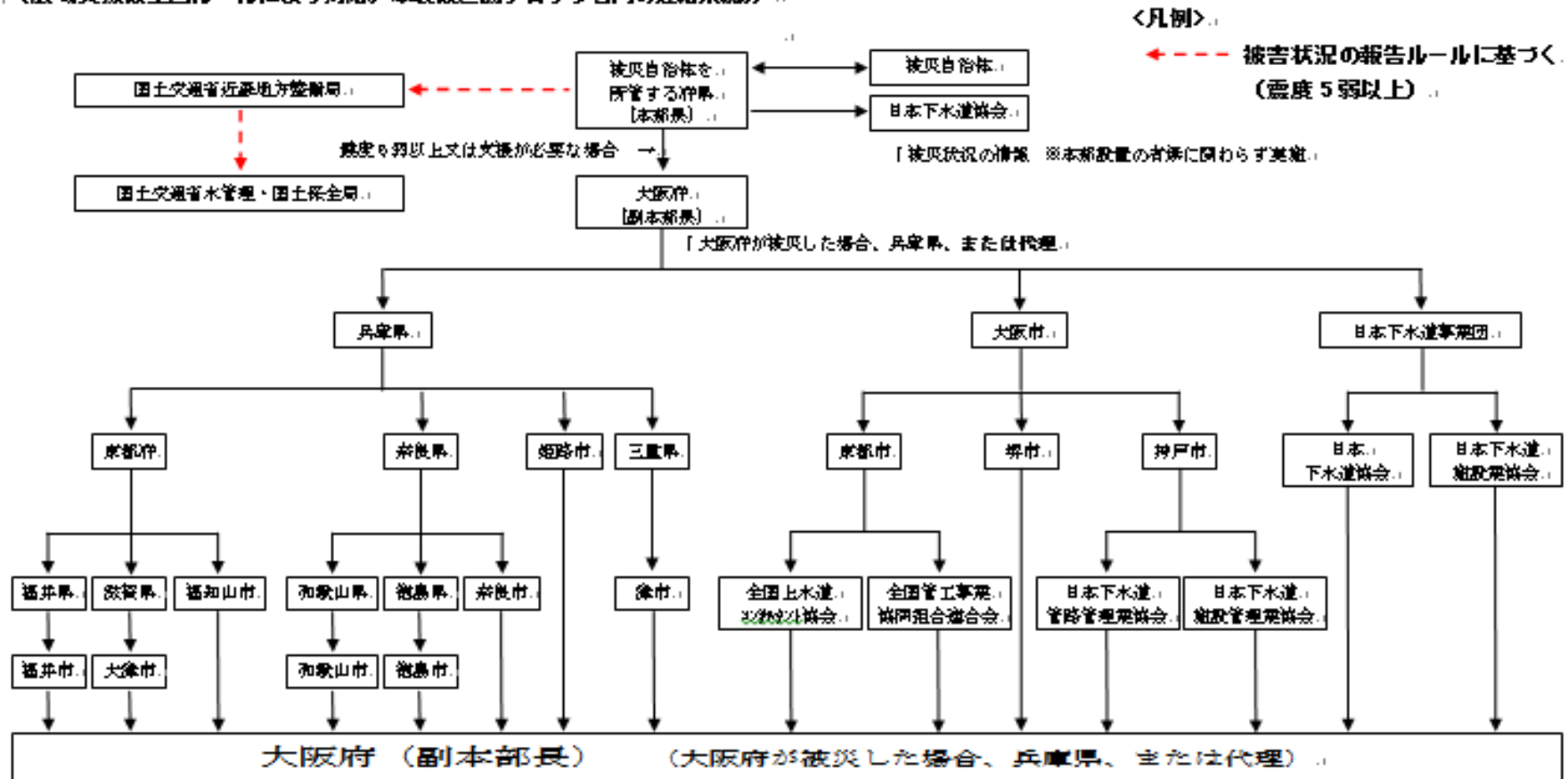


<広域支援の場合> 近畿地方整備局と調整、日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

※本部長、副本部長及び幹事が被災し、速やかな対応が困難であると認められる場合は、近畿ブロック支援連絡会の府県を代理・代行として指名できる。

電話用

別表3 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（順次連絡方式）※第1報の電話連絡時のみ、この系統を使用。
 （広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）



※対象本部長になった庁長をとして情報伝達を行う。

〈広域支援の場合〉

近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

別表 4

下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議

大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
 兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長
 福井県 土木部 河川課長
 滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
 京都府 環境部 水環境対策課長
 奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
 和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
 三重県 県土整備部 下水道課長
 徳島県 県土整備部水・環境課長
 大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
 京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
 神戸市 建設局 下水道部 計画課長
 堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
 日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長
 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長
 福井市 下水道部長
 大津市 企業局技術部 技術事業長
 福知山市 上下水道部 総務課長
 姫路市 下水道局長
 奈良市企業局管理部次長
 和歌山市 建設局 下水道部長
 津市 下水道局長
 徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
 (公社)日本下水道協会 技術研究部技術指針課長
 (一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
 (一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (機械)
 (一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (電気)
 (公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
 (一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
 全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長

ア-12 大津市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）

出典：大津市資料（令和2年10月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設（以下「協定下水道施設」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 大津市水再生センター
- 二 晴嵐中継ポンプ場
- 三 比叡平中継ポンプ場
- 四 大江中継ポンプ場
- 五 石山第1中継ポンプ場
- 六 田上第2中継ポンプ場
- 七 大石中継ポンプ場
- 八 下阪本第2中継ポンプ場
- 九 唐崎中継ポンプ場
- 十 南小松中継ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 大津市企業局技術部下水道課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団近畿総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年10月1日

滋賀県大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市公営企業管理者 山極 正勝

東京都文京区湯島二丁目31番27号
乙 日本下水道事業団
理事長 辻原 俊博

ア-13 大規模災害時におけるし尿等の処理に関する協力協定（湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合、八日市布引ライフ組合）

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害。以下「災害」という。）の発生時に大津市、湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合及び八日市布引ライフ組合（以下「近隣し尿等処理協力団体」という。）が、協力して、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第2条 この協定により近隣し尿等処理協力団体が協力して実施する事項は次のとおりとする。

- (1) し尿処理施設が災害により処理不能となった場合又は処理能力を超えるし尿等が発生した場合におけるし尿等の受入れ
- (2) 前号に定めるもののほか、し尿等の処理に関し必要な事項
（処理要請）

第3条 近隣し尿等処理協力団体において災害によりし尿等の適切な処理が困難となった場合は、近隣し尿等処理協力団体間で、協力して処理することについて必要な調整を行うものとする。

2 処理要請を受けた団体は、自らのし尿等の処理に支障がない限り、受入れるものとする。

3 し尿等の処理要請は、次の事項をできるだけ明確に記載した、し尿等処理要請書（別記様式）により行うこととする。ただし、当該要請書を作成・送付する時間的余裕がないときは、電話等使用可能な伝達手段で要請を行い、後にし尿等処理要請書を送付するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害による被災状況
- (2) し尿等処理要請内容等
- (3) 連絡責任者
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 し尿等の処理に要する経費は、処理を要請する団体が負担するものとし、支払方法等については、団体双方で協議し、決定するものとする。

2 処理を要請する団体が負担すべき経費は、要請を受けた団体の前年度におけるし尿等の処理に要した直接経費により算出した1キログラム当たりの単価に、受入量に乗じた額とする。

（他の協定との関係）

第5条 この協定は、近隣し尿等処理協力団体等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく協力等を妨げるものではない。

（組織変更等に伴う措置）

第6条 近隣し尿等処理協力団体は、合併等により組織に変更等が生じた場合には、当該変更後の団体にこの協定を承継させるものとする。

（協定の効力の消滅）

第7条 この協定の締結以後において、近隣し尿等処理協力団体のすべてを含む地方公共団体間で災害時の廃棄物の処理に関する協定が締結された場合は、当該災害時の廃棄物の処理に関する協定の効力の発生をもって、この協定の効力は消滅するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、近隣し尿等処理協力団体はその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月1日

滋賀県大津市御陵町3-1
大津市長 越 直 美

滋賀県栗東市小柿三丁目1番1号
湖南広域行政組合
管 理 者 橋 川 涉

滋賀県甲賀市水口町水口6218
甲賀広域行政組合
管 理 者 中 嶋 武 嗣

滋賀県東近江市柴原南町1590番地
八日市布引ライフ組合
管 理 者 小 椋 正 清

(別記様式)

し尿等処理要請書

年 月 日

様

(団体代表者名)

住所

氏名

㊟

大規模災害時におけるし尿等の処理に関する協力協定第3条第3項の規定に基づき、下記のとおりし尿等の処理を要請します。

記

1 災害の状況

災 害 の 種 類	
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃
発 生 場 所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 し尿等処理要請内容等

項 目	内 容 等
処理施設の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
処 理	1 処理量 (1) し尿 k1 (tバキューム車 台) (2) 浄化槽汚泥 k1 (tバキューム車 台) 2 要請期間 年 月 日～ 年 月 日

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 連絡先

団 体 名	
担 当 部 課	
連 絡 責 任 者	
電 話	
F A X	
電子メールアドレス	
そ の 他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

4 その他必要事項

ア-14 災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に滋賀県斎場施設連絡協議会（以下「協議会」という。）構成火葬場が所管する区域における遺体の円滑な火葬を実施することにより、公衆衛生の確保に資することを目的に相互の応援協力に関する必要な事項を定める。

(応援協力の適用)

第2条 応援協力は、火葬施設（以下「施設」という。）が次の各号のいずれかに該当し、協議会構成火葬場からの要請があった場合に適用するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により、施設が被災して稼働できなくなったとき。
- (2) 災害により、施設の能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する「感染症」により、施設の能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき。
- (4) 前3号以外の原因により、施設において火災若しくは爆発、又は主要機器の故障等（基幹改良等の大規模修繕を除く。）で火葬業務に支障が生じたとき。

(応援協力の内容)

第3条 応援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の実施)

第4条 応援協力の実施については、施設が第2条に掲げる事態に陥った火葬場が、応援要請を行うものとする。なお、手続は、「火葬場の相互応援協力に関する手順書」として別に定める。

2 応援協力の要請を受けた火葬場は、自らの火葬業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第1号に規定する火葬に係る経費は、業務を請け負った火葬場（以下「請負火葬場」という。）が定める使用料とし、その使用料は、使用者及び応援要請を行った火葬場が負担するものとする。なお、支払方法は、「火葬場の相互応援協力に関する手順書」として別に定める。

2 第3条第2号、第3号及び第4号並びに当該火葬業務による機器の摩耗、損傷、及び人員の負傷、疾病、又は死亡した場合等に係る経費については、請負火葬場が負担するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく協力等を妨げるものではない。また、災害時において滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱が適用された場合には、当該要綱が優先されるものとする。

(組織の変更に伴う取扱)

第7条 この協定を締結した火葬場が、合併等により組織に変更等が生じた場合には、この協定を承継したものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、協議会においてその都度協議して定めるものとする。

(適用期日)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年11月6日

滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院1252番地

彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 大久保 貴

滋賀県東近江市柴原南町1590番地

八日市布引ライフ組合 管理者 小椋 正清

滋賀県長浜市八幡中山町200番地

湖北広域行政事務センター 管理者 若林 正道

滋賀県守山市川田町2230番地の3

守山野洲行政事務組合 管理者 宮本 和宏

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 市長 小西 理

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市 市長 岩永 裕貴

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市 市長 谷畑 英吾

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市 市長 橋川 渉

滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市 市長 佐藤 健司

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

高島市 市長 福井 正明

イ-1 滋賀県市長会災害相互応援協定（滋賀県市長会）

出典：大津市資料（平成24年12月）

滋賀市長会会員市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が出来ない場合に、被災市の要請に応え、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に執行するため、次の通り協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供。
- (3)救援、救助及び応急復旧に必要な車両の提供
- (4)救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5)前各合に掲げるものの他、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3)前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4)応援場所及び応援の期間
- (5)前各号に掲げるものの他、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定は、協定市が別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関する締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第7条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第8条 この協定が、平成24年11月27日から効力を発生するものとする。

平成24年11月27日

大津市長
彦根市長
長浜市長
近江八幡市長
草津市長
守山市長
栗東市長
甲賀市長
湖南市長
野洲市長
高島市長
東近江市長
米原市長

イ-2 防災映像情報の交換に関する協定（滋賀県）

出典：大津市資料（平成27年12月）

滋賀県（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は、災害発生時の状況を迅速かつ的確に把握し、相互に密接な連携を図るため、映像情報の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲および乙が保有する映像情報の相互交換等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（装置の設置等）

第2条 甲は、情報の交換のために必要な装置（以下「甲が設置する装置」という。）を乙が管理する庁舎内に設置するものとする。

2 乙は、甲が装置を設置するため、乙が管理する庁舎を無償で甲に使用させるものとする。

3 甲が設置する装置と乙が管理する映像システムを接続するために必要な通信回線（LAN 回線）は、甲および乙が分担して整備するものとする。

4 情報を交換するために必要な光ファイバー網は、甲および乙がそれぞれ用意するものとする。

（設置場所の変更等）

第3条 甲または乙は、甲が設置する装置の設置場所の変更等を行うときは、あらかじめ甲または乙に協議するものとする。

（費用負担）

第4条 甲が設置する装置の設置、保守点検および修理に要する経費は、甲の負担とする。

2 甲が設置する装置の維持費（電力の使用料）は、乙の負担とする。

3 通信回線（LAN 回線）の設置および修理に要する経費は、甲および乙がそれぞれ負担する。

4 情報を交換するために必要な光ファイバー網の利用に係る費用は、甲および乙がそれぞれ負担する。

5 甲が設置する装置の設置場所の変更等に要する費用は、原因者が負担するものとする。

（交換する情報およびデータの取扱い）

第5条 災害発生時における映像情報の交換は、甲および乙の業務に支障が生じない範囲内で行うものとする。

2 交換する映像情報および連絡・調整先は、あらかじめ協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前条の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前までに甲または乙から書面による協定廃止に係る意思表示がないときは、協定期間は当該期間満了の日から1年延長されたものとみなす。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月1日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 大津市御陵町3番1号
大津市長 越直 美

ウ-1 災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と大津市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。
 一 大津市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
 二 大津市災害対策本部が設置された場合
 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
 三 災害に係る専門家の派遣
 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
 六 通行規制等の措置
 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互の連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年5月23日

甲	近畿地方整備局長	上 総 周 平
乙	大津市長	越 直 美

ウ-2 災害時における大津市と大津市内郵便局との相互協力に関する協定（大津中央郵便局）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

大津市長（以下「甲」という。）と大津中央郵便局長（以下「乙」という。）は、大津市内に発生した地震その他による災害時において、大津市及び大津市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、大津市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1） 甲及び乙が収集した避難所に避難している市民等の情報の相互提供

（2） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務取扱い

（3） 災害時における道路上の陥没箇所、その他の道路の破損箇所等の情報提供

（4） 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項の協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、プライバシーの保護に十分留意しなければならない。

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、協力要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（1） 災害の状況

（2） 協力要請の内容

（3） 協力要請の期間

（協力の実施）

第4条 甲又は乙は、協力要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するよう努めなければならない。

2 乙は、この協定に基づき協力をするとき、大津市内の郵便局間の連絡調整を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 大津市内の郵便局は、甲との協議により大津市又は大津市内の各地域が行う防災訓練等に参加するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡担当課）

第9条 甲及び乙は、相互協力のための連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年3月1日

甲 大津市長

乙 大津中央郵便局長

エ-1 災害時における生活物資の調達等に関する協定（生活協同組合コープしが）

出典：大津市資料（平成23年4月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープしが（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めるときは、乙に対してその所有する生活物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに「緊急物資調達要請書」を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその所有する生活物資の供給に努めるものとする。前条第2項ただし書の規定による口頭による要請の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ対処するものとする。

（価格）

第4条 甲が乙に要請した生活物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとし、乙は消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第9条に基づき、最大の奉仕に努めるものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙に搬入場所を指定し、生活物資を引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し引渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

（代金の請求及び支払）

第6条 乙は、第4条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、日本生活協同組合連合会等との連携を強化し、災害の発生時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 産業観光部産業政策課

乙の連絡窓口 生活協同組合コープしが CSP 推進チーム

（変更及び廃止）

第9条 甲又は乙が、この協定を変更又は廃止しようとするときは、その3月前までに相手方に協議を申し入れなければならない。

（雑則）

第10条 この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成23年3月18日

滋賀県大津市御陵町3番1号

甲 大津市

市長

滋賀県大津市竜が丘1番1号

乙 生活協同組合コープしが

理事長

〈別紙〉

緊急物資調達要請書

年 月 日

生活協同組合コープしが 理事長 様

大津市長

「災害時における生活物資の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 緊急に物資調達の必要が生じた理由

2 調達を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数 量	備 考

3 連絡先

エ-2 災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津市コンビニエンスストア協会）

大津市（以下「甲」という。）と大津市コンビニエンスストア協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活物資の調達その他の防災活動に係る協力についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、大津市内で必要とされる生活物資を調達することにより、迅速に災害への対応を推進し市民の安全確保を図るとともに生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時に必要と認められるときには、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）乙の会員の所有する物資等の供給に関すること。

（2）乙の会員の店舗用駐車場を、避難場所として提供すること。

2 前項の要請は、別紙「緊急物資調達等要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに同要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその所有する生活物資の供給に努めるものとする。前条第2条ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ対処するものとする。

（価格）

第4条 甲が乙に要請した生活物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙に要請した生活物資を乙の店舗に赴き、引き取るものとする。

2 甲は必要に応じて、乙に対し店舗以外の搬入場所の指定及び運搬についての協力を求めることができる。この場合において、乙はこれに応えるよう努めるものとする。

（代金の請求及び支払）

第6条 乙は、引き渡した生活物資の代金を第4条の規定に基づき算定した額をもって甲に請求する。

2 甲は、乙からの請求により、引き取った生活物資の代金を乙に速やかに支払うものとする。

（その他の防災活動）

第7条 甲は、第2条に定める事項以外で災害への対応について協力を求める事項が生じた場合は、乙にその旨を伝え協力を求めるものとする。

2 乙は前項の協力を求められたときは誠意をもって対応するものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市産業観光部商工労働政策課

乙の連絡窓口 大津市コンビニエンスストア協会

（変更及び廃止）

第9条 甲又は乙が、この協定を変更又は廃止しようとするときは、その3月前までに相手方に協議を申し入れなければならない。

（その他）

第10条 この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

（旧協定書の効力）

第11条 平成17年1月13日付けで大津市と大津地区コンビニエンスストア防犯連絡協議会及び大津北地区コンビニエンスストア防災連絡協議会が締結した災害時における生活物資の調達等に関する協定は、この協定の締結をもって失効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年 4月27日

滋賀県大津市御陵町3番1号

甲 大津市
市長

滋賀県大津市木下町18番23号

乙 大津市コンビニエンスストア協会
会長

(別紙)

緊急物資調達等要請書

年 月 日

大津市コンビニエンスストア協会 会長 様

大津市長

「災害時における生活物資の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 緊急に物資調達の必要が生じた理由

2 調達を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数 量	備 考

3 連絡先

エ-3 災害時における生活物資の調達等に関する協定（イオンリテール株式会社東近畿カンパニー）

出典：大津市資料（平成23年4月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社東近畿カンパニー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における生活物資の調達その他の防災活動に係る協力についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災者に対し避難場所を提供するとともに、大津市内で必要とされる生活物資を調達することにより、迅速に災害への対応を推進し、市民の安全確保と生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時に必要と認められるときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）乙の保有する物資等の供給に関すること。

乙の店舗であるイオンリテール株式会社イオン西大津店の駐車場を、避難場所として提供すること。

2 前項の要請は、別紙「緊急物資調達等要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに同要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない範囲において、速やかに同項各号に掲げる事項の履行に努めるものとし、当該履行した事項について甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるものとし、乙は要請に応じ乙の店舗であるイオンリテール株式会社イオン西大津店及び近隣の店舗から調達するものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（物資等の引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（情報連絡体制の確認）

第7条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年、年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。

（1）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

（2）その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する甲の連絡責任者は、産業観光部産業政策課長とする。

2 この協定に関する乙の連絡責任者は、イオンリテール株式会社イオン西大津店店長とする。

（協定の期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（雑則）

第11条 この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年3月18日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市
大津市長

大阪市福島区海老江1丁目1番23号

乙 イオンリテール株式会社東近畿カンパニー
執行役員支社長

〈別紙〉

緊急物資調達等要請書

年 月 日

イオンリテール株式会社東近畿カンパニー執行役員支社長 様

大津市長

災害時における生活物資の調達等に関する協定第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 要請する事項
- 2 緊急に物資調達の必要が生じた理由（物資等の供給を要請した場合）
- 3 調達を必要とする物資の内容（物資等の供給を要請した場合）

必要とする物資の内容	数 量	備 考

- 4 連絡先

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物質一覧

災害発生直後に必要な物資	その後に必要な物資
食料品	食料品
おにぎり パン類 カップ麺 飲料水 牛乳 粉ミルク 缶詰(イージーオープン)	精米 即席麺 食パン レトルト食品 漬物 梅干 野菜 調味料 肉類 菓子類 果物 お茶
生活必需品	生活必需品
毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジ オ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使 い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェッ トティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏 季）、使い捨てカイロ（冬季）	タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊 飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石 鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備 薬、救急セット、防水シート

エ-4 災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津商工会議所、大津北商工会、瀬田商工会）

出典：大津市資料（平成24年1月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）、大津商工会議所（以下「乙」という。）、大津北商工会（以下「丙」という。）及び瀬田商工会（以下「丁」という。）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり、生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めるときは、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）に対して必要な情報を提供するとともに、乙等の会員の所有する生活物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断させる場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。

（要請に基づく生活物資の確保）

第3条 乙等は、甲から前項の要請を受けたときは、それぞれ速やかに加盟会員と連携し、必要な生活物資の供給に努めるものとする。

2 この場合、乙等は、それぞれの会員に対し、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。

（生活物資）

第4条 甲が乙等に要請する災害時の生活物資は、被災状況に応じて、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙等協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙等の会員が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙等協議の上定めるものとする。

（生活物資の引渡し）

第6条 甲は、乙等に搬入場所を指定し、生活物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙等に対し必要に応じて引き渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

2 この場合、乙等は、それぞれの会員に必要な情報を提供し、指示するものとする。

（代金の請求及び支払）

第7条 乙等は、それぞれ第4条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に代金を乙等にそれぞれ支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙等協議の上、変更することができる。

（広域的支援体制の整備）

第8条 乙等は、乙等相互並びに乙等以外の商工会議所及び商工会等との連携を推進する等して、災害発生時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（情報の提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙等はそれに協力するものとする。

2 甲と乙等は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙等は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙等は、平常時から災害時の生活物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲と乙等は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市産業観光部産業政策課長

乙の連絡窓口 大津商工会議所専務理事

丙の連絡窓口 大津北商工会事務局長

丁の連絡窓口 瀬田商工会事務局責任者

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

（旧協定の効力）

第12条 平成23年7月11日付けで大津市と大津北商工会と締結した災害救助に必要な物資等の調達等に関する協定は、この協定の締結をもって失効する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年1月13日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市打出浜2番1号コラボしが21 9階
大津商工会議所
会 頭

丙 大津市本堅田三丁目7番14号
大津北商工会
会 長

丁 大津市大江四丁目18番10号
瀬田商工会
会 長

エ-5 災害時相互応援に関する協定（地方卸売市場）

出典：大津市資料（平成24年12月：産業観光部）

この協定は、地方卸売市場（以下「市場」という。）を開設する都市において、地震等による災害が発生し、災害を受けた場合、市場が生鮮食料品等を被災地域の住民に供給する場合において、災害を受けていない都市の市場が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災地域における生鮮食料品等の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災地域の住民に供給する生鮮食料品等の提供
- (2) 被災地域の住民に供給する生鮮食料品等の提供に係る搬送
- (3) 人的応援は搬送に伴う範囲とし、物的応援は入場業者が取り扱う物品にとどめ、市場独自で対応できる範囲とする。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市場は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 人的応援を要請する場合においては、宿泊施設等の確保
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市場が迅速に対応できる情報等

（応援の期間）

第3条 応援の期間は、一週間程度とし、長期に及ぶ場合は、市場間で調整のうえ対応する。

（協定の順守）

第4条 応援を要請された市場は、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

（応援に要する経費負担等）

第5条 応援に要した経費（生鮮食料品等の対価・搬送に要した費用・物的、人的応援費用）は、応援を要請する市場が負担する。

その経費の負担については、次のとおりとする。ただし応援する市場が自主的に行う救援物資に伴う費用は無償とする。

(1) 応援を要請した市場が負担する経費の額は、応援をした市場が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷又は疾病等にかかった場合に要する経費は、応援市場の負担とする。

（応援経費の請求等）

第6条 前条に定める応援に要する経費を応援市場が支払った場合、応援を要請した市場にその経費を請求する。

（連絡担当者）

第7条 この協定を締結する市場は、あらかじめ相互応援のための連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をするものとする。

（定めのない事項）

第8条 協定の実施に関し、この協定に定めのない事項は、市場間で協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成11年3月26日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各市場は記名・押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月26日

長浜地方卸売市場株式会社 代表取締役
彦根総合地方卸売市場株式会社 代表取締役
八日市市公設地方卸売市場 開設者
大津市公設地方卸売市場 開設者
（立会人）
滋賀県地方卸売市場活性化協議会 会長
大津市公設地方卸売市場 市場長

エ-6 災害時における物資の供給に関する協定（レンゴー株式会社滋賀工場）

出典：大津市資料（平成28年7月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社滋賀工場（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため次条に定める物資を乙が甲に対して供給するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は、災害等で必要があると認めるときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請文書（様式第1号）を作成の上、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう、配慮するものとする。

2 乙は、物資の運搬終了後、速やかに様式第2号により、甲にその旨を報告するものとする。

（代金及び費用負担）

第5条 前2条の規定により甲が乙より供給を受けた物資の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、当該物資の代金のほか、乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、物資の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成28年7月25日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（協議解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成28年7月25日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 滋賀県栗東市辻565
レンゴー株式会社
滋賀工場長

エ-7 災害時における物資の調達等に関する協定（株式会社アヤハディオ）

出典：大津市資料（平成28年10月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）、株式会社アヤハディオ（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり、物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めるときは、乙に対して必要な情報を提供し、乙が所有する物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断される場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。

（要請に基づく物資の確保）

第3条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、必要な物資の供給に優先的に努めるものとする。

2 この場合、乙は、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。

（物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被災状況に応じて、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

（生活物資の引渡し）

第6条 甲は、乙に搬入場所を指定し、物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙に対し必要に応じて引き渡し後の物資の運搬について協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先できるよう配慮するものとする。

（代金の請求及び支払）

第7条 乙は、それぞれ第4条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に代金を乙にそれぞれ支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議の上、変更することができる。

（情報の提供）

第8条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から災害時の物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市産業観光部商工労働政策課長

乙の連絡窓口 株式会社アヤハディオ大津店長

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年10月12日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 越 直 美

乙 大津市におの浜1-1-3
株式会社 アヤハディオ
代表取締役 新居 伸之

エ-8 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（株式会社平和堂）

出典：大津市資料（平成28年12月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社 平和堂（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要であると認めるときは、乙に対し、乙の所有物資の供給について協力を要請することができる。

大津市内において地震、風水害、大火災等の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表1に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別表2「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条による要請を受けたときは、所有物資の優先供給に可能な範囲で努めるものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲が指定する物資供給拠点までとし、甲は該当指定場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 物資供給拠点までの運搬は、乙又は乙が指定するものが行うものとし、各避難所等への運搬については、甲又は甲が指定するものが行うものとする。

（車両通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を運搬および供給する車両を優先できるように配慮するものとする。

（価格）

第7条 第3条の規定により、乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 物資の納入価格は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙は協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲が供給を受けた物資の代金は、物資の納入を受けた後、乙から請求書を受領した場合には、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関わる連絡要請等についての責任者は、次の通りとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡窓口に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

（1）甲 滋賀県大津市 産業観光部 商工労働政策課長

（2）乙 株式会社平和堂 総務部総務課長

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項について又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この有効期間の満了日の1か月前までに甲及び乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1か年延長させるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月20日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 越 直 美

乙 滋賀県彦根市小泉町31番地
株式会社平和堂
代表取締役社長 夏 原 平 和

エ-9 災害時における機材の提供に関する協定（株式会社東海大阪レンタル）

出典：大津市資料（平成30年5月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社東海大阪レンタル（以下「乙」という。）とは、災害発生時における機材（乙が所有する機材であって、レンタル事業の用に供するもの。以下「機材」という。）の貸し出しについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に機材を貸し出すに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（機材の範囲）

第2条 乙が貸し出す機材は、災害により被災した建物、道路、河川その他の工作物の修復、解体、避難所の運営、その他災害対応に必要な機材とする。

（協力要請及び手続）

第3条 甲は、災害等で必要があると認めるときは、乙に対して前条に定める機材の貸し出しを要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、機材名、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請書（様式第1号）を作成の上、乙に提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができる、この場合、要請後速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった機材の貸し出しの見込みについて、甲に通知するものとする。

（機材の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に機材を運搬し、甲に引き渡すものとする。ただし、乙が被災した等の理由で運搬できないときは、甲が運搬するものとする。

2 甲は、乙が機材の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう、配慮するものとする。

3 乙は、機材の運搬終了後、報告書（様式第2号）を作成のうえ甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 前2条の規定により甲が乙より借り受けた機材の代金は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、借り受けた機材の代金のほか、乙が負担した機材の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、機材の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成30年5月17日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（連絡窓口）

第7条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市 危機・防災対策課長

乙の連絡窓口 株式会社東海大阪レンタル 大津営業所長

（協議解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成30年5月17日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長 越 直美

大阪府茨木市目垣二丁目34番21号
乙 株式会社東海大阪レンタル
取締役社長 濱田 喜代巳

エ-10 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）

出典：大津市資料（令和2年8月：産業観光部）

大津市（以下、「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下、「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格及び引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年8月18日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤 健司

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

エ-11 災害時における物資の供給等に関する協定（中部薬品株式会社）

出典：大津市資料（令和2年8月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合又は生じる恐れがある場合における被災者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条 甲は、災害時において、物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による協力の要請は、別記様式1をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に別記様式1を提出するものとする。

（協力の実施）

- 第2条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、要請に対する可否を決定した後、速やかに甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が調達することができる物資とする。
- (1) 別記様式2に掲げる物資
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議の上対応することとする。
- 2 甲は、必要に応じて乙の店舗で直接被災者に物資を供給できるものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書等により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

- 第5条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（連絡体制の整備）

- 第6条 この協定の円滑な実施を図るため、連絡体制を別記様式3のとおり定めるものとし、変更があったときは、速やかにその旨を報告するものとする。

（協議）

- 第7条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

（協定の期間と効力）

- 第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月18日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤 健司

乙 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
中部薬品株式会社
代表取締役社長 高巢 基彦

別記様式1 (第1条関係)

災害時における物資の供給等に関する要請書

年 月 日

中部薬品株式会社 御中

印

災害時における物資の供給等に関する協定第1条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請担当者	職名	
	氏名	電話
		メール
		F A X
要請日時	年 月 日 () 時 分頃	
要請理由		
要請内容	品目	数量
引渡日時	年 月 日 () 時 分頃	
引渡場所		
引取担当者	職名	
	氏名	電話
備考		

別記様式2 (第3条関係)

<p>食料品</p> <p>米、粉乳、漬物、梅干、つくだに、味噌、醤油、塩、おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、お茶、粉ミルク、液体ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）、ご飯パック、レトルト食品、菓子類など</p>
<p>衣料</p> <p>毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシなど</p>
<p>日用品等</p> <p>雨具、紙おむつ（成人用・乳児用）、おむつカバー、生理用品、石鹼、洗剤、ちり紙、トイレットペーパー、ティッシュ、ウェットティッシュ、鍋、飯ごう、やかん、バケツ、皿、茶わん、箸、スプーン、哺乳ビン、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、ごみ袋、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、マッチ・ライター、懐中電灯、ラジオ、乾電池、運動靴、スリッパ、蚊取り線香、殺虫剤、ビニールシートなど</p>
<p>医薬品及び医療用品</p> <p>一般用医薬品、マスク、消毒液、体温計、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、救急絆創膏など</p>

別記様式3 (第6条関係)

連絡体制表

1 連絡先

	大津市	中部薬品株式会社
部署名	産業観光部商工労働政策課	総務部
TEL	077-528-2754	(0572) 27-3911
FAX	077-523-4053	(0572) 27-3912

2 勤務時間及び休日

	大津市	中部薬品株式会社
部署名	産業観光部商工労働政策課	総務部
勤務時間	午前8時40分から 午後5時25分まで	午前8時30分から 午後6時00分まで
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、1月1日、2日及び3日

オ-1 災害時における供給協力に関する協定（株式会社いずみ二一）

出典：大津市資料（平成28年2月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社いずみ二一（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等すべての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第1号。以下「協力要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（供給場所等）

第3条 飲料水等の供給場所は、大津市真野二丁目丁目17番1号とする。

2 乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

（費用等負担）

第4条 甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市公営企業管理者

乙 草津市大路3丁目5番64号
株式会社いずみ二一
代表取締役社長

様式第1号 (第2条関係)

大企危第 号
年 月 日

様

大津市公営企業管理者

供給協力要請書

災害時における供給協力に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要 請 の 理 由	
業 務 内 容	
協力を要する期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】大津市企業局企業総務部危機管理室

担当

電話

オ-2 災害時における供給協力に関する協定（東洋紡株式会社総合研究所）

出典：大津市資料（平成28年2月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と東洋紡株式会社総合研究所（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等すべての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第1号。以下「協力要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（供給場所等）

第3条 飲料水等の供給場所は、大津市堅田二丁目1番1号とする。

2 乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

（費用等負担）

第4条 甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市公営企業管理者

乙 大津市堅田二丁目1番1号
東洋紡株式会社総合研究所
所長

様式第1号 (第2条関係)

大企危第 号
年 月 日

様

大津市公営企業管理者

供給協力要請書

災害時における供給協力に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要 請 の 理 由	
業 務 内 容	
協力を要する期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】大津市企業局企業総務部危機管理室

担当

電話

オ-3 災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定（滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部）

出典：大津市資料（平成23年4月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する浴場の使用及び井戸水の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲からの要請に応じて、乙が実施する被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。以下同じ。）等の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙に対して次に掲げる支援を要請するものとする。

芹 組合員所有の浴場に被災者又は救援活動に従事する者を無料で入浴させること。

棚 組合員所有の井戸の井戸水を甲及び生活用水を必要とする近隣住民に無料で提供すること。

満 災害により営業を中断している間において、脱衣場等を一時的な応急活動スペースとして提供すること。

2 甲は、前項第3号に掲げる支援を要請する場合にあっては、あらかじめ乙との協議により、使用目的、使用内容、使用期間等を定めるものとし、乙から営業再開についての申し入れがあった場合は、速やかに原状回復の上、使用を終了するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に前条第1項各号に掲げる支援（以下「支援」という。）を要請する場合は、乙に対し、災害時入浴支援等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに災害時入浴支援等要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾するときは、甲に対し、災害時入浴支援等要請受諾書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに災害時入浴支援等要請受諾書を提出するものとする。

（経費負担）

第4条 乙及び組合員が支援の実施に要した経費は、原則として乙及び組合員が負担するものとする。

（損害の補填）

第5条 この協定による支援の実施により乙又は組合員に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、支援に従事した組合員等が、当該支援の実施により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年3月24日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長

大津市打出浜13番22号
乙 滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部
支部長

オ-4 災害時における供給協力等に関する協定書

出典：大津市資料（令和3年12月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社サンデリカ滋賀事業所（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等全ての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給への支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第1号。以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（供給場所等）

第3条 飲料水等の供給場所は、株式会社サンデリカ滋賀事業所（大津市大江八丁目70番地）とする。

2 乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

（費用等負担）

第4条 甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、飲料水として供給を受ける場合の水質検査は甲が行う。

2 前項に規定のない費用のうち、疑義を生じたものについては、甲、乙協議の上負担者を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までを初年度の期間とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年12月22日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市公営企業管理者

乙 大津市大江八丁目70番地
株式会社サンデリカ滋賀事業所
事業所長

オ-5 災害時における供給協力等に関する協定書

出典：大津市資料（令和3年1月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と日本酪農協同株式会社滋賀工場（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力及び地域住民等への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等全ての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給及び地域住民等への支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第1号。以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

4 乙は、飲料水等の供給協力に加えて、次条に規定する供給場所において、地域住民等への支援として、携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置を行うものとする。

（供給場所等）

第3条 飲料水等の供給場所は、日本酪農協同株式会社滋賀工場（大津市あかね町3番1号）とする。

2 乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

3 携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置に係る場所は、第1項に規定する供給場所において、安全が確保された場所とする。

（費用等負担）

第4条 甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機等の燃料については甲が負担するものとする。

2 携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置に係る費用は、乙の負担とする。

3 前2項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議の上負担者を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までを初年度の期間とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年1月21日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市公営企業管理者

乙 大津市あかね町3番1号
日本酪農協同株式会社
滋賀工場長

カ-1 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（社団法人日本福祉用具供給協会）

出典：大津市資料（平成24年3月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給等協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、大津市内の避難所等において必要とされる福祉用具等物資を確保することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は大津市内において災害が発生し、緊急に福祉用具等物資を調達する必要があるときは、乙に対してその保有する別表に記載する福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」

をもって行うものとする。ただし、書面による要請が困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその保有する福祉用具等物資の供給に努めるものとする。

（価格）

第4条 甲が乙に要請した福祉用具等物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（引渡し）

第5条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が確認の上、引き取るものとする。

（代金の請求及び支払）

第6条 乙は、引き渡した福祉用具等物資の代金を第4条の規定に基づき算定した額をもって甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日

以内に代金を乙に支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議のうえ、変更することができる。

（連絡窓口）

第7条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市健康保険部健康長寿課長

乙の連絡窓口 社団法人日本福祉用具供給協会近畿支部滋賀ブロック長

（情報連絡体制の確認）

第8条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年、年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。

（1） 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

（2） その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期限）

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要があるが生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年3月19日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長 越 直 美

東京都千代田区三崎町三丁目6番13号
乙 社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 山 下 一 平

カ-2, 3, 4, 5 災害時に要援護者の避難施設として看護学校を使用することに関する協定

出典：大津市資料（平成25年1月：健康保険部）

〔大津赤十字看護専門学校〕

大津市（以下「甲」という。）と大津赤十字看護専門学校（以下「乙」という。）との間に、乙の施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として看護学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

（1） 妊産婦

（2） 新生児

（施設使用の要請及び受託）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、前条第1項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1） 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 身元引受人の氏名、連絡先等

（3） 施設を使用する見込み期間

（4） その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は要援護者を適切に支援するため、職員1名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年1月31日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市
大津市長 越 直 美

大津市小関町5番23号

乙 大津赤十字看護専門学校
学校長 廣 瀬 邦 彦

〔(公社)滋賀県私立病院協会〕

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県私立病院協会（以下「乙」という。）との間に、乙の運営する社団法人滋賀県私立病院協会立滋賀県堅田看護専門学校を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として滋賀県堅田看護専門学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- (1) 妊産婦
- (2) 新生児

（施設の使用の要請及び受託）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、前条第1項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 施設を使用する見込み期間
- (4) その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は要援護者を適切に支援するため、職員1名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年1月31日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長 越 直 美

大津市真野一丁目12番30号
乙 社団法人滋賀県私立病院協会
会 長 間 嶋 孝

〔(公社)大津市医師会〕

大津市（以下「甲」という。）と公益社団法人大津市医師会（以下「乙」という。）との間に、乙の運営する大津市医師会立看護専修学校を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として大津市医師会立看護専修学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- (1) 妊産婦
- (2) 新生児

（施設の使用の要請及び受託）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、前条第1項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 施設を使用する見込み期間
- (4) その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は要援護者を適切に支援するため、職員1名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年1月31日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長 越直美

大津市本宮二丁目9番9号
乙 公益社団法人大津市医師会
会長 吉徳克仁

〔華頂看護専門学校〕

大津市（以下「甲」という。）と華頂看護専門学校（以下「乙」という。）との間に、乙の施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として看護学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- (1) 妊産婦
- (2) 新生児

（施設の使用の要請及び受託）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、前条第1項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 施設を使用する見込み期間
- (4) その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は要援護者を適切に支援するため、職員1名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 越 直 美

乙 大津市大萱七丁目7番2号
華頂看護専門学校
学校長 後 藤 多 美 子

カ-6 災害時に要援護者の避難施設として高齢者福祉施設を使用することに関する協定（滋賀県老人福祉施設協議会）

出典：大津市資料（平成24年1月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）との間に、乙に加入する大津市域内の高齢者福祉施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として高齢者福祉施設の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、避難しようとする施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- （1）介護保険の要介護認定者
- （2）上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として使用できる施設を調整のうえ、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）特別養護老人ホーム近江舞子しょうぶ苑
- （2）特別養護老人ホーム榛原の里
- （3）特別養護老人ホーム真盛園
- （4）特別養護老人ホームケアタウンからさき
- （5）特別養護老人ホーム長等の里
- （6）特別養護老人ホーム千寿の郷
- （7）特別養護老人ホームリバプール
- （8）特別養護老人ホーム桐生園
- （9）特別養護老人ホーム福寿荘
- （10）特別養護老人ホームカーサ月の輪
- （11）養護老人ホーム真盛園
- （12）養護老人ホーム大津老人ホーム
- （13）ケアハウス松の浦湯治の郷

（手続き等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙及び避難する施設に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等
- （3）施設を使用する見込期間
- （4）その他必要と認める事項

（避難者の移送）

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努め、避難する施設は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難する施設が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するもの

とする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要があるが生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年1月12日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長

草津市笠山七丁目8番138号
乙 滋賀県老人福祉施設協議会
会長

**カ-7 災害時に要援護者の避難施設として障害福祉サービス事業所等を使用することに関する協定
(特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会)**

出典：大津市資料（平成27年3月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会（以下「乙」という。）との間に、乙が加入する大津市域内の障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として事業所の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、避難しようとする事業所が受入れ可能で、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者とその家族及び関係者
- (2) 上記に準じる者

（事業所の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として使用できる事業所を調整のうえ、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する事業所は、別表に掲げる施設とする。

（手続き等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙及び避難する事業所に対して、予め電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 事業所を使用する見込期間
- (4) その他必要と認める事項

（避難者の移送）

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努め、避難する事業所は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達及び支援員の確保）

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難する事業所が要援護者を適切に介助できるよう看護職員、生活支援員及びボランティア等支援員の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、乙に対し、要援護者が利用期間内に要した経費を負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要があるが生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 越 直 美

乙 大津市京町三丁目5番12号 森田ビル5階
特定非営利活動法人
おおつ「障害者の生活と労働」協議会
理事長

カ-8 災害時に福祉避難所として北大津養護学校を使用することに関する協定（県立北大津養護学校）

出典：大津市資料（平成30年5月：総務部）

大津市（以下甲という）と滋賀県立北大津養護学校（以下乙という）は、大津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号第2条第1項）に定める災害（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内に発生した災害時において、甲の地域に居住する要配慮者およびその関係者（以下「要配慮者等」という。）が利用する福祉避難所および防災の活動拠点等（以下「福祉避難所等」という）として、乙の管理する施設の一部を使用することおよび甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、要配慮者等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が管理する施設を甲が福祉避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部または全部の提供に関して、乙の運営に支障のない範囲で協力するものとする。

- (1) 体育館
- (2) 保健室
- (3) 駐車場
- (4) その他乙が使用を認めた場所

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者等が利用する福祉避難所
- (2) 福祉避難所等にかかる防災関係機関の活動拠点等

（福祉避難所の開設）

第4条 甲は、要配慮者等に避難の必要があると予想されるときは、要配慮者等の受入れについて乙に予め連絡をし、第2条に掲げる施設を福祉避難所等として利用することについて協力を得るものとする。

2 福祉避難所の開設期間は、災害が発生した日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（福祉避難所の管理運営）

第5条 福祉避難所等の管理運営は、甲が行うものとする。ただし、発災直後、直ちに避難所運営の体制を整えることが困難なときは、乙は可能な範囲で避難所の管理運営に協力を行うものとする。

2 施設の鍵の開閉は、甲が責任をもって行うものとし、学校運営中は乙が実施する。

（物資等の備蓄）

第6条 甲は、甲が所有する防災用備蓄食料、飲料水および簡易トイレ等の日常生活用品を乙の管理する施設の一部に保管することができるものとする。

（許可の取消しまたは変更等）

第7条 乙は、次の各号に該当するときは、第2条の使用を取消しまたは変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、本来の目的に供する必要が生じたとき
- (2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第8条 甲は、第2条で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第9条 甲は、福祉避難所等の使用によって、設備、施設または土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）

第10条 甲は、避難所の運営及び終了時において、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、乙に報告し、使用した施設を原状に復し、乙に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）

第11条 福祉避難所等の提供において必要な費用のうち無償とするのは、施設の利用料のみとし、第3条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前項以外の協力を要した経費の負担については、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、福祉避難所等の運営に関して、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合に要した経費については、甲の負担とする。

4 甲は、第2条で申請した施設を使用する者が乙の施設および設備を破損または汚損あるいは紛失したときは、乙の損害を賠償しなければならない。

5 前項の規定による賠償額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(情報の交換)

第12条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲および乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(個人情報の保護)

第14条 甲および乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めがない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに、甲および乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月1日

滋賀県大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長

滋賀県大津市伊香立向在地町25番地
乙 滋賀県立北大津養護学校
校長

カ-9 災害時に避難施設として救護施設を使用することに関する協定

出典：大津市資料（令和元年11月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人滋賀同仁会滋賀保護院（以下「乙」という。）との間に、乙が管理運営する救護施設（以下「救護施設」という。）を災害時に要配慮者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設としての救護施設の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げるもののうち、救護施設が受け入れ可能で、災害時に特別な配慮を必要とする者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者とその家族及び関係者
- (2) 上記に準じる者

（救護施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要配慮者及びあらかじめ指定する避難所（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要配慮者のために、救護施設を使用することについて、乙に要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として救護施設を使用できるよう調整し、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、第3条の規定により救護施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、予め電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 救護施設を使用する見込期間
- (4) その他必要と認める事項

（避難者の移送）

第5条 甲は、避難が必要な要配慮者の移送を行うよう努め、乙は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達及び支援員の確保）

第6条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介助できるよう看護職員、生活支援員及びボランティア等支援員の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙に対し、要配慮者が利用期間内に要した経費を負担するものとする。

（受入れ意可能人員等）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年11月7日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 越 直 美

乙 大津市本宮二丁目6番45号
社会福祉法人滋賀同仁会
滋賀保護院 所長 結 城 慶 一

キ-1 大津市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定（大津市社会福祉協議会）

出典：大津市資料（令和4年4月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人大津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に基づき、大津市内で発生した災害時の被災者支援及び平常時の災害予防対策等において、甲と乙が協力して行う災害ボランティア活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定書において、「災害ボランティア」とは、災害発生後に行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援及び被災者の生活、自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供する個人・団体をいう。

2 「災害」とは、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他災害で市民生活に甚大な支障が生じる災害をいう。

3 この協定書において、センターの「平常時」、「災害時」の体制の定義は次のとおりとする。

(1) 「平常時」大津市内で災害が発生していない状況、または災害が発生しても災害時体制への移行に至らない場合をいう。

(2) 「災害時」大津市内で第2条第2項の災害により相当規模の災害が発生し相当規模の被害が予測される場合をいう。

（災害ボランティアセンターの設置）

第3条 乙は、常設型のセンターを設置するものとする。

2 平常時におけるセンターは、乙の事務所とする。

3 センターを災害時体制に移行決定したときは、市役所庁舎新館1階211会議室をセンターとする。ただし、災害規模等の状況で市役所庁舎に設置することが適当でない場合、設置場所について、甲乙協議するものとする。

（体制の移行）

第4条 次の各号に該当するときは、甲乙協議のうえ、センターの平常時体制を災害時体制に移行する。なお、災害時体制の解除の判断は、災害の復旧状況、特に地域組織の立ち直りや再生の状況、被災地の自立を考慮し、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(1) 市災害対策本部が設置され、災害対応の必要が生じたとき。

(2) 甲が災害対応上、必要であると判断し、乙に要請したとき。

(3) 大規模災害が発生し、明らかに災害対応が必要であると乙が判断したとき。

（災害ボランティアセンターの運営）

第5条 センターは、「大津市災害ボランティアセンター災害対応ガイドライン」に基づき、外部からのボランティア、他の社会福祉協議会及び地域の各種団体等の協力のもと、乙が主体的に運営するものとする。

（連携及び協力）

第6条 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を、乙に提供するものとする。

2 乙は、センター運営に支障があるときは、甲に必要な協力を求めることができる。

（災害ボランティアセンターの業務）

第7条 センターが実施する業務は、以下に掲げるとおりとする。

2 平常時は次の業務を行うものとする。

(1) 災害ボランティア活動の調査、研究及び訓練の実施

(2) 災害ボランティア活動の広報・啓発

(3) 甲をはじめとする関係機関、団体や市民との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備

(4) 災害ボランティア及びコーディネーターの育成

(5) 市内で相当規模の被害には至らない災害が発生した場合の対応

(6) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達・保管（保管場所は、浜大津一丁目13番6、13番15、普通河川、浜町9番10、9番14）

(7) 大津市外で発生した災害における情報発信や情報収集及び災害ボランティアセンター支援ほか、必要と認められる活動

3 災害時は次の業務を行うものとする。

(1) 災害ボランティアの募集、受入及びコーディネートの実施

(2) 被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握

(3) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達

(4) 災害ボランティアの安全管理

(5) 甲をはじめとする関係機関や団体との連絡調整

(6) その他、必要と認められる活動

（費用負担）

第8条 第7条第2項に規定する業務に関し、必要な費用負担は甲乙協議のうえ決定する。

2 第7条3項に規定する業務に関し、必要な経費は甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

(損害補償)

第9条 災害ボランティア活動に関し、災害ボランティアが被った被害、及び災害ボランティア活動中の損害の補償は、ボランティア保険の範囲の中で対応するものとする。

2 前項のボランティア保険に係る費用は、第8条第2項に準ずる。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンター運営状況について報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人大津市社会福祉協議会個人情報保護規定により、適切に管理するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに、甲乙それぞれから別段の意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

平成28年4月1日

令和4年4月1日一部改正

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長 佐藤 健 司

大津市浜大津四丁目1番1号
乙 社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
会 長 竹 内 俊 彦

ク-1 防災への取り組みに関する協定（Google Ireland Limited）

出典：大津市資料（平成25年11月：総務部）

大津市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。

(2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

(3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。

(4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。

2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited 大津市

(Authorized Signature)

(Name)

(Title)

(Date)

(署名)

(氏名)

(肩書)

(日付)

(省略)

越 直 美

大津市代表 大津市長

平成25年11月27日

ク-2 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

出典：大津市資料（平成25年12月：総務部）

大津市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、大津市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大津市が大津市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大津市の行政機能の低下を軽減させるため、大津市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、大津市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、大津市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大津市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 大津市が、大津市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 大津市が、大津市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 大津市が、災害発生時の大津市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 大津市が、大津市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて大津市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

(7) 大津市が、大津市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2. 大津市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大津市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく大津市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、大津市から提供を受ける情報について、大津市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大津市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大津市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、大津市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年12月2日

大津市：滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市

大津市長 越 直 美

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

ク-3 災害時の放送に関する協定（株式会社ZTV）

出典：大津市資料（平成27年2月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社ZTV（以下「乙」という。）とは、災害時の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が災害時に防災対策又は応急対策等を実施する上で、放送が有効な手段となり得る場合に、乙に対して放送を依頼することを目的とする。

（放送依頼の手続き）

第2条 甲は、乙に対して、次の事項を明確にして放送を依頼する。

- （1）放送依頼の理由
- （2）放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他放送に必要な事項

（放送の実施等）

第3条 前条により、乙は甲から放送を依頼された場合、乙の放送基準及び施設の機能等に応じて、乙の判断により、放送チャンネル、形式、内容、及び時刻を決定し、放送を実施する。

2 乙は甲に対して、前項の実施に必要な資料等の提供を要求することができる。

3 乙は放送の実施に際して、決定した内容について甲へ事前に連絡するものとする。但し、急を要する場合や連絡手段が確保できない等、何らかの事由により事前に報告ができない場合はこの限りではない。

（費用の負担）

第4条 放送の実施により発生する費用は原則として乙が負担する。

（放送不能の措置）

第5条 甲は、第3条に関わらず、災害により乙自ら被災する等、何らかの事由により乙が放送を実施することが困難であると甲へ申し出た場合は、乙が放送を行わないことを承諾する。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本協定を実施するための連絡責任者を定めることとし、連絡責任者を定めた際、または変更があった際は直ちに相手方に通知しなければならない。

（協定の期間）

第7条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、本協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し解決する。

2 前項の協議による決定、又は本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは無効とする。

（原協定の失効）

第9条 平成16年12月16日付けで甲と乙が締結した協定書は、この協定書の締結の日をもって、その効力を失う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年2月2日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 滋賀県草津市野路町683番地1
株式会社ZTV
取締役 滋賀放送局長

ケ-1 災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関する協定（株式会社ZTV）

出典：大津市資料（平成27年7月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社ZTV（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所におけるインターネット回線の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が災害時に避難所を開設する場合に、乙が当該避難所におけるインターネット回線（以下「回線」という。）を提供することにより、市民の情報収集の一助とすることを目的とする。

（対象となる避難所）

第2条 災害時に回線を提供する避難所については、市内避難所のうち乙の提供する地域 BWA 回線の電波が届く避難所とする。

2 対象となる避難所を追加・削除または変更する場合は、甲乙間で協議のうえ決定する。

（回線提供の実施等）

第3条 甲は、乙が大津市内を対象に行う地域 BWA 無線局の免許申請に同意する。

2 前条にて対象となった避難所に対しては、乙が予定している地域 BWA 回線（無線回線）の開局対象地域の拡大に併せて、令和2年度末までに順次提供を開始する。

3 避難所でのインターネット回線への接続方法は Wi-Fi 回線（無線 LAN）を使用するものとし、利用者はアクセスのための端末（PC、スマートフォン等）を用意する事を前提とする。

4 乙は、対象となった避難所に対して、地域 BWA 回線受信端末および Wi-Fi アクセスポイントを設置し運用する。

5 甲は乙に対して、前項の実施に必要な Wi-Fi アクセスポイント用地域 BWA 回線受信端末の設置場所および電源を提供する。

6 地形または経済的条件による条件不利地に立地する避難所については、甲乙間で協議のうえ対応を行うものとする。

7 乙は、甲がおこなう本回線を利用した防災その他の公共の福祉の増進に寄与する情報伝達に対して協力するものとする。

8 甲は、乙が地域 BWA 回線送信基地局を甲の土地または建物に設置を希望する場合は、甲乙間で協議のうえ協力するものとし、乙は必要となる経費を甲に支払うものとする。

（費用の負担）

第4条 回線敷設と運用にかかる費用および災害時の利用料は、原則として乙が負担する。

2 甲が災害時以外に当該回線の利用を希望する場合は、別途乙に対して料金を支払うことで利用できるものとする。

（回線提供不能の措置）

第5条 甲は、第3条に関わらず、災害により乙自ら被災する等、何らかの事由により乙が回線提供を実施することが困難であると甲へ申し出た場合は、乙が回線提供を行わないことを承諾する。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本協定を実施するための連絡責任者を定めることとし、連絡責任者を定めた際、または変更があった際は直ちに相手方に通知しなければならない。

（協定の期間）

第7条 本協定は、平成33年3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、本協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し解決する。

2 前項の協議による決定、又は本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは無効とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年7月6日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 滋賀県草津市野路町683番地1
株式会社ZTV
取締役 滋賀放送局長

ケ-2 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定（公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会、湖西滋賀地区委員会）

出典：大津市資料（平成 29 年 3 月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会（以下「乙」という。）及び同湖西滋賀地区委員会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が大津市地域防災計画に基づく防災拠点となる消防署、庁舎及び市民センター並びに医療活動拠点となる病院並びに避難所となる学校等（以下「避難施設等」という。）または市内の建築物等において行う被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）について、乙及び丙に協力を求めることにし基本事項を定める。

（応急危険度判定）

第 2 条 応急危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により行うものとする。

（派遣の要請）

第 3 条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要があるときは、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、乙及び丙に所属する建築士の派遣を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び派遣を必要とする事由
 - (2) 要請内容
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、文書（様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第 4 条 甲が乙及び丙に要請する応急危険度判定の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が指定する避難施設等の応急危険度判定（セーフティチェック）
- (2) 市内被災建築物等の応急危険度判定

（協力の実施）

第 5 条 乙及び丙は、第 3 条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、建築士の派遣及び応急危険度判定を実施するものとする。

- 2 乙及び丙は、第 3 条の要請を受けたときは、速やかに派遣する者の氏名及び人員等を甲に報告するものとする。
- 3 乙及び丙は、応急危険度判定に必要な機材等の提供について、可能な限り協力するものとする。

（報告）

第 6 条 乙及び丙は、応急危険度判定に従事したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を文書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって報告し、事後において文書を提出するものとする。

- (1) 従事内容及び従事した人員等
- (2) 応急危険度判定結果
- (3) 従事によって知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

（事前計画）

第 7 条 乙及び丙は、災害時の応急危険度判定の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定め、甲に文書で報告するものとする。

- 2 乙及び丙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（情報共有）

第 8 条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（連絡体制）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置くものとする。
2 連絡責任者は、甲においては、第4条第1項1号については建築課長、同項2号については建築指導課長、乙及び丙においては、それぞれ地区委員会委員長をもって充てるものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は無償とする。ただし、乙及び丙が派遣した判定士が携行する機材等が、その責に帰すことができない事由により損傷した場合は、甲が現物弁償するものとする。

(補償等)

第11条 この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、その責に帰すことができない事由により死亡、負傷若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領を適用するものとする。

(第三者に対する損害)

第12条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、その責に帰すべき理由によるものを除き、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、施行の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは更に1年間延長するものとし、以後この例による。

2 前項に規定する協定の解除及び変更の申出は、書面をもって行う。

(守秘義務)

第14条 乙及び丙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(細目)

第15条 この協定を実施するために必要な手続等に係る事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定書は、平成29年4月1日から施行する。

(災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定書等の廃止)

2 災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定書(平成20年9月2日締結)及び災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する覚書(平成25年2月20日締結)は、平成29年3月31日をもって廃止する。

以上、この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月27日

滋賀県大津市御陵町3番1号

甲 大津市
大津市長 越 直 美

滋賀県大津市仰木の里東一丁目12番8号

乙 公益社団法人 滋賀県建築士会大津地区委員会
委員長 森 川 和 彦

滋賀県大津市伊香立下在地町967

丙 公益社団法人 滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会
委員長 坂 田 徳 一

様式第1号

平成 年 月 日

応急危険度判定士派遣要請書

公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会 様
 公益社団法人滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会 様

大津市長
 (課長)

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を必要とする事由

2 要請内容

区 分	内 容
要 請 期 間	年 月 日から 年 月 日
要 請 場 所	(住 所) 大津市
	(施設名)
	(区域等) 別添による

3 その他

様式第2号

平成 年 月 日

応急危険度判定完了報告書

大津市長 様
(課長)

公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会
公益社団法人滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書第6条の規定に基づき、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 従事内容及び従事した人員等

区 分	内 容
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日
従 事 場 所	(住 所) 大津市
	(施設名)
	(区域等) 別添による
従 事 した 人 員 等	(人数) 名
	(氏名)

2 応急危険度判定結果 別添のとおり

3 従事によって知り得た災害情報

4 その他

ケ-3 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定（大津市食品衛生協会）

出典：大津市資料（平成26年3月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と大津市食品衛生協会（以下「乙」という。）は、大津市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時においては、帰宅困難者の発生や、多くの市民が長期間にわたり避難所等における避難生活を余儀なくされること等が想定されることから、甲及び乙が連携し災害支援活動を行うにあたって、必要な事項を定め、帰宅困難者に対する支援と避難所等における食品衛生の確保等、被災者の支援と負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が市内で発生している状況をいい、「帰宅困難者」とは、災害時に公共交通機関等が機能停止したことに伴い、帰宅が困難となった者をいう。また、「避難所等における避難生活」とは、甲が設置する避難所において生活を行う場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、次の各号にあげるとおりとする。

- 1 帰宅困難者に対する支援
- 2 避難所における食品衛生指導
- 3 生活用水の提供
- 4 食品関係事業者に対する食料品の供出呼びかけ

（業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、第2条に定める帰宅困難者又は避難所等の住民に限る。ただし、第3条第3項の「生活用水の提供」についてはこの限りでない。

（要請）

第5条 甲は、業務の必要があると認めるときは、乙に対し支援業務提供要請書（別記様式1）により依頼するものとする。

2 乙は、甲からの依頼を受けた際には可能な範囲において速やかに対応を行う。

（業務の提供及び報告）

第6条 乙は、甲から第5条に定める要請があったときは、可能な限り会員等を避難所等へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、支援業務提供結果報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第7条 効率的かつ迅速に業務が実施できるよう、乙は毎年6月1日現在の甲及び乙の業務の提供に関する実施責任者の確認を行うとともに、支援体制連絡簿を作成して各々に配付するものとする。

（業務の経費）

第8条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙の負担とする。

（損害発生時の対応）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙又はこれらの会員等に損害を与えた場合は、乙又はこれらの組員等に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は業務の実施中に、自らの責に帰すべき事由により甲及び乙の会員又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに書面をもって甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、役務を伴う業務の実施前にボランティア保険に加入するものとする。

（実施細目）

第10条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

付 則

1 この協定の有効期間は、協定の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降も同様とする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

3 この協定の実行力を確保するために、乙は甲が実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するように努めるものとする。

平成26年3月17日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市長

乙 大津市におの浜四丁目4番5号
大津市食品衛生協会
会 長

ケ-4 災害時の被災者施術活動についての協定（大津鍼灸マッサージ師会）

出典：大津市資料（平成28年10月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と大津鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）とは、災害時の被災者施術活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が災害発生時に避難所を開設する場合に、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所に乙の会員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

3 第1項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（支援内容）

第3条 この協定における支援内容は避難所における鍼・灸・あん摩マッサージ指圧及び療養上の相談とする。

（支援期間）

第4条 支援期間は、原則として、避難所開設時から解散するまでの間で、甲、乙が協議し決定する。

（経費負担等）

第5条 乙の施術費用については無料とする。また、鍼、艾、テープ、衛生材料、薬剤等施術にかかる費用については原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第6条 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の一ヶ月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定の更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年10月26日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 滋賀県大津市本丸町6番28号
大津鍼灸マッサージ師会
会長

ケ-5 災害発生時における相互協力に関する協定（京都刑務所及び大津少年鑑別所）

出典：大津市資料（令和5年3月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と京都刑務所（以下「乙」という。）及び大津少年鑑別所（以下「丙」という。）は、大津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内に発生した災害時において、甲が地域に居住する住民などの避難所及び防災関係の活動拠点等（以下「避難所等」という。）として、乙及び丙がそれぞれ管理する施設の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙及び丙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第2条 乙及び丙は、甲が実施する災害対策により、乙及び丙が指定する施設を甲が避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙及び丙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、乙及び丙それぞれにおいて、その運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- (1) 滋賀拘置支所鍛錬場
- (2) 滋賀拘置支所駐車場
- (3) 大津少年鑑別所職員待機所
- (4) その他乙又は丙が使用を認めた場所

2 甲は、前項の使用申請を行うときは、使用する施設に対応する国有財産使用許可申請書（別紙様式1-1～2）を乙又は丙に提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙及び丙それぞれが甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

- (1) 地域に居住する住民などの避難所
- (2) 防災関係機関の活動拠点等

（申請に基づく措置等）

第4条 乙及び丙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、それぞれ国有財産使用許可書（別紙様式2-1～2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙及び丙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙及び丙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講じるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第5条 乙及び丙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙及び丙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙及び丙それぞれにおいて、本来の目的に供するため必要が生じたとき
- (2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第6条 甲は、第2条第2項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙又は丙への報告）

第7条 甲は、避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、これを管理する乙又は丙に対し、速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲は、乙及び丙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、施設ごとに乙又は丙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した経費については、第4条第2項に規定する施設使用料を除いて甲の負担とする。

2 前項及び第8条第2項に規定する経費を除き、協役に要した経費の負担については、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月3日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤健司

乙 京都市山科区東野井ノ上町20
京都刑務所
京都刑務所長 小 鷲 一 平

丙 大津市大平一丁目1-2
大津少年鑑別所
大津少年鑑別所長 松 田 芳 政

コ-1 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（おごと温泉旅館協同組合）

出典：大津市資料（平成27年7月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とおごと温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙の組合員がその所有する施設を一時滞在施設として提供すること（以下「一時滞在施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙の組合員が所有する施設（別表）とする。

2 乙は、乙の組合員に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

2 乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

3 第1項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第4条 乙の組合員は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

- 1) 一時滞在施設である旨の表示を行うこと。
- 2) 帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を乙に報告すること。
- 3) 帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供すること。
- 4) 甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供すること。
- 5) 帰宅困難者のうち、高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生等の要配慮者に対しては施設の提供に特に配慮すること。また、外国人旅行者などへの対応についても、必要に応じて配慮すること。

（一時滞在施設の提供期間）

第5条 一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第6条 一時滞在施設の提供に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大津市産業観光部観光振興課長とし、乙においては理事長とする。

（協定の効力及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書の廃止）

第10条 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書（平成27年7月28日締結）は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月26日

大津市御陵町3番1号
 甲 大津市
 大津市長 越 直美

大津市雄琴六丁目5番1号
 乙 おごと温泉旅館協同組合
 理事長 金子 博美

別表

施設の名称	所在地
びわこ緑水亭	大津市雄琴六丁目1番6号
里湯昔話 雄山荘	大津市雄琴一丁目9番28号
湖畔の宿 雄琴荘	大津市雄琴六丁目1番24号
びわ湖 花街道	大津市雄琴一丁目1番3号
湯元館	大津市苗鹿二丁目30番7号
天然温泉の宿 ことゆう	大津市苗鹿三丁目9番5号
暖灯館 きくのや	大津市雄琴六丁目1番29号
湯の宿 木もれび	大津市苗鹿二丁目30番1号
琵琶湖グランドホテル	大津市雄琴六丁目5番1号

コ-2 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（株式会社いずみ二一）

出典：大津市資料（平成28年7月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社いずみ二一（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有する施設を一時滞在施設として提供すること（以下「一時滞在施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 大津市真野2丁目17番1号

施設名 堅田イトマンスポーツクラブ

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

2 乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

3 第1項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第4条 乙は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

- (1) 一時滞在施設である旨の表示を行う
- (2) 帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を甲に報告する
- (3) 帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供する
- (4) 甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供する

（一時滞在施設の提供期間）

第5条 一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（搬送支援）

第6条 乙は、可能な限り所有するバス等を活用し、帰宅困難者を搬送支援するものとする。

（経費負担）

第7条 一時滞在施設の提供および帰宅困難者の搬送支援に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第8条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年7月25日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 草津市大路3丁目5番64号
株式会社いずみ二一
代表取締役社長

コ-3 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（株式会社平和堂）

出典：大津市資料（平成28年12月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有する施設を一時的に利用して、帰宅困難者のための一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として提供することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙が所有する施設（別表）とする。

2 乙は、対象施設に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

2 乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

3 第1項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第4条 乙は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

- (1) 一時滞在施設内に受入場所を確保する。
- (2) 一時滞在施設である旨の表示を行う。
- (3) 帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を甲に報告する。
- (4) 帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供する。
- (5) 甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供する。

（一時滞在施設の提供期間）

第5条 一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第6条 一時滞在施設の提供に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1か年延長させるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 滋賀県彦根市小泉町31番地
株式会社平和堂
代表取締役社長

コ-4 災害発生時における帰宅困難者への支援に関する協定（一般社団法人大津市商店街連盟）

出典：大津市資料（平成28年10月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と一般社団法人 大津市商店街連盟（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して支援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、帰宅困難者が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙が帰宅困難者に対し実施する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、帰宅困難者への支援を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の加盟会員と連携し、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（帰宅困難者支援の内容）

第3条 乙の加盟会員は次に掲げる事項に関して、可能な限り帰宅困難者への支援を行うものとする。

- (1) 一時滞在施設として帰宅困難者を受け入れる。
- (2) 帰宅困難者のために水道水、トイレ及び物資を提供する
- (3) 通行可能な道路等の情報を帰宅困難者に提供する

2 乙は、前項の支援を実施した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（支援期間）

第4条 帰宅困難者への支援は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第5条 帰宅困難者への支援に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第6条 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月26日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市打出浜2番1号
一般社団法人 大津市商店街連盟
理事長

サ-1 災害時の医療救護活動についての協定（社団法人滋賀県大津市医師会）

出典：大津市資料（平成18年2月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人滋賀県大津市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から医療救護班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第1項に規定する要請をまたずに医療救護所等に医療救護班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の派遣報告があったときは、第1項に規定する派遣要請があったものとみなす。

5 医療救護班は、1班当たり医師2名で構成する。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第6条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 医療救護所等における転送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
- (4) 避難所等における被災者等のカウンセリング
- (5) 傷病の程度に応じた医療機関への紹介
- (6) 救護所等でのリハビリテーションの指導
- (7) 死亡の確認

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄又は供給する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において医療救護班が必要とする給食及び給水は、原則として甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第9条 医療救護所等における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成・派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 医療救護班の医師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 医療救護班の医師による医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（医師による重大な過失によるものは除く。）

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年2月16日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市
市長

大津市浜大津四丁目1-1 明日都1階

乙 社団法人滋賀県大津市医師会
会長

サ-2 災害時の歯科医療救護活動についての協定（社団法人大津市歯科医師会）

出典：大津市資料（平成24年12月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人大津市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から歯科医療救護班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第1項に規定する要請をまたずに医療救護所等に歯科医療救護班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の派遣報告があったときは、第1項に規定する派遣要請があったものとみなす。

5 歯科医療救護班は、1班当たり歯科医師2名で構成する。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、歯科医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第6条の指揮命令に従い被災地を巡回し、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 医療救護所等における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 傷病の程度に応じた医療機関への紹介
- (5) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が備蓄又は供給する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において歯科医療救護班が必要とする給食及び給水は、原則として甲が行う。

3 備蓄歯科医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第9条 医療救護所等における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 歯科医療救護班の歯科医師による歯科医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（歯科医師による重大な過失によるものは除く。）

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前まで

に甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年2月16日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市
市長

大津市京町四丁目3番28号

乙 社団法人大津市歯科医師会
会長

サ-3 災害時の医療救護活動についての協定（社団法人大津市薬剤師会）

出典：大津市資料（平成24年12月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人大津市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から薬剤師班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、現地の医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第1項に規定する要請をまたずに医療救護所等に薬剤師班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の派遣報告があったときは、第1項に規定する派遣要請があったものとみなす。

5 薬剤師班は、1班当たり薬剤師2名で構成する。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第4条 乙所属の薬剤師班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第6条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1） 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導、相談

（2） 救護所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第7条 乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の薬剤師班は、原則として甲又は乙が備蓄、供給する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食および給水は、原則として甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として乙が行う。

（医療費）

第9条 医療救護所等における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の服薬指導等を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1） 薬剤師班の編成・派遣に要する経費

（2） 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（3） 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（4） 薬剤師班の薬剤師による医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（薬剤師による重大な過失によるものは除く。）

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（細目）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年2月16日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市

市長

大津市皇子が丘二丁目9番22号

乙 社団法人大津市薬剤師会

会長

サ-4 災害時における犬猫救護活動の協力に関する協定（大津開業獣医師会長）

出典：大津市資料（平成31年1月：保健所）

大津市（以下「甲」という。）及び大津開業獣医師会長（以下「乙」という。）は、大津市域において地震等による災害が生じたとき（以下「災害時」という。）に実施する犬猫救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に放浪犬猫の保護収容その他の活動（以下「犬猫救護活動」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 犬猫救護活動の対象は、被災により放浪している犬猫及び被災者が飼育する犬猫（以下「被災犬猫」という。）とする。

（犬猫救護活動の内容）

第3条 犬猫救護活動は、次に掲げる事項の全部又は一部とする。

- (1) 被災犬猫の保護収容、飼養管理、譲渡等に関すること。
- (2) 傷病状態にある被災犬猫の応急処置、治療に関すること。
- (3) 被災犬猫を飼養する者に対する飼養の支援等に関すること。
- (4) 被災犬猫の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関すること。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、災害時の必要に応じ、前条の犬猫救護活動への協力を乙に要請するものとする。

2 前項の協力要請は、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし急を要するときは、口頭等で協力要請した後、その要請についての文書を送付することで足りるものとする。

- (1) 犬猫救護活動の目的及び内容
- (2) 犬猫救護活動を実施する日時又は期間
- (3) 犬猫救護活動を実施する場所
- (4) その他必要な事項

（活動の実施）

第5条 乙は、前条第1項の協力要請を受けたときは、可能な限り、その犬猫救護活動の実施に努めるものとする。

2 甲及び乙は、犬猫救護活動の実施にあたっては、適宜情報交換に努めるものとする。

（活動の終了）

第6条 乙は、第4条第1項の協力要請を受けて実施していた犬猫救護活動について、その目的を達成し、又はその必要がなくなったときは、要請者甲と協議して活動を終了するものとする。

（費用負担）

第7条 活動の実施にあたり必要な物資等の経費については、甲と乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあつては、大津市保健所衛生課動物愛護センター、乙にあつては、大津開業獣医師会会長宅とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、犬猫救護活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（協定の有効期間及び更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日の属する年度の末日までとする。ただし、甲、乙のいずれかがこの協定を更新しない旨をあらかじめ相手方に文書で通知した場合を除き、この協定は、有効期間が満了した日の翌日から1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（地位の承継）

第11条 乙は、乙の団体内における役員変更により会長の職が第三者に異動した場合に限り、この協定上の地位を乙から当該第三者に承継させることができる。当該第三者から更に他の者に会長の職が異動した場合も同様とする。

2 前項の場合において、乙は、協定上の地位を承継する旨を当該第三者との連署により記した書面を甲に提出するものとする。

（その他）

第12条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年1月24日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長

大津市今堅田二丁目26番16号
乙 大津開業獣医師会
会長

シ-1 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定（滋賀県ペストコントロール協会）

出典：大津市資料（平成24年12月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、大津市域において地震及び風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、地域の衛生状態の悪化を防ぎ、感染症のまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫活動を十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という）の実施について、協力を要請することができる。

- (1) 災害等の発生時における消毒活動
- (2) 災害等の発生時におけるねずみ族、昆虫等の駆除活動
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（協力）

第2条 乙は、甲から前条各号の防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労力の提供（以下、薬剤、労力等）を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動要請手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出勤させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動場所に甲の職員が出動できない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の支払方法）

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（平時からの連携）

第10条 甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法を確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（地位の承継）

第12条 乙は、乙の団体内における役員変更により会長の職が第三者に異動した場合に限り、この協定上の地位を乙から当該第三者に承継させることができる。当該第三者から更に他の者に会長の職が異動した場合も同様とする。

2 前項の場合において、乙は、協定上の地位を承継する旨を当該第三者との連署により記した書面を甲に提出するものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年6月2日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 滋賀県彦根市鳥居本町425
滋賀県ペストコントロール協会
会長

ス-1 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県建設業協会大津支部）

出典：大津市資料（平成24年12月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と、社団法人滋賀県建設業協会大津支部（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における応急救援活動として、公共土木建築施設（市が管理する道路、河川、建築物、工作物等という。以下同じ。）の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等に土木資機材、労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請することができる。

（連絡責任者）

第3条 前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては社団法人滋賀県建設業協会大津支部事務長をそれぞれ指定するものとする。

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたときは、乙は、法令の定めるところに従って、応急救援活動に従事するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受託するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受託書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受託書を提出するものとする。

3 乙は、滋賀県と社団法人滋賀県建設業協会が締結している災害時における応急救援活動への応援に関する協定書による応援要請があったときは、地理的条件、被災状況その他の条件を勘案して判断し、応援に応じるものとする。

（応急救援活動の指示）

第6条 前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該応急救援活動の内容に応じて、応援要請の際に別途定める市現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

（応急救援活動の実施等）

第7条 応急救援活動の実施に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。
- (2) 公共土木建築施設の応急復旧工事については、甲及び乙の所属会員の間において工事請負契約を締結した後に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭で指示し、事後速やかに乙の所属会員と契約締結を行うものとする。

（情報の提供等）

第8条 甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第9条 乙は、人命救助のための土木資機材、労力等の提供をしたときは、土木資機材、労力等応援完了報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに土木資機材、労力等応援完了報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第10条 応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害の補填）

第11条 この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第12条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第14条 乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

のとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(その他)

第16条 この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年11月28日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市島の関12番2号
社団法人滋賀県建設業協会大津支部
支部長

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

災害応急救援活動要請書

社団法人滋賀県建設業協会大津支部
支部長 様

大津市長

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援の区分

- (1)人命救助のための土木資機材労力
- (2)公共土木建築施設の応急復旧
- (3)応急仮設住宅にかかる敷地整備

2 災害の状況および応援を必要とする事由

3 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 内 容	
活 動 期 間	
活 動 場 所	
機 械 の 種 類 、 数 量	
資 機 材 等 の 種 類 、 数 量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

4 市現場指揮者

所 属	
役 職	
氏 名	
連 絡 先	

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

災害応急救援活動要請受託書

(あて先)
大津市長

社団法人滋賀県建設業協会大津支部
支部長 ⑩

年 月 日付け 第 号で要請のありました災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づく応急救援活動について、下記のとおり受託します。

記

1 応援の区分

- (1)人命救助のための土木資機材労力
- (2)公共土木建築施設の応急復旧
- (3)応急仮設住宅にかかる敷地整備

2 応援受託内容

区 分	内 容	
活 動 内 容	1 要請書のとおり	2 変更点
活 動 期 間	1 要請書のとおり	2 変更点
活 動 場 所	1 要請書のとおり	2 変更点
機 械 の 種 類 、 数 量	1 要請書のとおり	2 変更点
資機材等の種類、数量	1 要請書のとおり	2 変更点
労 力 の 内 容	1 要請書のとおり	2 変更点
そ の 他	1 要請書のとおり	2 変更点

3 現場における責任者

会 社 名	
役 職	
氏 名	
連 絡 先	

4 その他

様式第3号(第9条関係)

土木資機材労力等応援完了報告書

活 動 内 容	
活 動 期 間	
活 動 場 所	
機 械 の 種 類 、 数 量	
資機材等の種類、数量	
労力等の職種、人数	
備 考	
<p>上記のとおり完了したので届けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(あて先) 大津市長</p> <p style="text-align: right;">社団法人滋賀県建設 業協会大津支部 支 部 長</p> <p>⑩</p>	

ス-2 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県造園協会西地区）

出典：大津市資料（平成24年12月：都市計画部）

大津市（以下「甲」という。）と、社団法人滋賀県造園協会西地区（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、応急救援活動として、必要な協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する公園施設及びその近接する区域（以下「公園施設等」という。）における応急復旧、人命救助等に土木資機材、労力等を活用する必要があるとき。
- (2) 公園施設等のうち、大津市地域防災計画に基づく広域避難場所及び避難場所（以下「避難場所等」という。）の安全確認のための作業について、乙の協力が必要と認めるとき。

（連絡責任者）

第3条 前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市都市計画部長を、乙においては社団法人滋賀県造園協会西地区長をそれぞれ指定するものとする。

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたときは、乙は、法令の定めるところに従って、応急救援活動に従事するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受諾書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受諾書を提出するものとする。

（応急救援活動の指示）

第6条 前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該応急救援活動の内容に応じて、応援要請の際に別途定める市現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

2 前項の活動に当たった者は、公園施設等に係る調査点検結果を公園施設等点検調査表（様式第3号。以下「調査表」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、事後速やかに調査表を提出するものとする。

（応急救援活動の実施等）

第7条 応急救援活動の実施に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。
- (2) 公園施設等の応急復旧工事については、甲及び乙の所属会員の間において工事請負契約を締結した後に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭で指示し、事後速やかに乙の所属会員と契約を締結するものとする。

（情報の提供等）

第8条 甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第9条 乙は、人命救助のための土木資機材、労力等の提供をしたときは、土木資機材、労力等応援完了報告書（様式第4号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに土木資機材、労力等応援完了報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第10条 応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害の補填）

第11条 この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第12条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
(災害予防への取組)

第14条 甲及び乙は、災害(大津市総合防災計画に定める災害及びこれに準じる災害をいう。)に強いまちづくりを推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 防災機能を強化した公園のあり方についての検討及び情報交換
- (2) 避難場所等の安全確認のための点検
- (3) 緊急時を想定した初動訓練の実施

(総合防災訓練等への参加)

第15条 乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(その他)

第17条 この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年1月15日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市島の関12番2号
社団法人滋賀県造園協会西地区
地区長

ス-3 災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（滋賀県電気工事工業組合）

出典：大津市資料（平成24年12月建設部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。
 （総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている市有施設における電気設備（以下「電気設備」という。）の状況調査、応急修理及び仮設工事等（以下「応急復旧等」という。）を甲が行うに当たり、乙の協力を求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

2 前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援（以下「応援」という。）が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 応援に要した費用のうち、資機材の費用であって災害発生時における通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

（損害の負担）

第6条 乙が、応援に係る業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

（補償）

第7条 応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他に療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額を減じた額とする。

（連絡責任者）

第8条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては滋賀県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指定するものとする。

（連絡協議会の設置）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努める。会議の開催時期は双方協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第10条 乙は、応援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に1年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 9月 2日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 滋賀県草津市青地町299番地の1
滋賀県電気工事工業組合
理事長

ス-4 災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（社団法人滋賀県電業協会）

出典：大津市資料（平成24年12月：都市計画部）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県電業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。
（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている市有施設における電気設備（以下「電気設備」という。）の状況調査、応急修理及び仮設工事等（以下「応急復旧等」という。）を甲が行うに当たり、乙の協力を求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

2 前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援（以下「応援」という。）が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 応援に要した費用のうち、資機材の費用であって災害発生時における通常取引事例を基準として、甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

（損害の負担）

第6条 乙が、応援に係る業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

（補償）

第7条 応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他に療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額を減じた額とする。

（連絡責任者）

第8条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては滋賀県電業協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

（連絡協議会の設置）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努める。会議の開催時期は双方協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第10条 乙は、応援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に1年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 3月10日

滋賀県大津市御陵町3番1号

甲 大津市
大津市長 目片 信

滋賀県大津市大江七丁目7番37号

乙 社団法人 滋賀県電業協会
会長 福井 寛

ス-5,6,7,8 災害等発生時における応急対策の協力に関する協定

〔扶桑建設工業株式会社〕

大津市（以下「甲」という。）と扶桑建設工業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

（応急対策）

第3条 この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（1）復旧に必要な資機材の供給

（2）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

（費用）

第6条 第3条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第7条 甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（訓練）

第8条 応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市西区靱本町一丁目4番12号本町富士ビル3F

乙 扶桑建設工業株式会社
大阪支社 支社長

〔安田株式会社〕

大津市（以下「甲」という。）と安田株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

（応急対策）

第3条 この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（1）復旧に必要な資機材の供給

（2）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

（費用）

第6条 第3条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第7条 甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（訓練）

第8条 応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市公営企業管理者

京都府京都市南区久世中久世町三丁目88番1号
乙 安田株式会社
京都支店 支店長

〔コスモ工機株式会社〕

大津市（以下「甲」という。）とコスモ工機株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

（応急対策）

第3条 この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（1）復旧に必要な資機材の供給及びそれに附帯する業務

（2）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

（費用）

第6条 第3条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第7条 甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（訓練）

第8条 応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目7番38号新大阪西浦ビル305号室
乙 コスモ工機株式会社
大阪支店 支店長

〔大成機工株式会社〕

大津市（以下「甲」という。）と大成機工株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災

害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

（応急対策）

第3条 この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（1）復旧に必要な資機材の供給及びそれに附帯する業務

（2）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

（費用）

第6条 第3条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第7条 甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（訓練）

第8条 応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3-2700号

乙 大成機工株式会社
代表取締役社長

ス-9 日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針（日本水道協会関西地方支部）

出典：大津市資料（平成24年12月：企業局）

1 趣旨

本指針は、災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定第23条に基づき、地方支部内会員が災害を受けた場合において、災害を受けた会員が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部内会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

なお、この指針で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

2 組織（協定第2条、第3条及び第6条関係）

- (1) 地方支部長と府県支部長は、地方支部区域内における災害時の相互応援体制に係る情報連絡体制を確立するとともに、府県支部長と当該府県支部内会員は、情報連絡体制の確立を図る。
- (2) 地方支部長が災害を受けたときは、地方支部長がその業務を代行する地方支部内会員を指名する。
- (3) 府県支部は、府県支部内会員をブロックに分け、各ブロック毎に代表となる府県支部内会員（以下「代表会員」という。）を定める。
- (4) 府県支部長が災害を受けたときは、応援幹事支部長が府県支部長の業務を代行する。

3 地方支部内会員の役割

- (1) 平常時の役割（協定第2条、第3条及び第7条関係）
 - ア 地方支部内会員は、応援活動の円滑な実施を図るため、地方支部内会員相互間の情報交換及び連絡調整業務を行う。
 - イ 地方支部内会員は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表-1のとおり定める
- (2) 災害時の役割（協定第14条及び第15条関係）
 - ア 地方支部内会員は、地方支部内で災害が発生した場合は直ちに被害状況の把握に努めるとともに、災害を受けた地方支部内会員からの応援要請に速やかに応ずることができるよう応援体制の準備に努める。
 - イ 地方支部内会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。
 - (ア) 応急給水活動
 - (イ) 応急復旧活動
 - (ウ) 応急給水用資器材の提供
 - (エ) 応急復旧資機材の提供
 - (オ) 漏水調査
 - (カ) 工事業者の斡旋
 - (キ) その他特に要請があった事項

4 連絡担当部課等の指定（協定第4条及び第16条関係）

- (1) 地方支部内会員は、応援活動に必要な情報の交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者を定める。
- (2) 地方支部内会員は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

5 連絡担当部課等に関する情報交換（協定第5条関係）

- (1) 府県支部内会員の連絡担当部課、連絡担当者及び連絡担当責任者補助者に関する情報は、様式1により毎年5月末日までに府県支部長に送付する。
- (2) 府県支部長は、前号の規定による連絡表を取りまとめ、整理の上毎年6月末日までに地方支部長及び府県支部内会員に送付する。
- (3) 府県支部内会員は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

6 応援要請（協定第19条及び第20条関係）

- (1) 応援要請の手順は、次のとおり行うことを原則とする。
 - ア 災害を受けた地方支部内会員は、各ブロックの代表会員に応援要請を行う。
 - イ 応援要請を受けた代表会員は、国、府県、府県支部長その他関係機関と調整を図った上で、ブロック内の会員に応援要請の伝達を行い、さらに必要と認めるときは、府県支部長に応援要請の伝達を行う。
 - ウ 応援要請の伝達を受けた府県支部長は、国、府県、地方支部長その他関係機関と調整を図った上で、府県支部内の各ブロックの代表会員に応援要請を伝達し、さらに必要と認めるときは、地方支部長に応援要請の伝達を行う。
 - エ 応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他の関係機関と調整を図った上で、他の府県支部長に対して、応援要請の伝達を行う。
 - オ 応援要請を受けた地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。
 - カ 災害を受けた地方支部内会員が応援要請するときは、次の事項を明らかにし、とりあえず、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援要請文書を送付する。
 - (ア) 災害の状況
 - (イ) 必要とする応援活動内容

- (ウ) 必要とする物資の品目及び数量
- (エ) 必要とする応援要員
- (オ) 応援活動に場所及びその場所への経路
- (カ) 応援活動の期間
- (キ) その他応援活動に必要な事項

(2) 応援要員の派遣

- ア 応援要請の伝達を受けた地方支部内会員は、直ちに応援体制を整え、災害を受けた地方支部内会員への協力を極力努める。
- イ 地方支部内会員が応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
- ウ 応援要員となる職員及び応援した地方支部内会員（以下「応援会員」という。）の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）は、水道事業体名を表示した腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにする。

(3) 応援要員の受入れ

災害を受けた地方支部内会員は、応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

7 応援本部（協定第 21 条及び第 22 条関係）

- (1) 応援本部は、災害を受けた地方支部内会員からの応援要請に基づいて応援体制の整備を行い、応援活動における指揮命令系統を確立する。
- (2) 応援本部は、地方支部長、応援幹事支部長、応援要請を伝達した府県支部長及び災害を受けた地方支部内会員その他必要な地方支部内会員で構成する。
- (3) 応援本部の設置以降、応援会員は、その指示に基づいて応援活動を行う。
- (4) 応援本部の役割は、概ね次のとおりとする。
 - ア 被災市町村との情報交換及び連絡調整
 - イ 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
 - ウ 応援受入体制の支援
 - エ その他応援活動に必要な事項

8 費用負担

(1) 費用負担の基本方針

- ア 応援会員が、応援を行うとき特別に要した費用（以下「応援経費」という。）は、原則として応援を要請した地方支部内会員（以下「応援要請会員」という。）が負担する。
- イ 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援会員に対して応援経費につき補填があった場合は、その金額を応援要請会員の負担額から控除する。

(2) 応援会員の職員派遣に要する経費

- ア 応援経費は、応援要請会員が支弁し、応援要請会員が負担する額は、応援会員の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援会員の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。
- イ 応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、応援要請会員において応急治療する場合の治療費は、応援要請会員の負担とする。
- ウ 応援会員の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請会員が、応援要請会員への往復途中で生じたものについては応援会員が、それぞれ賠償の責に任ずる。
- エ アからウまでによりがたいときは、その都度調整を図る。

(3) 業者等に要する経費

- ア 応援会員の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、応援要請会員の負担とし、応援会員の算定基準による。
- イ アによりがたいときは、その都度調整を図る。

(4) 応援経費の繰替支弁

- ア 応援会員は、応援要請会員が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請会員から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

イ 応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について応援要請会員に請求する。

(ア) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(イ) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(ウ) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

ウ 応援要請会員への請求は、関係書類を添付した応援会員からの請求書により行う。

エ アからウまでによりがたいときは、その都度調整を図る。

9 物資等の調査（協定第8条関係）

- (1) 府県支部内会員は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に従事できる職員に関する調査を実施する。
- (2) 府県支部内会員は、(1)の規定による防災関係物資等の調査を、次に掲げる様式により集約し、毎年5月末日までに府県支部長に送付する。
 - ア 防災関係物資の備蓄状況 様式2
 - イ 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3
- (3) 府県支部長は、(2)の規定による調査表を取りまとめ、整理のうえ毎年6月末日までに地方支部長及び府県支部内会員に送付する。
- (4) 地方支部長及び府県支部長は、平常時から調査結果に基づき、いつでも円滑に対応できるよう防災関係物資等のデータを管理する。
- (5) 府県支部内会員は、調査表の内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

10 物資の相互保管体制（協定第9条関係）

地方支部内会員は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

11 調達可能な物資の調査（協定第10条関係）

地方支部内会員は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

12 物資の規格の統一等（協定第11条関係）

地方支部内会員は、防災関係物資について、必要に応じ規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

13 施設等の状況に関する情報の把握（協定第12条関係）

- (1) 府県支部内会員は、防災関係施設の状況を調査し、府県支部長に送付する。
- (2) 防災関係施設の内容は、概ね次のとおりとする。
 - ア 水道施設の位置
 - イ 災害発生時における応急給水の予定場所
 - ウ 使用している資機材の規格
 - エ その他必要な防災関係施設の状況

14 応急対策マニュアルの作成（協定第13条関係）

- (1) 地方支部内会員は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画に基づく災害対策マニュアルの作成に努める。
- (2) 地方支部内会員は、応援会員を受け入れたときを想定し、応援会員が速やかかつ適切に応急活動を行えるよう、概ね次の項目を明確に定めた応援の受入れに関するマニュアルの作成に努める。
 - ア 応急給水活動
 - (ア) 応急給水の方法
 - (イ) 応急給水の水源となる水道施設等の位置
 - (ウ) 応急給水拠点の位置
 - (エ) 給水車の要請リスト
 - (オ) 作業報告要領の統一
 - (カ) 本部との連絡方法 など
 - イ 応急復旧活動
 - (ア) 応急復旧の方法
 - (イ) 復旧優先路線の明示
 - (ウ) 応急復旧の手順
 - (エ) 資機材、残土等置き場の確保
 - (オ) 作業報告書の要領の統一
 - (カ) 本部との連絡方法 など
 - ウ 災害査定用資料の作成
 - (ア) 災害復旧事業の手順
 - (イ) 災害報告、災害査定及び費用支払いに必要な資料
 - (ウ) 写真撮影の留意事項 など
 - エ 車両通行証申請
 - (ア) 緊急車及び緊急輸送車両用標章等の取得
 - (イ) 申請手順
 - オ 通信方法
 - (ア) 防災行政無線局配置図

- (イ) 業務用無線局配置図
- (ウ) 無線系統図
- (エ) 無線搭載車両一覧表
- (オ) 無線装置接続図
- (カ) 無線機動作確認図
- (キ) 無線機用電源装置の操作図
- (ク) 無線交信記録表
- (ケ) 無線通信統制方法

カ その他応援受入れに当たっての重要事項

- (7) 応援都市の職員及び業者等の集結場所
- (イ) 応援時に必要となる携行品
- (ウ) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

- (3) 府県支部長は、府県支部内会員が作成した災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。
- (4) 府県支部内会員は、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

15 応援会員の作業報告書の整備

- (1) 応援会員は、応急給水及び応急復旧の着手から完了までの一連の作業を次に掲げる様式により集約し、作業終了後速やかに応援要請会員に送付する。

ア 応援体制報告書	様式 4
イ 指示及び報告書	様式 5
ウ 配水管修繕報告書	様式 6
エ 給水管修繕報告書（道路内）	様式 7
オ 給水管修繕報告書（宅地内）	様式 8
カ 黒板（撮影表示板）作成にあたって	様式 9
- (2) 地方支部内会員が、それぞれの地域特性及び特殊性等を加味する場合は、(1)の規定による様式を一部変更することができる。

ス-10 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（日本水道協会関西地方支部）

出典：大津市資料（平成24年12月：企業局）

日本水道協会関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久的相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）、日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

第1章 平常時の活動

（用語）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（地方支部長の活動）

第2条 地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（府県支部長の活動）

第3条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「府県支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下「府県支部内会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第4条 地方支部長及び府県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第5条 連絡担当部課等に関する情報は、様式1による連絡表により、毎年6月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

（応援幹事支部長の指定）

第6条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の会員（以下「地方支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表1のとおり定める。

（地震発生時における応援活動体制等）

第7条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表2のとおり定める。

（物資等の調査）

第8条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年6月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資の相互保管体制）

第9条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

（調達可能な物資の調査）

第10条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

（物資の規格の統一等）

第11条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

（施設等の状況に関する情報の把握）

第12条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水道施設の位置

- (2) 災害発生時における応急給水の予定場所
 - (3) 使用している資機材の規格
 - (4) その他必要な防災関係施設の状況
- (応急対策マニュアルの把握)

第13条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10項に規定する地域防災計画をいう。）に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第2章 災害発生時の活動

(地方支部長の活動)

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

(府県支部長の活動)

第15条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整
- (3) その他災害発生時において必要な業務

(連絡担当部課間の情報交換)

第16条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

(応援幹事支部長の活動)

第17条 応援幹事支部長は、第6条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部役員の派遣
- (4) その他災害発生時において必要な業務

(被害状況の早期把握)

第18条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

(応援要請の実施)

第19条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

- 2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。
- 3 第1項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

- 4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

第20条 前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方支部内会員に代わって、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

- 2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認められるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。
- 3 第1項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。

(応援本部の設置)

第21条 地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できる

ようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

- 2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
 - (2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
 - (3) 応援受入体制の支援
 - (4) その他応援活動に必要な業務
 - 3 前項各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。
 - 4 第1項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。
(応援本部の解散)
- 第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。
- 2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第3章 補則

(指針)

- 第23条 地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に定める。
- 2 地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。

(実施細目)

- 第24条 この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。

(協議)

- 第25条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

- 第26条 この協定は、平成9年7月10日から適用する。

別表1 (第6条関係)

災害を受けた府県支部の長	応援幹事支部長	
	第1順位	第2順位
大阪府支部	兵庫県支部長	和歌山県支部長
京都府支部	滋賀県支部長	奈良県支部長
兵庫県支部	大阪府支部長	滋賀県支部長
奈良県支部	和歌山県支部長	京都府支部長
滋賀県支部	京都府支部長	兵庫県支部長
和歌山県支部	奈良県支部長	大阪府支部長

注) 第1順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第2順位の応援幹事支部長が第1順位の応援幹事支部に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。

別表2 (第7条関係)

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度5(弱)の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度5(強)の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6(弱)以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに活動できる体制とする。

(震度階級は気象庁の「計測震度」による)

ス-11 地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）

出典：大津市資料（平成30年11月：企業局）

1 目的

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの供給に支障を生じた場合は、すみやかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人心及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

ガス事業者は、保安規程、保安業務規程、ガス漏えい及びガス事故等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧をなす体制を定めている。

しかし、地震等災害や、社会的な大きな影響のある重大事故に対し、社会からの早期の復旧・正常化に向けた対応について、当該事業者及び当該事業者からの個別の協力要請だけの対応では難しい事象には、日本ガス協会組織を挙げての救援活動を行い、適確な対応を図る必要がある。

このため、非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合における被災事業者（一般ガス導管事業者（正会員に限る）又はガス小売事業者（特別会員に限る）に限る、以下同じ）、当該地方部会、日本ガス協会相互間の緊急連絡体制及び救援体制等を定めるものである。

なお、本要綱に関わる地震対策関連の要領、手引等については、最新のものを参照すること。

【参考：地震・洪水等非常事態における救援措置要綱制定の経緯】

日本ガス協会は昭和39年（1964年）の新潟地震による北陸ガスを中心とした大きな被害（供給停止件数約5万6,000件）と、その際自主的に行われた救援活動の経験を踏まえて、昭和43年（1968年）6月20日の理事会で「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を決定、地震や洪水など将来の非常事態発生に対処する救援体制を整備した。

2 対策本部設置

(1) 出動基準及び対策本部設置基準

地震・洪水等の災害が発生した場合、被災事業者、当該地方部会及び日本ガス協会は、あらかじめ定められた社員・職員が自動出動するとともに、以下の基準に従い対策本部を設置（※1※2）する。

- ① 気象庁発表の震度5強以上の地震が発生し、供給区域（市、町又は村）がある場合に対策本部を設置（※1※2）する。
- ② 気象庁発表の震度5弱以下の地震が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に対策本部を設置（※1※2）する。
- ③ 気象庁発表の津波警報が発令された沿岸に供給区域を持つ事業者、当該地方部会及び日本ガス協会は、津波到達予測時刻を考慮し、速やかに体制を確立できる適切な時刻に対策本部を設置（※1※2）する。ただし、津波からの避難を優先させる。
- ④ その他非常事態（洪水、気象庁発表の特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）の発令、サイバー攻撃、弾道ミサイル等による武力攻撃等）が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に対策本部を設置（※1※2）する。

※1）被災事業者には、保安規程、保安業務規程に基づくものや、事業者によっては災害対策基本法の防災業務計画に基づく、対策本部設置基準がある。

※2）原則として、あらかじめ定められた対策本部設置場所に指定社員・職員が到着し、情報収集等の活動を開始した時点で対策本部が設置されたものとする。

(2) 対策本部となるべき場所の設定

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員・職員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、インターネットに接続可能なパソコンと周辺機器及び一斉通報機能を有したFAX、衛星携帯電話等の通信機器、被害状況報告書や需要家名簿、導管図等、対策本部に必要な所要の設備及び資料を設置する。

(3) 対策本部長代行のルール化

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、対策本部長が出社困難な場合を想定し、あらかじめ本部長代行者を定める。

3 緊急連絡体制

非常事態が発生した場合は、その災害状況に関する情報が適確かつ統一的に連絡される必要がある。この情報連絡は、以後の適確な対応を図る基礎となるものであり、迅速に行われる必要がある。

(1) 非常通信手段の確保

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、災害発生時に情報を迅速かつ的確に伝達できるように災害時優先電話、災害時優先携帯電話等に加入するとともに、通信設備の停電対策を実施する等、非常通信手段の確保に努める。

※ なお、災害時等の通信障害を考慮すると、衛星携帯電話の利用も有効である。

(2) 連絡基準

地震・洪水等の災害が発生した場合、当該事業者は当該地方部会及び日本ガス協会並びに行政当局（本省管轄の事業者は本省を含む）へ、以下の基準に従い被害状況についての連絡を行う。

- ① 気象庁発表の震度5強以上の地震が発生し、供給区域（市、町又は村）がある場合に連絡を行う（被害の有無に関わらず連絡を行う）。

- ② 気象等発表の震度5弱以下の地震が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に連絡を行う。
 - ③ 供給区域の沿岸に気象庁発表の大津波警報が発令され、対策本部を設置した後、速やかに連絡を行う。ただし、津波からの避難を優先させる。
 - ④ その他非常事態（洪水、気象庁発表の特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）の発令、サイバー攻撃、弾道ミサイル等による武力攻撃等）が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に連絡を行う。
- (3) 連絡方法
- 事業者の被害状況等についての連絡は、次のとおりとする。
- ① 被害状況報告システム
事業者から地方部会及び日本ガス協会への被害状況等の連絡は、被害状況報告システムにて行う（被害状況報告システム操作マニュアル参照）。
 - ② F A X
事業者から行政当局への被害状況等の連絡をF A Xにて行う（被害状況報告システムから出力される様式、または所定の様式1、様式2）。
事業者は、システム通信障害を考慮して、地方部会及び日本ガス協会に被害状況等の連絡をF A Xにて行う。
 - ③ G-R e a c t
事業者から地方部会、日本ガス協会及び行政当局への、単位・統合ブロックの供給情報等の連絡は、G-R e a c tにて行う（G-R e a c t操作マニュアル参照）。
※ 震度5弱未満の地震及び地震以外の非常事態の場合では登録不要（G-R e a c tが「地震モード」に切り替わらないため）
 - ④ 電話、衛星携帯電話
事業者は、詳細情報等がある場合、地方部会および行政当局へ電話連絡を行う。
地方部会は、事業者の詳細情報等を日本ガス協会に電話連絡を行う。
日本ガス協会は、被害状況等を行政当局に電話連絡を行う。

日本ガス協会災害時連絡先一覧表（本部及び地方部会）

	電話	F A X	衛星携帯電話	E-mail
本部（日本ガス協会本部）	03-3502-0136	03-3502-0370	090-3022-2663	saigai@gas.or.jp
北海道部会	011-712-5566	011-712-5567	090-3023-4619	
東北部会	022-266-0246	022-224-7255	090-3022-3665	
関東中央部会（東京）	03-3504-3531	03-3504-3530	080-8730-8536	
関東中央部会（新潟）	025-245-2219	025-245-3050	080-8878-8225	
関東中央部会（静岡）	054-284-7984	054-283-1729	080-7742-5320	
東海北陸部会	052-872-9292	052-872-9464	090-3023-8374	
近畿部会	06-6205-4687	06-6204-1669	090-3022-3430	
中国・四国部会	082-252-3080	082-252-1453	090-3024-3080	
九州部会	092-451-0274	092-451-0275	090-3022-0984	

- (4) 連絡経路
- 被害状況報告システムは、F A XおよびG-R e a c tによる連絡内容および連絡目安時間を下表に示す。
なお、連絡目安時間は平日昼間の非常事態発生を前提とするものであり、夜間休日の場合はこれに準じて可及的速やかに連絡するものとする。

(地震による報告)

被害状況連絡 連絡種別	連絡目安時間	連絡内容	
		被害状況報告システム 及びF A X	G-R e a c t※5
第1報	・供給停止の有無を確認した時点（非常事態発生から30分～1時間を目安）	・発生日時・被害の規模 ・被害状況（ガス施設等） ・対策本部設置状況・動員状況 ・緊急停止有無・特記事項※1	・単位、統合ブロックの供給情報※2
第2報 (以降)	・全体の状況がある程度把握できた後、即刻	・発生日時・被害の規模 ・被害状況（ガス施設等）・通報状況 ・対策本部設置状況・動員状況 ・緊急停止等・復旧の見通し ・救援の要否・特記事項	(救援を要請した場合)※3 ・単位、統合ブロックのS I観測地 ・高中圧導管※4 ・低圧導管情報※4

※1 第1次緊急停止基準値以上の地震が発生した場合において、第1次緊急停止を行わず特例措置を適用したときは、第1報の特記事項欄に特例措置を適用した旨およびそのブロックの第1次緊急停止基準値を明記する。

- ※2 震度5強以上の地震の場合、供給停止の有無に関わらず、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。また、震度5弱で供給停止した単位・統合ブロックがある場合においても、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。
- ※3 供給停止した単位・統合ブロックがあり、救援を必要とする場合に「単位・統合ブロックのS I観測値」「高中圧導管図」「低圧導管情報」の登録を行う。
- ※4 「高中圧導管図」および「低圧導管情報」は、平時にあらかじめ登録しておくことも可能。
- ※5 震度5弱未満の地震ではG-R e a c tが「地震モード」に切り替わらないため、被害状況報告システムで停止ブロック名称を報告する。

第3報以降のG-R e a c t連絡について

- ・被害が更に拡大した場合には、単位・統合ブロックの供給停止の追加登録を行う。
- ・更に大きな被害を観測した場合には「単位・統合ブロックS I観測値」を登録する。

(大津波警報による報告)

被害状況連絡 連絡種別	連絡目安時間	連絡内容	
		被害状況報告システム 及びFAX	G-R e a c t
第1報	・対策本部設置後、即刻	<ul style="list-style-type: none"> ・警報発令日時・津波の規模 ・対策本部設置状況・動員状況 ・緊急停止有無・停止ブロック名称 ・特記事項※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・無し (G-R e a c tは地震以外では地震モードにならないため)
第2報 (以降)	・津波到達後、被害把握次第	<ul style="list-style-type: none"> ・警報発令日時・津波の規模 ・設備の被害状況 ・対策本部設置状況・動員状況 ・緊急停止有無等 ・停止ブロック名称・通報状況 ・復旧の見通し・救援の要否 ・特記事項 	

※ただし、津波からの避難を優先すること。

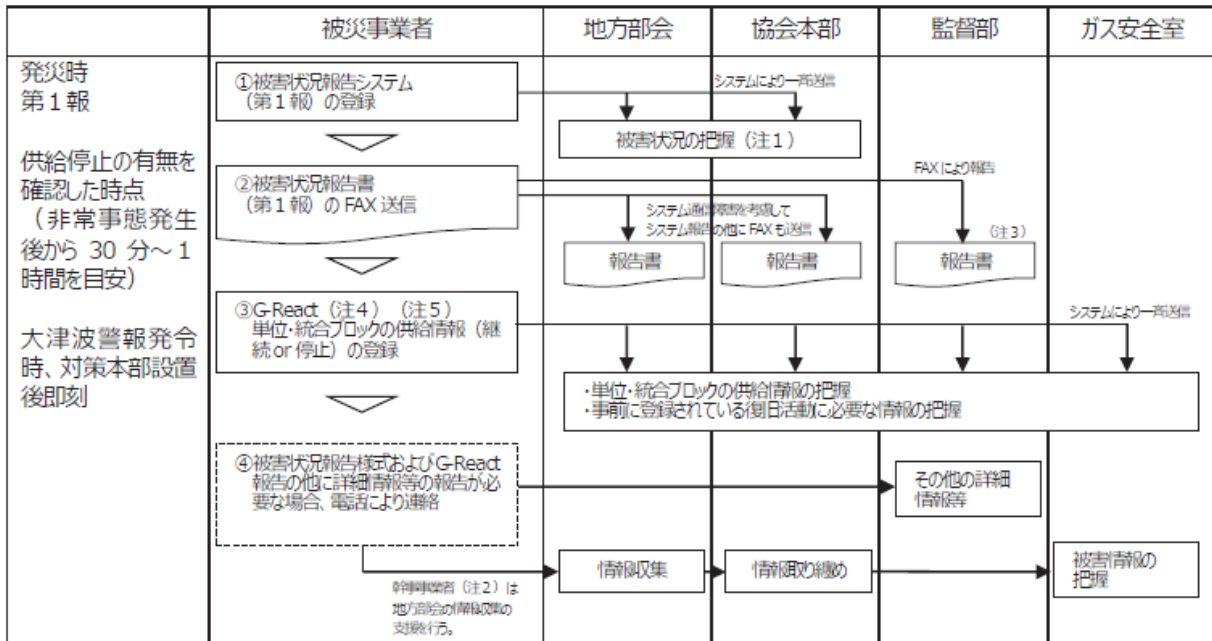
(その他非常事態による報告)

被害情報報告システムおよびFAXにて連絡可能な被害情報を可能な限り報告する。

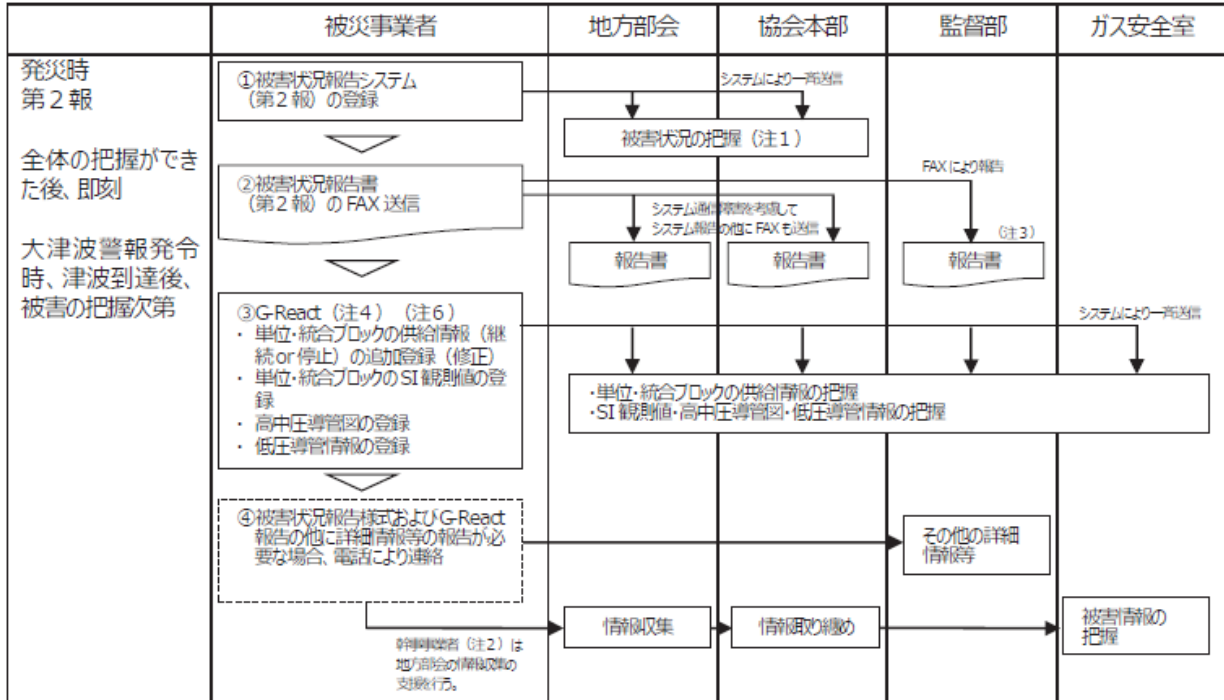
(5) 連絡経路

「連絡方法」および「連絡内容」を踏まえた連絡経路は下表のとおり

〔第1報〕



〔第2報（以降）〕



- (注1) 被害状況報告システムを利用した場合は、幹事事業者・当該地方部会・日本ガス協会は同時に報告内容を確認できるため、被災事業者は一斉連絡をしたかたちとなる。
- (注2) 各地方部会が定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に記載された幹事業者に示す(以下、幹事事業者)。幹事事業者は、地方部会対策本部における技術統括の情報収集活動を支援する。
- (注3) ガス関係報告規則第4条に該当する事故が発生した場合には、本要綱の連絡基準による報告とは別に行政当局へ報告を行う必要があることに留意する。
- (注4) 震度5弱未満の地震及び地震以外の非常事態の場合では登録不当(G-R e a c tが「地震モード」に切り替わらないため)
- (注5) 震度5強以上の地震の場合、供給停止の有無に関わらず、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。また、震度5弱で供給停止した単位・統合ブロックがある場合においても、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。
- (注6) 供給停止した単位・供給ブロックがあり、救援を必要とする場合に「単位・統合ブロックのS I観測値」「高中圧導管図」「低圧導管情報」の登録を行う。
なお、「高中圧導管図」および「低圧導管情報」は、平時にあらかじめ登録しておくことも可能。

第3報以降のG-R e a c t連絡について

- ・被害が更に拡大した場合には、単位・統合ブロックの供給停止の追加登録を行う。
- ・更に大きな地震を観測した場合には「単位・統合ブロックのS I観測値」を登録する。
- (6) 連絡責任者
 - ① 各事業者(一般ガス導管事業者(正会員に限る)及びガス小売事業者(特別会員に限る)に限る)は、夜間・休日を含め情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定める。
 - ② 日本ガス協会は、夜間・休日を含め情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定め、各地方部会に連絡する。

4 先遣隊

(1) 先遣隊の派遣

日本ガス協会は、被災事業者が供給停止した場合、「先遣隊業務要領」に基づき、大手事業者、地方部会幹事事業者、近隣事業者及び日本ガス協会からなる先遣隊を編成し、現地に派遣する。

(2) 先遣隊の業務範囲

先遣隊の業務範囲は、原則として6の救援体制が整備されるまでの間の以下の内容とする。

- ① 現地における被害状況等の調査、把握
- ② 被災事業者と協議の上、復旧基本計画を策定し、救援隊の所要規模を算定するとともに、被災事業者対策本部長に救援隊派遣要請等についての意見具申
- ③ 救援要請実施時の救援隊受入準備
- ④ 必要に応じ、被災事業者の報道対応等の広報活動支援
- ⑤ その他必要な事項

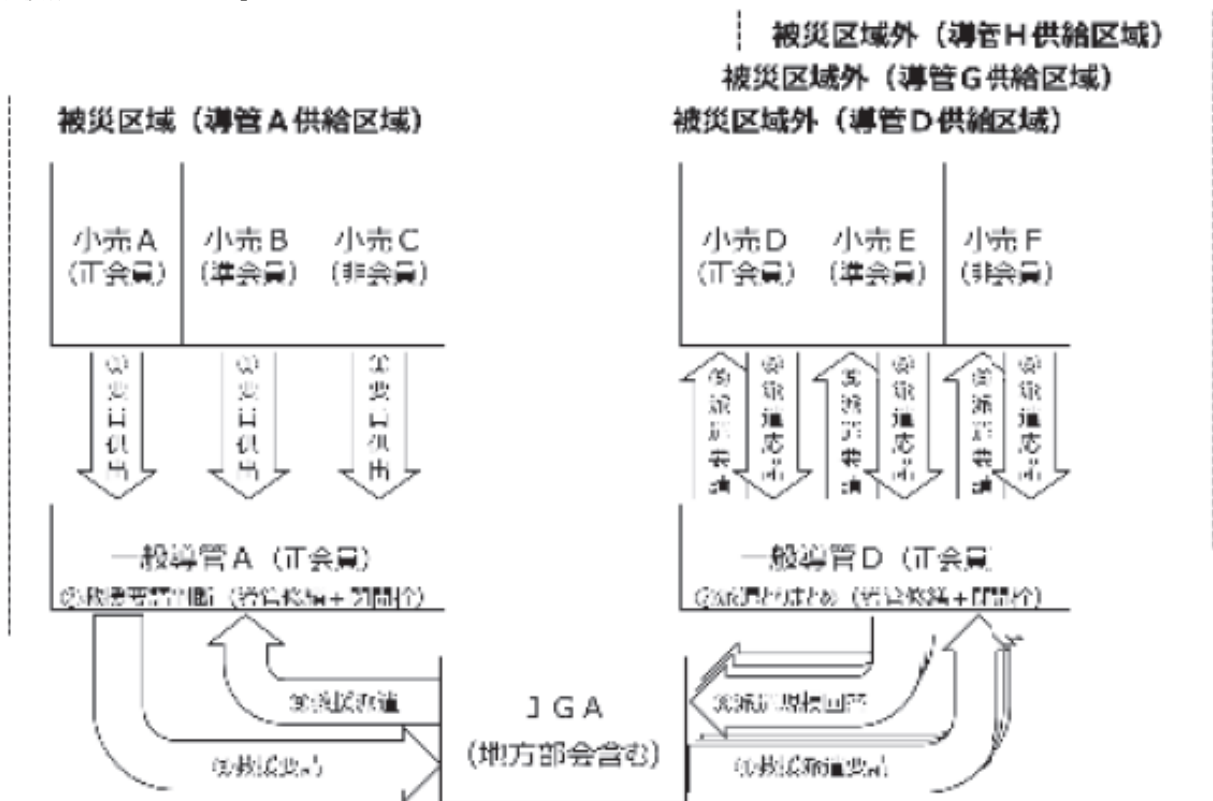
5 技術調査隊

- (1) 技術調査隊の派遣
日本ガス協会は、被災事業者が供給停止した場合等で、被害状況等の技術的な調査が必要なときは、「技術調査隊業務要領」に基づき、大手事業者及び日本ガス協会からなる技術調査隊を編成し、現地に派遣する。
- (2) 技術調査隊の業務範囲
技術調査隊の業務範囲は、原則として以下の内容とする。
 - ① 現地における被害状況等の技術的な調査。
 - ② 救援隊と協力し、ガス設備の被害・修理状況調査。
 - ③ その他必要な事項

6 救援体制

- (1) 救援派遣の要請
 - ① 救援が必要な場合は、被災事業者代表者が当該地方部会長に対し、救援要請(様式3)を行う。当該地方部会長は日本ガス協会長に対し、救援要請(様式3)を行い。日本ガス協会長は救援要請に基づき、救援を行う。
 - ② 日本ガス協会長は、地方部会長(当該地方部会長を含む)に対し救援隊の派遣要請(様式4)を行う。
 - ③ 要請を受けた地方部会長(当該地方部会長を含む)は、部会内事業者(一般ガス導管事業者(正会員に限る)及びガス小売事業者(特別会員に限る)に限る、④においても同じ)に対し協力を要請※(様式4)し、救援隊を派遣する。
 - ④ 要請を受けた部会内事業者は、託送供給を実施しているガス小売事業者に対し、必要に応じて協力を要請※し、救援隊を派遣する。
 - ⑤ 日本ガス協会は、技術スタッフ等を派遣して、復旧のための支援を行う。
- ※ 経済産業省が作成した「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」では、「被災区域外の一般ガス導管事業者は、「導管対策隊」や「顧客対策隊」に参画し、引き続き被災事業者と一体となって大規模災害時対応を行うことが望ましい。」「被災区域外のガス小売事業者に関しても、可能な限り、被災区域内のガス小売事業者と同様に、「顧客対策隊」に参画し、保安開閉栓に従事することで、早期の復旧作業の実施に対して連携・協力していくことが望ましい。」とされている。

【救援派遣のイメージ図】



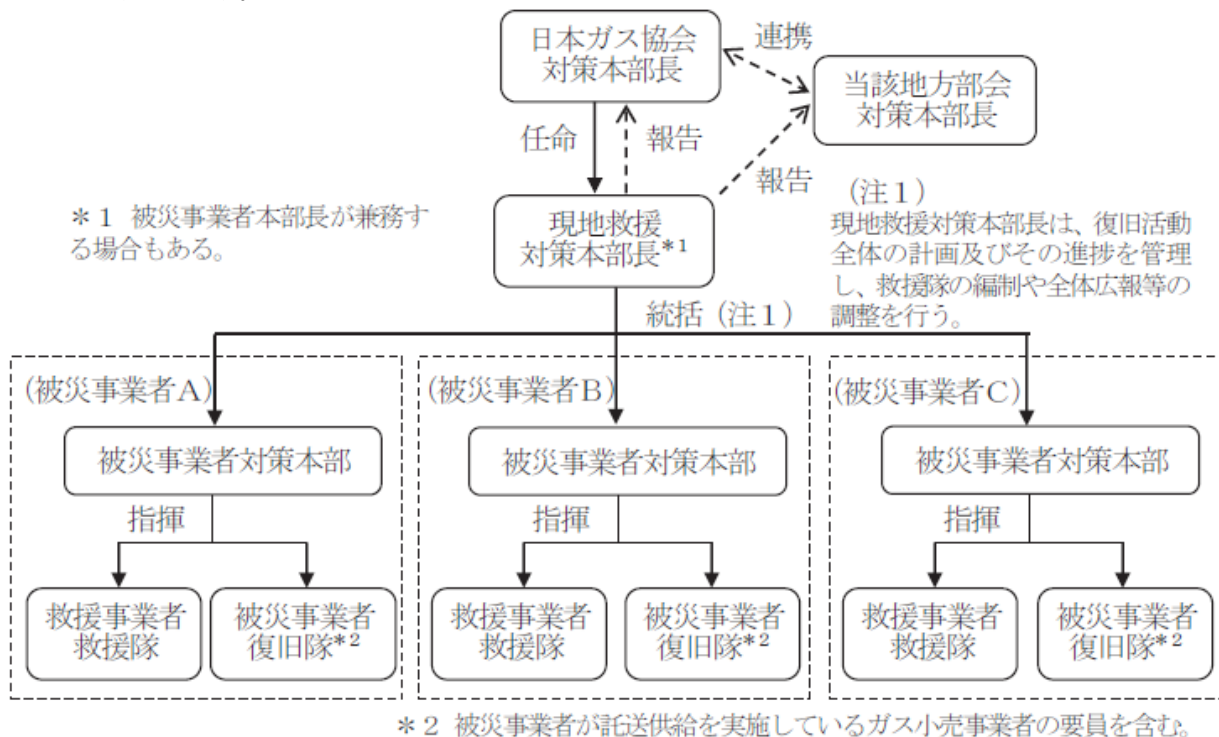
※ 被災区域内の復旧体制(①要員供出)は一般ガス導管事業者Aとガス小売事業者(A・B・C)との間で、締結される覚書等による。

- (2) 救援隊の規模・救援資機材の必要量
救援隊の規模・救援資機材の必要量は、供給停止戸数、復旧に当たっての特殊要因を考慮し、日本ガス協会が別に定めた「地震時ガス復旧の手引」に基づき決定する。
- (3) 各対策本部の設置と役割

- ① 日本ガス協会対策本部
 - ・ 日本ガス協会は、日本ガス協会対策本部を日本ガス協会内に設置し、協会長を本部長とする。
 - ・ 復旧計画の総合調整、及び救援隊の派遣、現地救援対策本部の設置を行い、被災事業者との協議を踏まえた復旧完了の判断等、救援活動を総合的に推進する役割を担う。
 - ・ 経済産業省産業保安グループガス安全室、資源エネルギー庁ガス市場整備課への災害対策本部設置及び被害の報告等を行い、連携を図る。
 - ・ 報道機関に対して、被災事業者と連携した被災・復旧状況等の広報活動を行う。
- ② 地方部会対策本部（被災地当該地方部会）
 - ・ 地方部会は、地方部会対策本部を地方部会内に設置し、部会長を本部長とする。
 - ・ 日本ガス協会対策本部と連携し、初動の情報収集と派遣要請の連絡、救援派遣元事業者への連絡と支援、救援を受けない事業者の自主の復旧等の支援、現地救援対策本部との連携による被救援事業者の支援、現地救援対策本部の救援活動全般の支援を行う。
 - ・ 所轄産業保安監督部保安課への災害対策本部設置及び被害の報告等を行い、連携を図る。
- ③ 現地救援対策本部
 - ・ 救援隊を派遣する場合には、日本ガス協会対策本部は現地救援対策本部を設置し、日本ガス協会対策本部長より任命された者を本部長とする。
 - ・ 現地で、行政・報道機関等への対応を行う。
 - ・ 被災事業者と連携して全体計画の立案と進捗管理及び事業者間の調整等を行い、現地組織全体を統括し、適宜現地の状況を日本ガス協会及び地方部会の両対策本部に連絡する。
- ④ 被災事業者対策本部
 - ・ 被災事業者内に設置し、事業者代表者を本部長とする。
 - ・ 自社要員、託送供給を実施しているガス小売事業者要員及び救援要員を統括し、緊急措置、復旧作業、需要家広報・報道対応等の復旧活動全般において、保安責任等、実作業の責任を持って復旧実務を行う。
 - ・ 現地救援対策本部が設置される場合には、救援を受けている被災事業者対策本部はその指揮下に入り、その基本計画の下、復旧実務に当たるとともに、現地救援対策本部に報告を実施する。

【対策本部の指揮命令系統モデル図(例示)】

地震・洪水等の非常事態が発生し、広範囲にわたり供給停止が発生した場合の救援体制は、被災事業者の数・事業者規模・事業形態(公営・私営)・停止戸数等の状況から様々なケースが想定される。参考となる指揮命令系統モデル図(例示)を以下に示す。

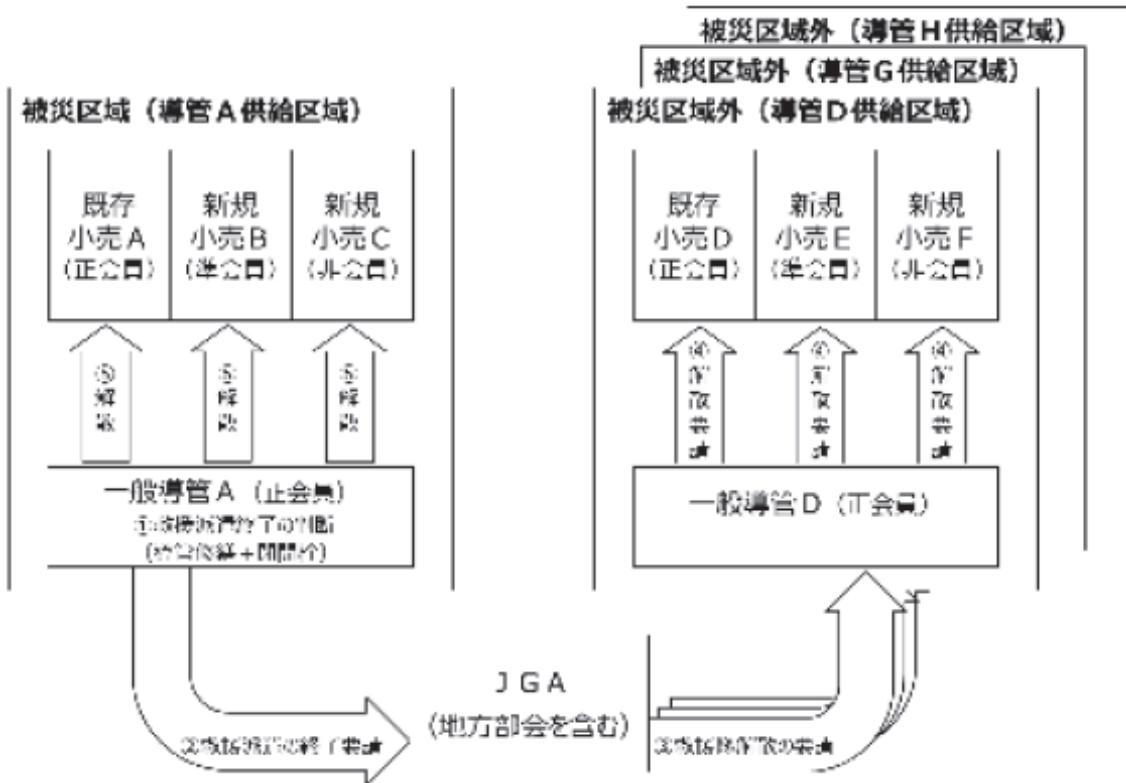


(4) 救援派遣の終了

- ① 復旧が進み、救援隊の派遣を終了する場合は、被災事業者代表者が当該地方部会長に対し、救援隊の派遣終了要請(様式5)を行う。当該地方部会長は日本ガス協会会長に対し、救援隊の派遣終了要請(様式5)を行い、日本ガス協会会長は救援隊の派遣終了要請に基づき、救援隊を解散する。
- ② 日本ガス協会会長は、地方部会長(当該地方部会長を含む)に対し、救援隊の解散を要請(様式6)する。

- ③ 要請を受けた地方部会長（当該地方部会長を含む）は、救援隊を派遣している部会内事業者に対し救援隊の解散（様式6）を要請する。
- ④ 要請を受けた部会内事業者は、救援隊を派遣しているガス小売事業者に対し、救援隊の解散を要請する。
- ⑤ 日本ガス協会は、救援隊解散の支援を行う。

【救援派遣終了のイメージ図】



- ※ 被災区域内の復旧体制（⑤解散）は一般ガス導管事業者Aとガス小売事業者（A・B・C）との間で、締結される覚書等による。
- ※ ⑤解散（被災区域内の解散）は救援隊派遣終了とタイミングが異なることがある。

7 救援活動

(1) 救援要請内容

救援隊の派遣要請にあたっては、以下の内容について依頼する。

- ① 救援に必要な人員及びその作業内容
- ② 救援に必要な資材、機工具、車両
- ③ 救援隊の出動日時、集結場所
- ④ その他必要事項

(2) 救援隊派遣

救援隊派遣にあたっては、各事業者は以下の準備をしておくこと。

- ① 救援先において復旧応援波を実装した無線機を使用する場合には、事前に自社の区域を管轄する総合通信局に対し、所要の手続き（免許申請）をしておくこと。
- ② 救援先において現場作業をする場合に、救援隊であることが明確となるよう車両への横幕、派遣要員への腕章等を持参すること。
- ③ 作業員の健康・安全面に配慮した派遣計画とすること。
- ④ その他必要に応じ、自らの食糧、通信機器（衛星携帯電話等）、パソコン・プリンター等のOA機器、カメラ、夜間照明等の資材、機工具を持参すること。

(3) 救援活動

- ① 救援活動の範囲
 - 先遣隊が担務する業務を引き継ぎ応急供給措置完了までとする。
- ② 救援活動の内容
 - a 現地救援対策本部
 - (イ) 応急復旧計画の策定に関する協力
 - (ロ) 応急復旧人員及び資機材の動員に関する協力
 - (ハ) 災害情報の積極的収集に関する協力
 - (ニ) 災害状況の実態調査に関する協力
 - (ホ) 救援隊と被災事業者間の庶務的事項の調整

- (ハ) 原料・燃料の調達支援
- (ト) 広報活動に関する協力
- (イ) その他必要な事項

b 救援隊

応急復旧活動への協力

③ 応急復旧活動の展開方法

原則として、被災事業者の復旧計画に従い、被災事業者の復旧隊と協力して、応急復旧活動を行う。

なお、臨時製造の用に供するため、必要に応じて広域融通対象のLNG気化器を活用する。

また、臨時供給の用に供するため、必要に応じて移動式ガス発生設備を地方部会間において相互活用する。

④ 情報連絡

災害復旧状況及び救援隊の活動状況に関する日本ガス協会対策本部への情報連絡は、現地救援対策本部が行う。

また、経済産業省産業保安グループガス安全室への上記情報報告は、日本ガス協会対策本部が行い、所轄産業保安監督部へは地方部会対策本部が行う。

⑤ 作業員の健康・安全確保

各事業者と現地救援対策本部等は連携して、作業時、待機時、宿泊時等において、警戒宣言発令時或いは余震発生時の作業員の安全確保について配慮すること。

また、長期に渡り復旧作業に従事する作業員の健康・安全面に配慮し、救援派遣に際しては、産業医の同行等、医療体制の確保についても検討すること。

8 費用の負担

7 救援活動を行った場合、救援事業者が要した費用については、以下のとおりに支払うものとする。

その場合の費用の算定は「救援費用算定要領」（要領6参照）によるものとする。

なお、先遣隊及び技術調査隊が要した費用については日本ガス協会及び派遣事業者が負担する。ただし、先遣隊要員が被災事業者の要請を受け、救援隊員として復旧活動にあたった場合はこの限りではない。

(1) 救援一般ガス導管事業者が要した費用

救援一般ガス導管事業者が要した費用については、その事業者の社員・職員の人件費（基準外給与を含む）を除き、救援を受けた一般ガス導管事業者が支払う（救援を受けたガス小売事業者が導管を維持・運用している場合は当該ガス小売事業者が支払う）。

(2) 救援ガス小売事業者が要した費用

正会員・準会員・非会員の区別なく救援を派遣した全てのガス小売事業者が要した費用については、その事業者の社員・職員の人件費（基準外給与を含む）を含めて、救援を受けた一般ガス導管事業者が託送供給を実施しているガス小売事業者（以下、被災ガス小売事業者という）が支払う（救援を受けたガス小売事業者が導管を維持・運用している場合は当該ガス小売事業者が支払う）。被災ガス小売事業者は、正会員・準会員・非会員の区別なく、各事業者のシェアに応じて按分された費用を負担する。※

※ 被災ガス小売事業者は、被災事業者の判断で派遣された救援ガス小売事業者の費用を負担することとなるため、一般ガス導管事業者は、託送供給を実施するガス小売事業者との間で、その旨を記載した覚書等をあらかじめ締結しておくことが望ましい。

9 災害救援金の給付

日本ガス協会は、8に定める被救援事業者が負担すべき救援費用の負担を軽減するために、別に定める「日本ガス協会 災害救援金制度規程」に基づき被救援事業者に救援金を給付する。

10 附則

この要綱は2018年11月15日より実施する

ス-12 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部）

出典：大津市資料（平成23年2月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、必要な協力を要請することができる。

- （1）救急告示病院及び避難場所等における応急救援活動にエルピーガス設備に係る資機材、労力及びエルピーガス等を活用する必要があるとき。
- （2）その他エルピーガス設備に係る資機材、労力及びエルピーガス等を活用する必要があるとき。
- （3）乙の所管するエルピーガス供給区域内におけるガス施設の被災及び復旧に関する情報を把握する必要があるとき。

（連絡責任者）

第3条 前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市公営企業管理者を、乙においては社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部長とそれぞれ指定するものとする。

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、速やかに応急救援を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、乙に第2条に規定する応援を要請する場合は、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受諾書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受諾書を提出するものとする。

（応急救援活動の指示）

第6条 第4条の規定により出動した乙の会員及び所属員は、大津市公営企業管理者の指示により応急救援活動に従事するものとする。

（情報の提供等）

第7条 甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第8条 乙は、応急救援活動が終了した場合は、甲に災害応急救援活動終了報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに災害応急救援活動終了報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第9条 応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害の補填）

第10条 この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第11条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の会員及び所属員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡会議の設置）

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情

報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(総合防災訓練等への参加)

第13条 乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(その他)

第15条 この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 6月17日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市際川一丁目6番5号
社団法人滋賀県エルピーガス協会
大津連合支部
支部長

ス-13 災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（大津市水道瓦斯工事店協同組合）

出典：大津市資料（平成24年12月：企業局）

大津市と大津市水道瓦斯工事店協同組合（以下「組合」という。）とは、大津市に大規模な風水害、地震、その他の災害が発生した場合（以下「災害等」という。）または発生の恐れがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安全を図るため、企業局災害防災要綱（以下「要綱」という。）に基づき相互に協力して災害応急、復旧対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第1条 大津市は、災害等に際して大津市のみで応急、復旧対策活動が実施できないと認めるときは、組合に対し、水道、ガス施設の被害状況に応じた応急、復旧対策活動について、応援を要請することができるものとする。

（応援）

第2条 組合は、大津市から応急、復旧対策活動の実施について応援要請があったときは、組合員の斡旋、建設機材および労力の提供、その他可能な限りの応援を行うものとする。

（活動要請の手続き）

第3条 大津市は、組合に対し応急、復旧対策活動を要請するときは、日時、場所、活動業務を指定して文書または電話等の方法により要請を行うものとする。

2 大津市は、災害等の状況により前項の活動要請が直接できない場合には、組合または組合員に対し、公共放送を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 組合は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、ただちに指定場所に組合員を出動させ、大津市の職員の指示に基づき応急、復旧対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急、復旧対策活動を開始するものとする。

2 組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を大津市に報告するものとする。

3 組合は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を企業局災害対策本部長に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 組合が応急、復旧対策活動に要した費用は、大津市が負担する。

2 大津市は、組合活動業務終了後、これを検査または確認したときは、組合の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第6条 大津市は、組合員の業務従事者がこの規定に基づく業務の実施により死亡、負傷し、または疾病にかかったときは、大津市非常勤消防団員公務災害補償条例（昭和41年10月1日大津市条例第33号）の規定に準じ、これを補償するものとする。

（連絡）

第7条 組合は、毎年1回、組合員名簿および災害時に対応可能な建設資機材の状況を大津市に対して連絡するものとする。

（訓練）

第8条 大津市と組合は、災害等の発生時に要綱を有効に機能させ応急、復旧対策活動が迅速かつ適切に実施できるよう毎年1回以上実践的な災害訓練を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、大津市と組合とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年8月25日

大津市御陵町3番1号
大津市
大津市水道、ガス事業管理者

大津市松山町9番11号
大津市水道瓦斯工事店協同組合
理事長

ス-14 自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定

(社団法人滋賀県下水道管路維持協会)

出典：大津市資料（令和2年4月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道管渠施設および公共下水道管渠施設（以下「下水道管渠施設」という。）が地震、大雨等の自然災害により被災した場合に関して、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づく協定を締結する。

なお、甲および丙との間で締結した「地震災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書（平成24年2月10日変更）」は本協定に置き換えるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管渠施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- (2) その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲および乙は、第2条に記載の対象について、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 下水道事業における「災害時支援に関するルールの解説（公益社団法人日本下水道協会）」に定める緊急点検、緊急調査および緊急措置
- (2) 被災した下水道管渠施設の応急復旧のために必要な業務
- (3) その他、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務

2 甲および乙の丙に対する支援協力要請は、第10条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめ、別紙様式第1の要請書により第10条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第4条 丙は、第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあつては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

（費用）

第5条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。なお、地震災害により甲が丙に第3条（1）の支援要請をした際に要した費用は丙が負担する。

（報告）

第6条 丙は、前条の規定に基づき支援協力を実施したときは、別紙様式第2の実施報告により甲および乙に報告する。

（情報の保護）

第7条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（災害補償）

第8条 この協定に基づく支援協力に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」等の規定に準じて、甲および乙が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときは、甲および乙は、同一事故についてはこれらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

（広域災害）

第9条 甲および乙が管轄する地域において公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合、丙は対策本部の指揮による活動を優先し、これに従うものとする。

2 甲または乙は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

（事務局および連絡体制）

第10条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。
- (2) 丙の連絡窓口は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会とする。

(3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(合同訓練)

第11条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合には、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市公共下水道事業
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙 滋賀県大津市大江二丁目1番8号
一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会
会長 田中 健晴

ス-15 災害時における応援に関する協定（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）

出典：大津市資料（平成31年4月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、停電その他水道、下水道及びガスに関する災害等（以下「災害等」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生により水道、下水道及びガスの施設が被災した場合、速やかな復旧を目的として、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合で緊急に作業を必要とするときは、乙に応援要請するものとする。

（応援要請の方法）

第3条 前条の規定による応援は、次の事項を明らかにし「災害緊急応援要請書」（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要請の受諾）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受け受諾するときは、甲に対し「災害緊急応援要請受諾書」（第2号様式）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により通知できるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（要員の派遣）

第5条 前条の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員を出勤させ、甲の指示に従い協力するものとする。

（応援の内容）

第6条 乙が行う応援作業は、概ね次のとおりとする。

- (1) 電話の対応作業及び受付リスト作成作業
- (2) 水道・下水道・ガス開閉栓リスト作成作業
- (3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応援業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第8条 乙の応援従業員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、別表のとおり連絡担当者を定めるものとする。

（報告）

第10条 乙はこの協定による応援業務に協力できる人員の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（訓練）

第11条 応援作業の円滑な実施を期するため、乙は、甲の行う防災訓練に参加することとする。

（期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（協議）

第13条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

大津市御陵町3番1号

甲

大津市

大津市公営企業管理者 山極 正勝

東京都港区海岸三丁目20番20号ヨコソーレインボータワー

乙

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

代表取締役社長 深澤 貴

ス-16 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部）

出典：大津市資料（令和2年4月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道施設および公共下水道施設（以下、「下水道施設」という。）が地震、風水害その他の大規模災害により被災した場合（以下「災害時」という。）の災害復旧に係る支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- (2) その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（技術支援協力の内容および範囲）

第3条 丙の技術支援協力の内容は、甲または乙が実施した被害状況の調査結果に基づき、復旧のための災害査定資料の作成および修正を行うものとする。

2 支援業務の範囲は、施設に被害が発生した箇所または発生する恐れのある箇所に対して、甲または乙が要請した範囲を基本とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 甲および乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第9条に規定する甲が、甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第9条に規定する丙に行う。

2 丙は、甲または乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲または乙に通知する。

3 甲および乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を特定し、甲および乙は書面により技術支援協力を要請する。

4 なお、災害の状況等やむを得ない状況により前項によりがたい場合は、口頭、電話、その他の適切な手段で行うものとし、支援業務着手後、速やかに書面により通知する。

（支援業務の費用）

第5条 甲または乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲または乙に請求するものとする。甲または乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（支援業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙および丙にて協議の上で決定する。

（支援業務の報告）

第7条 業務実施者は技術支援協力が終了したときは、速やかに甲または乙に書面をもって報告する。

（労災および損害補償など）

第8条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙および業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者はその事実の発生後速やかにその状況を書面により甲または乙に報告しなければならない。また、甲または乙および業務実施者は、その措置の内容について、協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、甲または乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲または乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲または乙および業務実施者が協議して定めるものとする。

（連絡体制）

第9条 甲および丙の連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の連絡先は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。
- (2) 丙の連絡先は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡し、甲は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。
(情報の保護)

第10条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第11条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(補足)

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙および丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合には、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は、甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市公共下水道事業
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙 大阪府大阪市北区中之島六丁目2番40号
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長 北 秀文

同意書

●●市（町）は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部との「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」を、令和 年 月 日をもって締結し、
発効させることに同意します。

令和 年 月 日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇〇〇

別表

市町名	部署名	担当者	電話	F A X	Email

ス-17 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

出典：大津市資料（令和2年4月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、地震、大雨等の自然災害により、甲および乙が管理する下水道管路施設が被災した場合に広域的な支援として行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道管路施設および集落排水の管路施設であり、下水道法に定められた施設については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づくものとし、その他についてもそれに準じるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

（1）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象

（2）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの（復旧支援協力の要請）

第3条 甲および乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な緊急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃および修繕）

（2）その他、甲、乙および丙の間で協議し必要とされる業務

2 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第11条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により第11条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第4条 丙は、第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあつては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

（費用）

第5条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協りに要する費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。

（報告）

第6条 丙は、甲および乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器および人員等について、甲の事務局に報告するものとする。また、その内容に変更があつた場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第7条 甲および乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。甲および乙は、下水道台帳に大幅な変更があつた場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は、甲および乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第8条 丙は、甲および乙から復旧支援協力要請があつたとき、支援出動する丙の会員に対し、甲および乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲および乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第9条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第10条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

2 甲または乙は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

（事務局および連絡体制）

第11条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

- (2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。
 (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
 (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(合同訓練)

第12条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第8条第1項および第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏
滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市公共下水道管理者
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

同意書

●●市（町）は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会との
「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」
を、令和 年 月 日をもって締結し、
発効させることに同意します。

令和 年 月 日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇〇〇

※ただし、農業集落排水施設および林業集落排水施設の管理者が上記と異なる場合は「〇〇市長 〇〇〇〇」とすること。

別表

市町名	部署名	担当者	電話	F A X	Email

ス-18 大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力

出典：大津市資料（令和5年3月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社滋賀支社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関して、次のとおり協定書を締結する。

（※）大規模災害時とは、大津市・関西電力送配電(株)滋賀支社双方に「災害対策本部」（ないしはこれに準ずる体制）以上が設置される場合とする。

（目的）

第1条 本協定書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、大規模災害時において甲が管理する道路の啓開を行う際に乙の電気設備が支障となる場合、甲および乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

2 本協定は甲乙双方の災害対策本部設置の連絡を協定先へ実施して以降、いずれかの対策本部閉鎖まで適用するものとする。

ただし、復旧作業継続中は協定範囲内として対応する。

（甲が管理する道路における応急措置の連携）

第3条 甲および乙は、孤立集落の解消に資する道路および重要な電気設備復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路の応急措置を優先して行うものとする。

2 甲は、乙の現場着手等が遅れ、乙の電気設備が道路の通行に支障を来すと判断したときは、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる乙の電気設備等の除去を実施することができる。

3 甲は前項の乙の電気設備等の除去に先立ち、【様式1】により乙に対し技術員の派遣を要請し、乙は可能な範囲で速やかに当該技術員を派遣し電氣的な安全措置を実施するものとする。

4 前項の電氣的な安全措置の完了後、甲および乙で確認書【様式2】をもとに安全確認を行うとともに、乙の電気設備等の除去に当たっては乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

5 乙が電気設備等の復旧を行う場合、甲が管理する道路において障害物の除去が必要となったときは、【様式3】により甲に対し障害物除去を要請し、甲は障害物の除去を可能な範囲で実施するものとする。その際、甲からの依頼があれば、乙は可能な範囲で協力する。

6 第3項および第5項の場合において、緊急を要するときは、相手方に対する要請を口頭または電話等で行うことができる。ただし、除去の実施後、遅滞なく本協定書に定める要請手続きを行うものとする。

（甲が管理する道路以外における連携）

第4条 作業区間が国道、県道等の甲が管理する道路以外に及ぶときで、「滋賀県地域防災計画」に位置付けられている「災害時ライフライン関係機関調整所」が設置されている場合には、甲および乙は、関係機関と被害情報などの共有化を図るとともに、応急復旧などの調整を行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条に基づき実施した除去に要した費用のうち、本来甲または乙が行うべき障害物除去に係る費用は、甲乙協議の上、相手方に請求できるものとする。

（損失補償）

第6条 甲および乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

2 本協定書に基づく道路啓開の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに実施者の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

（通信手段の確保）

第7条 甲および乙は、災害時の各種通信手段の途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力をを行うものとする。

なお、甲乙で連絡可能なことを1年に1回程度確認する。

(秘密保持)

第8条 甲乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報および第三者の個人情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

(安全管理)

第9条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(期間)

第10条 この協定は、令和5年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲または乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項、または本協定書に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年11月 1日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤 健司

乙 滋賀県大津市におの浜4丁目1番51号
関西電力送配電株式会社
滋賀支社長 松田 善和

セ-1 災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定（志賀町漁業協同組合） 〔旧志賀町〕

志賀町（以下「甲」という。）と志賀町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、志賀町内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な漁船の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策として物資等の輸送に漁船を活用する必要があるときは、乙に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条第1項により、次の各号に掲げる事項を記した緊急物資等輸送要請書（様式第1号）により応援を要請するものとする。ただし、当該要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

- (1) 災害および応援を必要とする状況
- (2) 応援を必要とする期間および輸送区間
- (3) 輸送する物資の種類および量
- (4) 応援に必要な漁船数・規模（トン数）
- (5) その他必要な事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により漁船の応援の要請があったときは、他に優先して、乙の所属組合員が所有する漁船を甲の利用に供することができるようにするものとする。ただし、災害対策基本法（第65条の規定を除く。）、災害救助法その他の法令の規定により、甲以外の者からの要請等があった場合は、この限りでない。

2 甲の要請に基づき漁船を運航させるときは、甲と乙は協力して次の各号に掲げる状況を把握し、運行の可否を判断するものとする。

- (1) 被災地の港湾の損傷状況
- (2) 被災地までの航路状況
- (3) 船舶の損傷状況
- (4) 気象状況

（報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定に基づき、漁船を甲の利用に供したときは、甲に対し、速やかに緊急物資等輸送実施報告書（様式第2号）により次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、当該報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

- (1) 輸送期日および輸送区間
- (2) 輸送物資の種類および量
- (3) 輸送に従事した漁船名、漁船の規模（トン数）、漁船の所有者および従事者数
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 漁船による物資等の輸送に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生直前時における通常の取引事例を基準に、甲、乙協議して定める。

（損害の負担）

第5条 漁船による物資等の輸送に伴い乙の責に帰することができない事由により、第三者に与えた損害は、甲がその責を負う。

（補償）

第6条 甲の要請により、この協定に基づいて漁船による物資等の輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、志賀町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年志賀町条例第23号）の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときまたは事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

（通知）

第7条 乙は、この協定の締結の日の後速やかに、災害時における物資等輸送協力漁船名簿（様式第3号）により、この協定の実施に協力できる漁船の係留漁港名、漁船名、種類・規模（トン数）、所有者名その他必要な事項を甲に通知するものとする。

2 前項の災害時における物資等輸送協力漁船名簿に記載された内容に変更があった場合は、乙は変更があった後速やかに変更後の災害時における物資等輸送協力漁船名簿により甲に通知するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成16年9月9日

甲 滋賀県滋賀郡志賀町大字木戸58番地
志賀町長

乙 滋賀県滋賀郡志賀町大字中浜官有地
志賀町漁業協同組合
代表理事組合長

セ-2 災害時における物資等の輸送に関する協定（滋賀県トラック協会大津支部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県トラック協会大津支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、甲が乙に対して要請する物資等の輸送に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定が対象とする事案は次のとおりとする。

- (1) 大津市内で大津市災害対策本部または大津市災害警戒本部が設置される地震、風水害その他の災害が発生したとき。
- (2) 大津市外で地震、風水害その他の災害が発生し、甲が災害時相互応援に関する協定を締結している自治体等への応援を実施するとき。
- (3) 大津市国民保護対策本部または緊急事態連絡本部が設置される武力攻撃事態等が発生したとき。
- (4) その他、市長が必要と認めるとき。

（物資の輸送に関する要請）

第3条 甲は、前条に掲げる事案が生じ物資等の輸送が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し物資等の輸送を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の輸送に関する協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力し、物資等の輸送の業務を請け負う。この場合において、乙は物資等の輸送を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

（調整）

第5条 乙は、第3条の規定による要請により物資等の輸送の業務を請け負った場合は、大津市役所または甲が指定する場所へ乙もしくは乙が指定する者を派遣する。

2 前項の場合において、乙は大津市役所または甲が指定する場所に設置する輸送調整所にて、甲との連絡および調整等を行い、輸送業務を行う。ただし、輸送調整所が設置されないときは甲の指示に従う。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による要請により物資等の輸送を行った場合は、別記第2号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告をするいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、第5条の派遣を行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 派遣した者の所属および氏名
- (2) 派遣期間および派遣場所
- (3) その他参考となる事項

（経費の負担）

第7条 物資等の輸送に要した費用は、甲が負担する。この場合において、運賃および料金等（以下「運賃等」という。）の算出方法については、災害発生時直前において乙会員事業者の届出運賃、料金を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（運賃等の支払い）

第8条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第9条 事故の発生により会員事業者による物資等の輸送の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告するとともに、会員事業者から代替する事業者を選定し、業務の継続に努めなければならない。

2 前項の場合において、乙の努力にかかわらず、なお物資等の輸送の継続が困難な場合は、乙は、速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告し、指示を受けなければならない。

3 第1項および第2項に規定する報告について、文書をもって報告するいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(損害の補填)

第10条 この協定による物資等の輸送活動により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第11条 この協定に基づき乙が実施した物資等の輸送活動により、乙会員事業者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

(総合防災訓練等への参加)

第12条 乙は、この協定に基づく物資等の輸送活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲および乙は、本協定に基づく物資等の輸送に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成29年10月18日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市瀬田大江町32番7号
滋賀県トラック協会大津支部
支部長

セ-3 災害時における燃料の提供に関する協定（大津貨物輸送協同組合）

大津市（以下「甲」という。）と大津貨物輸送協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における燃料の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、甲が使用する燃料を乙が提供することに関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定が対象とする事案は次のとおりとする。

(1) 大津市内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される、又はこれと同等以上の被害が認められる災害が発生し、甲が災害対応に必要な燃料を確保することが著しく困難であるとき。

(2) その他、市長が必要と認めるとき。

（燃料の提供に関する要請）

第3条 甲は、前条に掲げる事案が生じ、甲が燃料の提供を要請する車輛に対して燃料の調達が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し燃料の提供を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車輛の種類）

第4条 甲が燃料の提供を要請する車輛は甲が災害応急対策を行うために必要な公用車とする。

（燃料の種類）

第5条 甲の要請により乙が提供する燃料は、次のとおりとする。

(1) レギュラーガソリン

(2) 軽油

（燃料の提供場所）

第6条 甲の要請により乙が燃料を提供する場所は、次のとおりとする。

所在地 大津市瀬田大江町3番7号

施設名 大津貨物輸送協同組合（給油取扱所）

（費用の負担）

第7条 甲の要請により乙が提供した燃料の費用は、甲が負担するものとする。この場合において、費用の算出方法については、災害発生時直前において乙が定める単価を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

（損害の補填）

第9条 この協定に基づく業務により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲および乙は、本協定に基づく燃料の提供に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成30年3月15日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市瀬田大江町3番7号
大津貨物輸送協同組合
代表理事

ソ-1 滋賀県広域消防相互応援協定（湖南広域消防局、甲賀広域行政組合、高島市消防本部、東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部、湖北地域消防本部）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

（ブロック区分）

第2条 滋賀県内消防本部を次の2ブロックに区分するものとする。

(1) 南ブロック

大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び高島市消防本部

(2) 北ブロック

東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部

（災害対象）

第3条 この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第97条第7項の規定により消防が対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害等とする。

（応援要請の手続）

第4条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「要請側市町等」という。）の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳（ふくそう）等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。

3 応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他応援に必要な事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。

（応援隊の手続）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。

（応援の中断）

第6条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定により、要請側市町等の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町等の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き揚げの報告を行ったときまでとする。

（応援経費）

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援側市町等において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費

エ 要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

オ 被服の損料等

カ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 要請側市町等において負担する経費

ア 車両及び機械器具の燃料費（応援活動中に調達したものに限る。）

イ 宿泊費及び食料費

ウ 化学消火薬剤等の資機材費

エ 賞じゅつ金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

2 前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定するものと

する。

(防災航空隊の要請)

第9条 滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第12条 滋賀県広域消防相互応援協定（平成19年3月15日締結）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書7通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 2月15日

大津市長 越 直美

湖南広域

行政組合管理者 橋川 渉

甲賀広域

行政組合管理者 中嶋 武嗣

東近江

行政組合管理者 富士谷 英正

彦根市長 獅山 向洋

湖北地域

消防組合管理者 泉 峰一

高島市長 福 井 正 明

ソ-2 消防相互応援協定

出典：大津市資料（平成28年4月：消防局）

〔大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定〕

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、大津市（以下「甲」という。）と湖南広域行政組合（以下「乙」という。）間において、各管轄区域内で発生した火災、水災又はその他の災害（以下「災害等」という。）の防御のため、業務に重大な支障がない限り、甲乙相互の消防力を活用し、応急対策活動の万全を期するための事項について定めるものとする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、応援を要請しようとする市又は広域行政組合（以下「受援側」という。）が、災害等の概況、出動を求める部隊種別及び隊数等を明示し、応援しようとする市又は広域行政組合（以下「応援側」という。）に行うものとする。

(応援の種別)

第3条 相互応援は、次の区分によるものとする。

(1) 通常応援

甲乙それぞれの管轄区域の別途定める隣接地域において、応援側が災害等の発生を覚知した場合は、直ちに管轄する消防局へ通知するとともに、消防隊、救助隊、指揮隊若しくは救急隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

(2) 特別応援

甲乙それぞれの管轄区域の全域において、受援側の要請に基づき消防隊等を派遣するものとする。ただし、災害等の状況により、応援側の判断で現場出動した場合、受援側から要請があったものとみなすものとする。

(応援の方法)

第4条 前条第1号の場合において、応援側は受援側隣接地域に派遣する旨を受援側に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊等を派遣し必要な措置を行うものとする。

2 前条第2号の場合において、応援側は受援側の要請に応じて消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側の管轄区域内で災害等が発生しているため要請に応えられない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(相互通報)

第5条 甲又は乙は、相手方管轄区域で災害等が発生したことを覚知した場合には直ちに通報するものとする。

(消防隊等の指揮)

第6条 第3条の規定により派遣された消防隊等の指揮は、法第47条の規定に基づき、受援側の現場最高指揮者が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、指揮体制が整うまでの間、応援側の責任において活動するものとする。

2 災害等が発生した場所に係る甲又は乙の管轄が明らかでない場合は、甲及び乙の現場最高指揮者の協議により指揮者を定めるものとする。

(消防隊等の報告)

第7条 消防隊等の長は、現場到着、消防活動及び引き揚げ時等の状況を受援側の現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく活動において要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担する経費

ア 消防機械器具の修理費（受援側の重大な過失によるものを除く。）

イ 機関の燃料費等

ウ 人件費（職員の出動手当及び被服等についての諸経費）

エ 公務災害補償費

(2) 受援側が負担する経費

ア 化学消火に要した薬剤費、食料費等の経費

イ 建築物、工作物又は、土地に対する補償費

ウ 一般協力者の死傷等に伴う災害補償費等

(3) 救急業務に要した経費負担については、前2号の規定を準用する。

(4) その他前各号以外に多額の経費を要する場合及び必要な経費の負担については、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

(平常時における相互協力)

第9条 甲及び乙は、平常時における火災予防その他防災対策の充実を図るため、次に掲げる事業について共同して実施し、又は相互に協力するものとする。

(1) 防火対象物等に係る資料及び情報の提供（個人に関する情報を除く。）に関すること。

(2) 消防・救助訓練等への参加に関すること。

(3) 消防通信の運用及び調査研究に関すること。

(4) 研修会、講演会等に関する催事の開催協力に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この協定の目的達成のため必要な事項に関すること。

(運用の細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について、必要な事項は、大津市消防局長及び湖南広域消防局長が協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

(保管)

第12条 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成28年4月1日から施行する。

2 大津市・湖南消防組合消防本部消防相互応援協定書（昭和53年4月28日締結）は、平成28年3月31日をも

って廃止する。

大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定書に係る運用細目
(趣旨)

第1条 この運用細目は、大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定書(以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害等の種別)

第2条 協定第1条に掲げる災害等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多数の死傷者が発生又は発生するおそれがある災害
- (2) 危険物施設、高圧ガス保有施設等の大規模火災又は爆発事故
- (3) 異常気象等により延焼が拡大すると認められる火災
- (4) 救急事案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に社会的影響が大きいと考えられる災害

2 協定第3条第1号の隣接地域とは、別表に定める区域とする。

(応援要請の方法)

第3条 被災地の市長又は組合管理者は、災害の状況等を考慮し、次に掲げる事項を応援側に電話連絡し、応援要請するものとする。

- (1) 災害等の種別、概要
- (2) 災害等の発生日時、場所
- (3) 応援消防力の指定
- (4) 受援の理由
- (5) その他必要な事項

2 受援側は、事後、速やかに前項各号の事項について、文書により受援側の市長等(以下「受援側市長等」という。)に提出するものとする。ただし、協定第3条第1号の場合は、この限りでない。

(応援派遣の方法)

第4条 受援側市長等は、受援側から応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、直ちに応援消防隊又は応援救急隊(以下「応援消防隊等」という。)を派遣するものとする。また、次に掲げる事項を受援側に電話連絡するものとする。

- (1) 応援消防隊等の出発時刻
- (2) 応援消防隊等の到着(予定)時刻
- (3) 応援消防隊等の消防力
- (4) その他必要な事項

2 受援側は、事後、速やかに前項各号の事項について文書により受援側に提出するものとする。

(連携研究会)

第5条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、大津・湖南消防連携研究会を開くものとする。

(連携研究会の協議事項)

第6条 連携研究会は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料に関すること。
- (3) 協定機関間の消防演習に関すること。
- (4) 予防実務に関すること。
- (5) 警防技術に関すること。
- (6) 消防通信の運用等に関すること。
- (7) その他必要な事項

(協議)

第7条 この運用細目について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

(保管)

第8条 この運用細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この運用細目は、平成28年4月1日から施行する。

2 大津市・湖南消防組合消防本部消防相互応援協定書に係る運用細目(昭和53年4月28日締結)は、平成28年3月31日をもって廃止する。

別表(運用細目第2条第2項関係)

隣接地域に係る通常応援出動区分表

甲の出動区域	乙の出動区域	出動隊
荒張、馬場町、岡本町、若草七丁目、若草八丁目、岡本町、野路東一丁目、笠山二丁目、笠山三丁目、笠山六丁目、笠山七丁目、笠山八丁目、南笠東二丁目、南笠東三丁目、南笠東四丁目、南笠町、新浜町、琵琶湖大橋、近江大橋、琵琶湖(乙の管轄区域)	上田上大鳥居町、上田上桐生町、桐生三丁目、青山一丁目、青山五丁目、松が丘一丁目、松が丘四丁目、松が丘六丁目、平野二丁目、上田上中野町、上田上芝原町、上田上牧町、瀬田月輪町、月輪五丁目、月輪三丁目、月輪四丁目、栗林町、大將軍一丁目、大將軍二丁目、大萱七丁目、琵琶湖大橋、近江大橋、琵琶湖(甲の管轄区域)	消防隊等1分隊

注) 災害の規模により甲乙の消防力では対応困難な場合には、滋賀県広域消防相互応援協定により滋賀県内の消防本部からの出動を要請するものとする。

〔大津市・田辺町消防相互応援協定〕

大津市（以下「甲」という。）及び田辺町（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、大津市及び田辺町の相互応援に関して次のように協定する。

（相互応援）

第1条 大津市及び田辺町は、大津市の区域内及び田辺町消防本部の管轄する宇治田原町の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次の各号に定めるところにより相互に応援するものとする。

（1）大津市と宇治田原町との境界付近で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊若しくは救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣する。

（2）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第2条 前条の規定により派遣された消防隊等（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動の実施については、受援側の消防長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定による応援隊の受援側の消防長の指揮の下の行動は、応援隊の長が受援側の消防長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまで行うものとする。

（応援の費用）

第3条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）応援側が負担する経費

- ア 公務上の災害補償
- イ 旅費及び出勤手当
- ウ 車両及び機械器具等の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

（2）受援側が負担する経費

- ア 車両及び機械器具等の燃料費（現地で調達したもの）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に発生した第三者に対する損害補償費及び損失補償費

2 前項に定める経費負担のほか、多額の経費を必要とする場合は、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項については大津市及び田辺町の消防長が協議して定めるものとする。

（協定書の保有）

第6条 この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

（協定の効力）

第7条 この協定は、平成6年1月1日から効力を有するものとする。

〔大津市・甲賀郡消防本部 消防相互応援協定〕

消防組織法（昭和22年法律第226号以下「法」という。）第21条の規定に基づき、消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の発生に際し、これの鎮圧ならびに被害の軽減を図るため、法第9条に規定する消防本部消防署ならびに消防団（以下「消防機関」という。）間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、大津市消防本部と甲賀郡消防本部が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

（災害等）

第3条 この協定において「災害等」とは、大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって消防相互応援協定に係る運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるもの、または協定区域相互の境界付近に発生した火災（以下「近隣火災」という。）をいう。

（応援）

第4条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 管理者が近隣火災を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

4 応援の要請及び派遣の方法は運用細目で定める。

（経費の負担）

第5条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

（1）人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援した管理者の負担とする。

（2）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。

（3）その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議の上、定める。

（改廃等）

第6条 この協定を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（運用）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、運用細目で定める。

（施行日）

第8条 この協定は、昭和53年5月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

消防相互応援協定に係る運用細目

消防相互応援協定第7条の規定に基づき、消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は運用の細目について、次のとおり締結する。

（災害等の種別）

第1条 消防相互応援協定第3条の運用細目で定める災害等は、次の各号のいずれかに該当するものであり、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによっては、防ぐことが著しく困難なものとする。

（1）ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害

（2）危険物、高圧ガス等の大規模な火災

（3）異常気象等により延焼が拡大すると認められる建物火災

（4）前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害

2 協定第3条の協定区域相互の境界付近とは、別表に定める区域とする。

（応援要請の方法）

第2条 被災地の管理者は、燃焼の状況等を考慮し、次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

（1）災害等の種別、概要

（2）災害等の発生日時、場所

（3）応援消防力の指定

（4）その他必要な事項

2 応援消防隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前各号の事項を明記した文書を応援消防隊を派遣した管理者に提出しなければならない。

（応援派遣の方法）

第3条 管理者は、被災者の管理者から応援要請を受けたときは、直ちに応援消防隊を派遣しなければならない。また、次の各号の事項を明らかにして被災地の管理者に通報するものとする。

（1）応援消防隊の出発時刻

（2）応援消防隊の到着（予定）時刻

（3）応援消防隊の消防力

（4）その他必要な事項

2 応援消防隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前項各号を明記した文書を応援消防隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。

（改廃等）

第4条 この運用細目を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（施行日）

第5条 この運用細目は、昭和53年5月1日から実施する。この運用細目の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

〔大津市、志賀町、湖西広域消防本部 消防相互応援協定〕

消防組織法（昭和22年法律第226号以下「法」という。）第21条の規定に基づき、消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧ならびに被害の軽減を図るため、法第9条に規定する消防本部消防署ならびに消防団（以下「消防機関」という。）間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処する事を目的とする。

（選定区域）

第2条 この協定の実施区域は、大津市消防本部（志賀町を含む）と湖西広域消防本部が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

（災害等）

第3条 この協定において「災害等」とは、大規模火災、爆発その他の特殊な災害であつて消防相互応援協定に係る運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるもの、または協定区域相互の境界付近に発生した火災（以下「近隣火災」という）をいう。

（応援）

第4条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の消防機関の管理者（以下「管理者」という）は他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 管理者が近隣火災を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

4 応援の要請及び派遣の方法は運用細目で定める。

（経費の負担）

第5条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

（1）人件費、消防燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援した管理者の負担とする。

（2）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。

（3）その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議のうえ、定める。

（改廃等）

第6条 この協定を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（運用）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、運用細目で定める。

（施行日）

第8条 この協定は、昭和53年5月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

消防相互応援協定に係る運用細目

消防相互応援協定第7条規定に基づき、消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は運用の細目について、次の通り締結する。

（災害等の種別）

第1条 消防相互応援協定第3条の運用細目で定める災害等は、次の各号のいずれかに該当するものであり、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによっては、防ぐことが著しく困難なものとする。

（1）ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害

（2）危険物、高圧ガス等の大規模な火災

（3）異常気象等により延焼が拡大すると認められる建物火災

（4）前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害

2 協定第3条の協定区域相互の境界付近とは、別表に定める区域とする。

（応援要請の方法）

第2条 被災地の管理者は、災害の状況等を考慮し、次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

（1）災害等の種別、概要

（2）災害等の発生日時、場所

（3）応援消防力の指定

（4）その他必要な事項

2 応援消防隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前各号の事項を明記した文書を応援消防隊を派遣した管理者に提出しなければならない。

（応援派遣の方法）

第3条 管理者は、被災地の管理者から応援要請を受けたときは、直ちに応援消防隊を派遣しなければならない。また、次の各号の事項を明らかにして被災地の管理者に通報するものとする。

（1）応援消防隊の出発時刻

（2）応援消防隊の到着（予定）時刻

（3）応援消防隊の消防力

（4）その他必要な事項

2 応援消防隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前項各号を明記した文書を応援消防隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。

(改廃等)

第4条 この運用細目を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

(施行日)

第5条 この運用細目は、昭和53年5月1日から実施する。

この運用細目の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

出勤区域	応援出動分隊
大津市のうち 伊香立途中町の一部、同上竜華町、同下竜華町、真野普門町及び真野町のうち浜、沢、北村の地区	志賀町 消防1個分隊(消防団)
志賀町のうち 八屋戸、北船路、南船路、北浜、中浜、南浜、高城、和邇中、栗原、小野及び今宿の地域	大津市 消防1個分隊(消防団)

出勤区域	応援出動分隊
大津市のうち 葛川地区の一部、細川町、貫井町、梅の木町、町居町、坊村町、中村町	湖西広域 消防1個分隊
朽木村のうち 栃生、村井、大野地区及び小川、平良、桑原地区	大津市 消防1個分隊

出勤区域	応援出動分隊
志賀町のうち 旧北小松地区のうち滝川以北の地域	湖西広域 消防1個分隊
高島町のうち 鵜川地域	志賀町 消防1個分隊(消防団)

大津市長（以下「甲」という。）及び宇治市長（以下「乙」という。）は、消防組織法の規定に基づく大津市及び宇治市の相互応援に関し、次のように協定する。

（相互応援）

第1条 大津市及び宇治市は、それぞれ他方の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次の各号に定めるところにより相互に応援するものとする。

（1）大津市と宇治市との境界付近又は別表に掲げる地域内で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊（以下「消防隊等」という。）又は消防分団を派遣する。

（2）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第2条 前条の規定により派遣された消防隊等及び消防分団（以下「応援隊」という。）の火災防衛活動、救急活動及び救助活動については、受援側の消防長が指揮するものとする。

（経費の負担）

第3条 応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は、応援側の負担とする。

（2）受援地において発生した一般人の死傷及び建物、工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。

（3）前2号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、その都度定めるものとする。

（実施の細目）

第4条 この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について必要な事項は、大津市及び宇治市の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成18年8月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第6条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年8月1日

甲 大津市長
乙 宇治市長

別表（第1条関係）

甲の派遣地域	宇治市東笠取、西笠取、二尾、池尾、炭山
乙の派遣地域	大津市大石曾東町、石山外畑町、石山内畑町

京都市長（以下「甲」という。）及び大津市長（以下「乙」という。）は、消防組織法の規定に基づく京都市及び大津市の消防相互応援に関し、次のように協定する。

（相互応援）

第1条 京都市及び大津市は、それぞれ他方の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次に掲げるところにより相互に応援するものとする。

（1）京都市と大津市との境界付近又は別表に掲げる地域内で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊（以下「消防隊等」という。）又は消防分団を派遣する。

（2）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第2条 前条の規定により派遣された消防隊等及び消防分団（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動の実施については、受援側の消防長が指揮するものとする。

（経費の負担）

第3条 応援に要した経費の負担は、次に掲げるところによる。

（1）応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は、応援側の負担とする。

（2）受援地において発生した一般人の死傷及び建物、工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。

（3）前2号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、そのつど定めるものとする。

（実施の細目）

第4条 この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について必要な事項は、京都市及び大津市の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第6条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月1日

甲 京都市長

乙 大津市長

別表（第1条関係）

甲の派遣地域	大津市大谷町、追分町、横木一丁目、横木二丁目、茶戸町、稲葉台、藤尾奥町 大津市山中町、比叡平 比叡山頂のうち大津市の地域 大津市伊香立途中町 大津市葛川地域
乙の派遣地域	京都市左京区久多 京都市山科区四ノ宮小金塚 京都市伏見区醍醐一ノ切町、二ノ切町、三ノ切 比叡山頂一帯のうち京都市の地域

ソ-3 名神高速道路消防応援協定（湖南広域行政組合、大津市、京都市、乙訓消防組合、島本町、高槻市、茨木市）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

消防組織法の規定に基づき、湖南広域行政組合、大津市、京都市、乙訓消防組合、島本町、高槻市及び茨木市（以下「協定市等」という。）は、高速自動車国道中央自動車道西宮線（以下「名神高速道路」という。）の栗東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間における消防の応援に関し、次のとおり協定する。

（応援）

第1条 大津市及び京都市（以下「応援市」という。）は、次に掲げる場合には、別表に掲げる出動区分に基づき、消防隊、救急隊等（以下「応援消防隊等」という。）を出動させるものとする。

- (1) 火災、救急事故等（以下「火災等」という。）が発生した地域を管轄する協定市等（以下「受援市等」という。）の長から応援の要請があったとき。
- (2) 応援市の長が、別表に掲げる出動区域における火災等の発生を覚知し、応援を必要と認めたとき。

（指揮）

第2条 応援消防隊等に対する指揮は、原則として、受援市等の消防長が行うものとする。

（経費の負担）

第3条 応援消防隊等が使用した燃料、資器材及び機械器具の小破損の修理並びに応援消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要した経費は、応援市の負担とする。

2 前項に掲げる経費以外の経費の負担については、応援市及び受援市等が、そのつど協議のうえ、定めるものとする。（この協定に定めのない事項等）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市等が、そのつど協議のうえ、決定するものとする。

（実施の細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な細目は、協定市等の消防長が、協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間等）

第6条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間が満了する日の1箇月前までに、協定市等のいずれからもこの協定を改定する旨の意思表示がないときは、この協定の有効期間は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

3 協定市等は、この協定の有効期間中であっても、協議のうえ、この協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月1日
 湖南広域行政組合管理者
 大津市長
 京都市長
 乙訓消防組合管理者
 島本町長
 高槻市長
 茨木市長

別表（第1条関係）

応援市	出 動 区 分	
	出 動 区 域	受 援 市 等
大津市	栗東インターチェンジから京都東インターチェンジまでの間	湖南広域行政組合及び京都市
京都市	栗東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間	湖南広域行政組合、大津市、乙訓消防組合、島本町、高槻市及び茨木市

ソ-4 新名神高速道路消防応援協定（甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合及び大津市（以下「協定市等」という。）は消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市等の地域内の新名神高速道路（以下「高速道路」という。）において火災、救急及び救助の業務を必要とする事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、協定市等が相互の消防力を活用して災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援隊の出動等）

第2条 協定市等の長は、高速道路における災害等の処理のため応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害等が発生した地域を管轄する協定市等（以下「受援市等」という。）の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援のため出動した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用資材、救助用資材等の通常経費は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、受援市等の負担とする。
- (2) 応援のため出動した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償等に要する経費は、応援のため出動した協定市等の負担とする。
- (3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金その他諸経費の負担については、その都度協定市等の長が協議して定めるものとする。

（委任）

第5条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の消防長が協議して定めるものとする。

（疑義）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市等の長が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書3通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年2月23日

甲賀広域行政組合管理者
湖南広域行政組合管理者
大津市

〔新名神高速道路消防応援協定に基づく覚書〕

新名神高速道路消防応援協定書（平成20年2月23日締結。以下「協定書」という。）第5条の規定に基づき、甲賀広域行政組合、湖南広域消防局及び大津市（以下「協定市等」という。）は次のとおり覚書を定める。

（目的）

第1条 この覚書は、新名神高速道路（以下「高速道路」という。）における消防、救急及び救助の業務（以下「消防業務」という。）を迅速かつ適切に実施するため、必要な事項について定めるものとする。

（出動消防隊）

第2条 高速道路における消防業務のため出動する消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）は、別表に掲げる区分により出動するものとする。

（応援の要請）

第3条 協定書第2条に規定する応援の要請は、災害が発生した地域を管轄する協定市等の消防長が他の協定市等の消防長に対し行うものとする。

（調査）

第4条 火災の調査は、火災が発生した地域を管轄する協定市等の消防長が行う。

（情報交換）

第5条 高速道路における消防業務のため出動したときは、災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後、その概要を報告するものとする。ただし、災害の状況等により、災害の処理後概要報告のみとすることができる。

2 火災の原因及び損害の調査について、災害発生地の消防長が必要と認める場合は、出動した消防隊等の属する消防長に対して災害の状況及びその他必要な事項等について、情報を求めることができる。

（補則）

第6条 この覚書は、協定市等の消防長の協議により改訂することができる。

2 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市等の消防長が協議のうえその都度決定するものとする。

3 この覚書の成立を証するため本書3通を作成し、協定市等の消防長が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

附 則

この覚書は、平成20年2月23日から施行する。

附 則
(施行期日)

この覚書は、新名神高速道路亀山西JCTが供用開始した日から施行する。

平成31年3月13日

甲賀広域行政組合消防本部
消 防 長 本 田 修 二

湖南広域消防局
消防局長 木 村 政 行

大津市消防局
消防局長 伊 藤 善 紀

別表（第2条関係）

消防隊等の出動区分		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
草津田上IC から 信楽IC	上り線	湖南広域消防局	大津市消防局 甲賀広域行政組合消防本部
	下り線	甲賀広域行政組合消防本部	湖南広域消防局 大津市消防局
信楽IC から 甲賀土山IC	上り線	甲賀広域行政組合消防本部	湖南広域消防局 大津市消防局
	下り線	甲賀広域行政組合消防本部	湖南広域消防局 大津市消防局

ソ-5 一般国道1号京滋バイパス消防応援協定（湖南広域行政組合、宇治市、久御山町）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

消防組織法の規定に基づき湖南広域行政組合、大津市、宇治市、久御山町(以下「協定市等」という。)は、一般国道1号京滋バイパス(以下「バイパス」という。)における消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(相互応援)

第1条 協定市等は、バイパスにおいて次に掲げる場合には消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊(以下「消防隊等」という。)を出動させるものとする。

- (1) 火災又は救急事故若しくは救助事故等(以下「災害等」という。)が発生した地域を管轄する協定市等の長から応援の要請を受けたとき。
- (2) 協定市等の長が管轄する地域以外における災害等の発生を覚知し、応援の必要があると認めたとき。

(指揮)

第2条 応援消防隊等に対する指揮は、原則として受援側の消防長が行うものとする。

(経費の負担)

第3条 応援に要した費用の負担は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は応援側の負担とする。
- (2) 受援地において発生した一般人の死傷並びに建物及び工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。
- (3) 前2号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については応援側と受援側が協議のうえ、その都度定めるものとする。

(この協定に定めのない事項等)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協定市等が協議のうえ、その都度決定するものとする。

(実施の細目)

第5条 この協定の実施に関し必要な細目は、協定市等の消防長が協議のうえ定めるものとする。

(有効期間等)

第6条 この協定の有効期間は、平成18年8月1日から平成19年3月31日までとする。

- 2 前項の期間が満了する日の1箇月前までに、協定市等のいずれからも改正又は廃止をする旨の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

- 3 協定市等は、この協定の有効期間中であっても協議のうえこの協定を改正することができる。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年8月1日

湖南広域行政組合管理者

大津市長

宇治市長

久御山町長

ソ-6 滋賀県下消防団広域相互応援協定（県内消防団）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

滋賀県下の消防団を設置する市町（以下「市町」という。）相互間において消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第39条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援協定について、次のとおり協定する。

（広域相互応援体制の確立）

第1条 市町は、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合に相互に応援するため、以下の条項に定めるところにより、滋賀県下消防団広域相互応援体制を確立する。

（広域相互応援体制の組織）

第2条 応援時の消防機関相互の情報連絡および応援要請を迅速かつ円滑に行うため、第3条に規定する災害対応に関しては、本協定に限り、滋賀県下消防団を4つのブロックに区分し、それぞれブロック幹事およびブロック幹事代行を置く。

2 ブロック幹事およびブロック幹事代行は消防本部をもって充てることとし、その選任および任務等必要な事項については市町間で協議して第10条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めるものとする。（対象とする災害）

第3条 この協定により消防団の広域相互応援の対象とする災害は次のとおりとし、災害の発生した市町の消防力および当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても防ぎよ困難な大規模災害等とする。

- (1) 大規模な地震・風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災および高層建築物火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模な事故等
- (4) 武力攻撃等による災害

（応援の要請）

第4条 この協定に基づく応援の要請は、第3条に規定する災害が発生した市町（以下「要請側市町」という。）の長が他の市町（以下「応援側市町」という。）の長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、第10条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めたブロック幹事消防本部もしくはブロック幹事代行消防本部を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生場所および概要
- (2) 必要とする人員、車両等
- (3) 集結場所、活動内容および連絡責任者
- (4) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 前条に規定する応援側市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町の長に対し、その旨連絡するものとする。また、応援要請に応ずることができない場合も、その旨速やかに連絡するものとする。

2 前項に規定する「業務に重大な支障」とは、応援側市町の長が次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。

- (1) 応援側市町において大規模災害が発生し、又はその恐れがある場合
- (2) 他の応援協定により応援出動している場合
- (3) 市町の特別な事情がある場合
- (4) その他やむを得ない事情がある場合

（応援の中断）

第6条 応援側市町の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町は要請側市町と協議の上、応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊は、組織法第47条の規定に基づき、要請側市町の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項に規定する「要請側市町の長の指揮の下」とは、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援側市町が負担する経費
 - ア 公務上の災害補償費
 - イ 旅費および出動手当
 - ウ 車両等の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - エ 車両等の修理費
 - オ 被服の損料等

カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 要請側市町が負担する経費

ア 車両等の燃料費で現地で調達したもの

イ 宿泊費および食糧費

ウ 応援活動中の第三者に対する損害賠償費および損失補償費

エ その他応援活動中に要した諸経費

2 前項に規定する事項の他、経費の負担に疑義が生じた場合は、その都度、応援側市町および要請側市町が協議の上、決定するものとする。

(事前計画等)

第9条 大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な活動を実施するため、各市町長は応援出動可能な人員および車両等の計画をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の計画の策定等この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく応援要請および応援隊の派遣等の運用に関する必要な事項について、別途：「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市町間で協議の上、決定するものとする。

2 この協定を改正、廃止する場合もこれを準用する。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については所轄消防本部消防長との連携を図りながら、市町の消防団長間で協議して定めるものとする。

(附則)

1 この協定は、平成19年4月1日から施行する。

2 この協定を締結したことを証するため、各市町は本書26通を作成し、記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成19年3月16日

ソ-7 警察消防相互応援協定（滋賀県警察本部）

出典：大津市資料（平成29年3月：消防局）

(目的)

第1条警察及び消防は、国民の生命、身体及び財産の保護のため共通の責を有することから、滋賀県警察本部(以下「甲」という。)と滋賀県内各消防本部(以下「乙」という。)との間に、災害現場活動等をはじめとする相互応援、協力について包括的な協定を締結し、もって県民の安全確保に資することを目的とする。

(応援・協力)

第2条甲及び乙は、地震、台風、火災等の災害活動における相互応援はもとより、あらゆる事案の発生に係る県民の安全確保に関する事項について相互に協力するものとする。

(応援等要請事項)

第3条応援等の要請は原則、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合、又は災害現場等で相互に協力を要請する場合は口頭により行なうことができる。

(派遣の範囲等)

第4条前条の要請による応援又は協力は、甲乙の本来業務に支障がない範囲においてこれに応じなければならない。2消防が警察を応援する場合は、当該消防機関の管轄区域内に限るものとする。ただし、広域的な対応を必要とする場合はこの限りでない。

(現場活動の調整)

第5条災害現場等で相互に活動する場合は、本協定の目的が十分図られるよう、合同調整所を設置するなどして必要な調整を行い、情報の共有及び活動にあたって、緊密に連携するものとする。

(経費の負担)

第6条この協定により甲又は乙が要した経費は活動に当たった各本部機関がそれぞれ負担することを原則とするが、疑義が生じた場合は、その都度、協議するものとする。

(運用)

第7条この協定に定めるもののほか、相互応援、協力の運用に関する事項は、甲乙それぞれが管轄する警察署及び消防本部間において、別途協議できるものとする。

(改廃等)

第8条この協定を改正し、又は廃止する場合は、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

(保管)

第9条本協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附則

この協定は、平成27年10月19日から実施する。

附則（平成29年3月1日）

この協定は、平成29年3月1日から実施する。

平成29年3月1日

甲	大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部本部長	渡邊国佳
乙	大津市御陵町3番1号 大津市消防局消防局長 栗東市小柿三丁目1番1号 湖南広域消防局消防局長 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部消防長 東近江市東今崎町5番33号 東近江行政組合消防本部消防長 彦根市西今町415番地 彦根市消防本部消防長 長浜市平方町1135番地 湖北地域消防本部消防長 高島市今津町日置前5150番地 高島市消防本部消防長	丸山忠司 藤村春男 荒川庄三郎 樋口孝行 河池博 柏本正男 笠原米和

「警察消防相互応援協定の運用に関する覚書（大津警察署）」

(目的)

第1条 この覚書は、警察消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、滋賀県大津警察署（以下「甲」という。）と大津市消防局（以下「乙」という。）との間における相互応援、協力について必要な事項を定めるものとする。

(応援等の種別)

第2条 協定書第2条に基づく相互応援、協力は次に掲げる事項とする。

- (1) 相互応援を必要とする事項
 - ア 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
 - イ 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
 - ウ その他市民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項
- (2) 相互協力を必要とする事項
 - ア 山岳遭難、水難・船舶事故、その他捜索活動等における相互協力
 - イ 各種災害に伴う住民の避難誘導及び要救助者等の一時的な保護
 - ウ 災害時等における相互の活動に関する情報交換並びに情報提供
 - エ 災害現場等における交通規制並びに消防活動妨害行為等の排除
 - オ 犯罪現場等の証拠保全、火災鎮火後の現場検証及び火災調査
 - カ 各種災害対応訓練における相互協力
 - キ その他防犯、防火、事故防止等に関し相互協力の必要があると認める事項

(応援要請等の方法)

第3条 前条第1号に掲げる相互応援は、応援を受けようとする甲又は乙の長に対し、次に掲げる事項を明記した応援要請書（様式第1号）により応援要請することを原則とする。

- (1) 事案の種別、発生日時、発生場所、概要等
- (2) 必要とする応援隊、人員及び活動内容等
- (3) 出動場所その他必要な事項

2 前条第2号に掲げる相互協力は、甲又は乙の長、若しくは当該事案が発生している現場の甲乙それぞれの最高責任者間において、口頭により協力要請できるものとする。

(派遣の範囲、方法等)

第4条 協定書第4条第2項の相互応援の範囲は、甲乙それぞれの管轄する区域内とする。

2 応援隊の派遣は、次に掲げる事項を明確にして受援側に伝えるものとする。

- (1) 出動時刻及び現場到着予定時刻並びに出動場所
- (2) 人員及び部隊等の種別
- (3) 応援隊最高責任者の所属、氏名、及び連絡手段
- (4) その他必要な事項

(個人情報の共有及び保護)

第5条 甲及び乙が共有する個人情報は、前第2条に掲げる範囲とする。

2 この覚書により知り得た個人情報は、当該機関が属する行政機関が定める個人情報保護条例に基づき保護するものとする。

(協議、改廃等)

第6条 この覚書を改正し、又は廃止する場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(保管)

第7条 この覚書の成立を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成29年3月7日から実施する。

平成29年3月7日

甲 滋賀県大津警察署署長
乙 大津市消防局消防局長

「警察消防相互応援協定の運用に関する覚書（大津北警察署）」

（目的）

第1条 この覚書は、警察消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、滋賀県大津北警察署（以下「甲」という。）と大津市消防局（以下「乙」という。）との間における相互応援、協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援等の種別）

第2条 協定書第2条に基づく相互応援、協力は次に掲げる事項とする。

- (1) 相互応援を必要とする事項
 - ア 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
 - イ 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
 - ウ その他市民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項
- (2) 相互協力を必要とする事項
 - ア 山岳遭難、水難・船舶事故、その他捜索活動等における相互協力
 - イ 各種災害に伴う住民の避難誘導及び要救助者等の一時的な保護
 - ウ 災害時等における相互の活動に関する情報交換並びに情報提供
 - エ 災害現場等における交通規制並びに消防活動妨害行為等の排除
 - オ 犯罪現場等の証拠保全、火災鎮火後の現場検証及び火災調査
 - カ 自然災害等により被災した警察、消防庁舎の一時的な代替使用
 - キ 各種災害対応訓練における相互協力
 - ク その他防犯、防火、事故防止等に関し相互協力の必要があると認める事項

（応援要請等の方法）

第3条 前条第1号に掲げる相互応援は、応援を受けようとする甲又は乙の長に対し、次に掲げる事項を明記した応援要請書（様式第1号）により応援要請する事を原則とする。

- (1) 事案の種別、発生日時、発生場所、概要等
 - (2) 必要とする応援隊、人員及び活動内容等
 - (3) 出動場所その他必要な事項
- 2 前条第2号に掲げる相互協力は、甲又は乙の長、若しくは当該事案が発生している現場の甲乙それぞれの最高責任者間において、口頭により協力要請できるものとする。

（派遣の範囲、方法等）

第4条 協定書第4条第2項の相互応援の範囲は、甲乙それぞれの管轄する区域内とする。

2 応援隊の派遣は、次に掲げる事項を明確にして受援側に伝えるものとする。

- (1) 出動時刻及び現場到着予定時刻並びに出動場所
- (2) 人員及び部隊等の種別
- (3) 応援隊最高責任者の所属、氏名、及び連絡手段
- (4) その他必要な事項

（個人情報の共有及び保護）

第5条 甲及び乙が共有する個人情報は、前第2条に掲げる範囲とする。

2 この覚書により知り得た個人情報は、当該機関が属する行政機関が定める個人情報保護条例に基づき保護するものとする。

（協議、改廃等）

第6条 この覚書を改正し、又は廃止する場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（保管）

第7条 この覚書の成立を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成28年3月14日から実施する。

平成28年3月14日

甲 滋賀県大津北警察署署長

乙 大津市消防局消防局長

ソ-8,9 消防活動支援に関する協定

出典：大津市資料（平成26年1月：消防局）

〔株式会社カネカ滋賀工場〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と株式会社カネカ（以下「乙」という。）の滋賀工場付近において、火災等、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲より消防活動支援要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、人員及び保有する消防車両等を活用し、消火及び避難誘導、救護活動等を行う消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（消防活動支援の協力）

第1条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者（防衛隊長等）の判断により支援可能な場合、速やかに人員及び保有する消防車両等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第2条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては各署指揮隊長（消防隊長を含む。）を、乙においては 滋賀工場 管理グループリーダーをそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（活動内容及び体制）

第4条 乙は災害現場において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、消火及び避難誘導を主眼として行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、災害等のため保有する消防車両、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る資機材・労力等支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費の負担等）

第6条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、経費の負担、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第7条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年1月20日から平成27年1月19日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月20日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市消防局
消防局長

乙 大阪市北区中之島2丁目3番18号
株式会社カネカ
滋賀工場長

〔日本精工株式会社大津工場〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と日本精工株式会社（以下「乙」という。）の大津工場付近において、火災等、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲より消防活動支援要請を行い、要請を受けた乙が支援可能な場合、人員及び保有する消防車両等を活用し、消火及び避難誘導、救護活動等を行う消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（消防活動支援の協力）

第1条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者（自衛消防隊長等）の判断により支援可能な場合、速やかに人員及び保有する消防車両等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第2条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては各署指揮隊長（消防隊長を含む。）を、乙においては 大津工場 防火管理者をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害時において乙の消防支援活動が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防支援活動要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防支援活動受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（活動内容及び体制）

第4条 乙は災害現場において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、消火及び避難誘導を主眼として行うものとする。

2 甲は、消防支援活動が迅速かつ確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、災害等のため保有する消防車両、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る資機材・労力等支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費の負担等）

第6条 この協定による消防支援活動の実施により生じた、経費の負担、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第7条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年1月20日から平成27年1月19日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月20日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市消防局
消防局長

乙 大津市晴嵐一丁目16番1号
日本精工株式会社
大津工場工場長

ソ-10,11,12, 施設等の使用に関する消防活動支援協定

出典：大津市資料（平成26年5月：消防局）

〔琵琶湖グランドホテル〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と琵琶湖グランドホテル（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設を救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である防火・防災管理者の判断により支援可能な場合、速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては自衛消防団統括管理者をそれぞれ指定するものとする。

（施設等の使用要請手続等）

第4条 甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年5月21日から平成27年5月20日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月21日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市消防局 消防局長

乙 大津市雄琴六丁目5番1号
株式会社 琵琶湖グランドホテル
代表取締役社長

〔京阪電気鉄道株式会社（浜大津アーカス）〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と京阪電気鉄道株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設である浜大津アーカス（アミューズメント棟、ホテル棟、駐車場等）を救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送等の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者を当該施設の防火管理者として、その判断により、支援可能な場合は速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては当該施設の防火管理者をそれぞれ指定するものとする。

（施設等の使用要請手続等）

第4条 甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年5月1日から平成27年4月30日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月1日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市消防局 消防局長 丸山 忠司

乙 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
京阪電気鉄道株式会社
アセット事業部長 片岡 大蔵

〔株式会社 プリンスホテル（大津プリンスホテル）〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と株式会社 プリンスホテル（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設である大津プリンスホテルを救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である大津プリンスホテル総支配人の判断により支援可能な場合、速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大津プリンスホテル防火防災管理者をそれぞれ指定するものとする。

（施設等の使用要請手続等）

第4条 甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。
2 乙の消防活動支援に係る責任者は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。
2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙の消防活動支援に係る責任者は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年5月21日から平成27年5月20日までとする。
2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月21日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市消防局 消防局長

乙 東京都豊島区東池袋3-1-5
株式会社 プリンスホテル 代表取締役

ソ-13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20 災害時における消防活動支援に関する協定

〔志賀町漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と志賀町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては志賀町漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲	大津市消防局	
	消防局長	Ⓜ
乙	志賀町漁業協同組合	
	代表理事組合長	Ⓜ

〔葛川漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と葛川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、消防活動支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては葛川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、人命救助及び災害対応に必要な支援活動を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局

消防局長

Ⓜ

乙 葛川漁業協同組合

代表理事組合長

Ⓜ

〔大戸川漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と大戸川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、消防活動支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大戸川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、人命救助及び災害対応に必要な支援活動を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局

消防局長

㊟

乙 大戸川漁業協同組合

代表理事組合長

㊟

〔堅田漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と堅田漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては堅田漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲	大津市消防局 消防局長	⑨
乙	堅田漁業協同組合 代表理事組合長	⑨

〔湖南漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と湖南漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては湖南漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲	大津市消防局 消防局長	Ⓜ
乙	湖南漁業協同組合 代表理事組合長	Ⓜ

〔勢多川漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と勢多川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては勢多川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局
消防局長 ㊟

乙 勢多川漁業協同組合
代表理事組合長 ㊟

〔瀬田町漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と瀬田町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては瀬田町漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲	大津市消防局 消防局長	Ⓜ
乙	瀬田町漁業協同組合 代表理事組合長	Ⓜ

〔大津漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と大津漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動 支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大津漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局
消防局長 ㊟

乙 大津漁業協同組合
代表理事組合長 ㊟

ソ-21 大規模災害時の一時避難場所及び消防活動拠点の提供（東レ株式会社瀬田工場）

出典：大津市資料（平成28年3月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と、東レ株式会社瀬田工場（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条この協定は、大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

（要請）

第2条甲は、災害時において、乙の施設を活用する必要があるときは、乙に必要な支援を要請することができるものとする。

（協力）

第3条乙は、甲の要請を受けたときは、乙の所管する施設の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援範囲）

第4条この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- (1)地域住民等の一時的な避難場所の提供
- (2)地域住民等の一時的な避難場所への避難誘導
- (3)災害対応に必要な消防活動拠点の提供
- (4)その他災害対応に必要な支援であって、乙が同意した支援

（要請の手続）

第5条甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

2乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

3乙は、消防活動支援を受託後、当該支援を中断すべき事情が生じた場合には、速やかに甲に連絡するものとし、甲乙で対応を協議する。

（連絡責任者）

第6条消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあつては大津市消防局通信指令課長を、乙にあつては東レ株式会社瀬田工場総務課長をそれぞれ指定するものとする。

（情報の提供等）

第7条甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

（支援完了報告）

第8条乙は、消防活動支援を完了したときは、消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第9条乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲乙協議して決定するものとする。

（補償）

第10条消防活動支援の実施により乙に損害が生じたときは、その補償については原則として甲が負担することとするが、それにより難しい場合は甲乙協議して処理するものとする。

2消防活動支援の実施により、乙の所属社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、前項を踏まえ甲乙協議して処理するものとする。

3前項に掲げるものの他、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲乙協議して処理するものとする。

（免責事項）

第11条甲は、乙が事情により消防活動支援の要請に応じない場合であっても、乙に何らの補償も求めることはできないものとする。

2乙は、消防活動支援中に、乙の敷地・施設内での事故等により甲、又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合であっても、当該損害の発生原因にかかわらず、一切の責任を負わないものとする。

（協議）

第12条この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2本協定は、前項の規定による期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第14条この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月29日

甲 大津市消防局
消防局長
乙 東レ株式会社瀬田工場
工場長

ソ-22 災害現場への重機等の派遣による消防活動支援（一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部）

出典：大津市資料（平成31年4月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と、一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条この協定は、大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した現場において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

（要請）

第2条甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、乙の所属会員が提供する資機材（以下「資機材等」という。）を活用する必要があるときは、当該資機材等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第3条乙は、甲の要請を受けたときは、その目的により資機材等及び操縦者の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援範囲）

第4条この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 火災現場における消防活動
- (2) 救助現場における人命救助活動
- (3) 風水害現場における活動
- (4) その他災害対応に必要な活動

（要請の手続）

第5条甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

2乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第6条消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあつては大津市消防局通信指令課長を、乙にあつては一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長をそれぞれ指定するものとする。

（消防活動支援の指示）

第7条前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該消防活動支援の内容に応じて現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

（情報の提供等）

第8条甲は、消防活動支援が迅速かつ確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

（支援完了報告）

第9条乙は、消防活動支援のため資機材等及び操縦者の提供を完了したときは、消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第10条乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（補償）

第11条消防活動支援の実施により乙に損害が生じたときは、その補償について甲乙協議して処理するものとする。

2消防活動支援の実施により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して処理するものとする。

3前項に掲げるものの他、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲乙協議して処理するものとする。

（協議）

第12条この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2本協定は、前項の規定による期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第14条この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月25日

甲 大津市消防局
消防局長

乙 一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部
支部長

ソ-23 救急事故等の現場における医師等への協力要請及び協力内容に関する協定（大津赤十字病院）

出典：大津市資料（平成17年11月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と大津赤十字病院（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の7に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）における医師、看護師等（以下「医師等」という。）への協力要請及び協力内容について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、救急事故現場において、迅速な情報交換を行い、甲が乙に医師等医療班の協力を要請する場合の基準及び協力内容を明らかにすることにより、傷病者の救命を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が乙に行う医師等の要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の消防職員が行うものとする。

- (1) 傷病者の状態からみて生命に危険があり、救急事故現場における医師の処置が必要であると認められる場合
- (2) 交通事故等で、車両に閉じ込められるなどして救出に長時間を要し、救急事故現場における医師の処置が必要であると認められる場合
- (3) 多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける場合
- (4) 救急事故現場において、医師による傷病者の状況把握及び医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合、医師等を速やかに救急事故現場に出動させるものとし、次に掲げる事項について協力を実施するものとする。

- (1) 救急事故現場での救命処置
- (2) 傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）
- (3) 救急事故現場の医療的観点からの評価及び管理

（医師等の出動方法）

第4条 医師等が救急事故現場へ出動する場合においては、大津市消防局の救急自動車及び乙が所有する車両を使用するものとする。

（二次事故等の再発防止）

第5条 傷病者に対する二次事故、又は医師等の負傷事故が発生した場合は、甲乙が協議し、原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成17年11月28日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 目片 信

乙 大津市長等一丁目1番35号
大津赤十字病院
院長 坂梨 四郎

ソ-24 局地的に多数傷病者が発生した事故に対する車両の出動及び職員の派遣に関する協定（社会保険滋賀病院）

出典：大津市資料（平成18年7月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と社会保険滋賀病院（以下「乙」という。）との間に、局地的に多数傷病者が発生した事故（以下「集団救急事故」という。）の現場における車両及び医師、看護師その他の職員の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、集団救急事故の現場において、傷病者を早期に病院へ搬送することをもって、傷病者の被害の軽減を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯において、集団救急事故により15名以上の傷病者が発生した場合、乙に対して次に掲げる項目について協力を要請することができる。

（1）入院の必要性がない多数の傷病者を搬送できる車両の現場出動及び搬送した傷病者の病院収容

（2）搬送中の傷病者を管理する職員等の派遣

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の協力の要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請がない場合において、社会的に影響が大きく、協力が必要と判断したときは、自らの判断で協力するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、乙に協力要請を行う場合は、救急直通電話（077-537-3374）へ連絡するものとする。

（二次事故等の再発防止）

第5条 傷病者に対する二次事故、又は職員等の負傷事故が発生した場合は、甲乙が協議するとともに、原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた事項又はこの協定の改廃については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年7月1日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市
大津市長 目片 信

大津市富士見台16番1号
乙 社会保険滋賀病院
院長 長尾 昌壽

ソ-25 救急事故等現場への職員派遣要請に関する協定（国立大学法人滋賀医科大学）

出典：大津市資料（平成18年7月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と国立大学法人滋賀医科大学（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の10に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）への医師、看護師及び事務連絡員を基本とする医療チーム（以下「医療チーム」という。）の派遣要請について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に救急事故現場への医療チームの派遣を要請する場合の基準を明らかにすることにより、迅速な傷病者の救命を図り、もって後遺症軽減に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が乙に行う医療チームの派遣要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の通信指令課員が乙の救急・集中治療部へ行うものとする。

- (1) 傷病者の状態からみて生命に危機があり、救急事故現場における医療チームの救命処置が必要であると認められる場合
- (2) 大津市消防局管内で多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける際に、医療チームの活動が必要であると認められる場合
- (3) 救急事故現場において、医療チームによる傷病者の状態把握及び早期治療開始に伴う医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合、可能な限り速やかに医療チームを救急事故現場に派遣するものとし、次に掲げる事項について対応するものとする。

ただし、広域にわたる大規模災害発生や乙の都合により、協力要請に応じることができない場合はこの限りでない。

- (1) 救急事故現場での救命処置
- (2) 傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）
- (3) 救命事故現場の医療的観点からの評価及び管理

（医師等の出動方法）

第4条 医療チームが救急事故現場へ出動する場合は、大津市消防局の救急自動車又は乙が保有する車両を使用するものとする。

（費用補償等）

第5条 この協定に基づく医療チームの派遣に要した費用は、乙が負担するものとする。

（災害等の事故現場における指揮及び安全管理等）

第6条 救急事故現場における指揮及び安全管理は大津市消防局が行い、医療チームはその指揮下に置かれる。

- 2 傷病者の二次災害又は医療チームに負傷事故が発生した場合は、その都度、補償等にかかる負担の範囲について甲乙協議の上対応するものとし、双方が協力して、その原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 越 直 美

乙 大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学
学 長 塩 田 浩 平

ソ-26 救急事故等の現場への職員派遣要請に関する協定（大津市民病院）

出典：大津市資料（平成27年10月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と大津市民病院（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の10に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）への医師、看護師及び事務連絡員を基本構成とする医療チーム（以下「医療チーム」という。）の派遣要請について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に救急事故現場への医療チームの派遣を要請する場合の基準を明らかにすることにより、迅速な傷病者の救命を図り、もって後遺症軽減に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が乙に行う医療チームの派遣要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の通信指令課員が乙の救急診療科へ行うものとする。

- (1) 傷病者の状態からみて生命に危険があり、救急事故現場における医療チームの救命処置が必要であると認められる場合
- (2) 大津市消防局管内で多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける際に、医療チームの活動が必要であると認められる場合
- (3) 救急事故現場において、医療チームによる傷病者の状況把握及び早期治療開始に伴う医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合、可能な限り速やかに医療チームを救急事故現場に派遣するものとし、次に掲げる事項について対応するものとする。

- (1) 救急事故現場での救命処置
- (2) 傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）
- (3) 救急事故現場の医療的観点からの評価及び管理

（医師等の出動方法）

第4条 医療チームが救急事故現場へ出動する場合は、大津市消防局の救急自動車又は乙が所有する車両を使用するものとする。

（費用補償等）

第5条 この協定に基づく医療チームの派遣に要した費用は、乙が負担するものとする。

（災害等の事故現場における指揮及び安全管理等）

第6条 救急事故現場における指揮及び安全管理は大津市消防局が行い、医療チームはその指揮下に置かれる。

2 傷病者の二次災害又は医療チームに負傷事故が発生した場合は、その都度、補償等にかかる負担の範囲について甲乙協議の上対応するものとし、双方が協力して、その原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成27年10月1日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市消防局
消防局長 丸山 忠司

乙 大津市本宮二丁目9番9号
大津市民病院
院長 片岡 慶正

ソ-27 災害時における消防活動支援に関する協定書（株式会社空兵衛造船所）

出典：大津市資料（平成29年2月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と株式会社空兵衛造船所（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、火災、水難事故その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

2 甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のための研修及び訓練を必要に応じて行うものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、船舶及び台船等の資機材並びに施設（以下「船舶等」という。）を活用する必要があるときは、当該船舶等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、その目的により乙が所有する船舶等及び操縦者の提供について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第4条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙にあっては株式会社空兵衛造船所代表取締役をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

3 甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第3号）を送付するものとする。

（支援内容）

第6条 この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 消防活動拠点又は湖上輸送時の物資集積拠点としての敷地の提供
- (2) 台船による車両、人員及び物資の輸送
- (3) 甲の保有する消防艇が運航不能に陥った際における応急支援
- (4) 甲の保有する消防艇を陸上輸送する際における上架及び輸送業者の確保
- (5) 機関及び操船技術に関する研修及び訓練
- (6) 船体構造及び補機類に関する研修及び訓練
- (7) 消火及び水難活動に関する研修及び訓練

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、災害のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第4号）を提出するものとする。

（経費負担）

第8条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第9条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

3 前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 この協定の実施により知り得た個人情報は、大津市個人情報保護条例に基づき 保護するものとする。

（協議）

第11条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定は、前項の規定による期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

(その他)

第13条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月14日

甲 大津市消防局
消 防 局 長 丸 山 忠 司 ㊟

乙 株式会社空兵衛造船所
代表取締役 仲 野 薫 ㊟

ソ-28 陸上自衛隊大津駐屯地と大津市消防局における消防活動相互支援協定書

出典：大津市資料（平成30年3月：消防局）

陸上自衛隊大津駐屯地（以下「甲」という。）と、大津市消防局（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津駐屯地及びその近傍地域で火災及び水難事案が発生した場合において、甲と乙が相互に実施する消防活動支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2条 この協定は、火災及び水難事案時のみ適用する。

2 地震、風水害等による災害については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による。

（要請）

第3条 乙は、甲の所管する人員、施設及び資器材による支援の必要があると認めるときには、甲に必要な支援を要請することができるものとする。ただし、水難事案については、甲の施設使用の要請に限るものとする。

（協力）

第4条 甲は、乙の要請を受けたときは、甲の所管する人員、施設及び資器材の提供について、甲の本来任務（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定される自衛隊の行動をいう。）に支障がない範囲において、乙に協力するものとする。

2 甲が本来任務に支障があると判断した場合は、この限りではない。

3 甲の所管する施設使用に伴う外柵の開放は、甲による警備処置が可能な場合に限るものとする。

（支援要請）

第5条 乙は、支援を要請する甲の連絡責任者に対して、電話又はその他の手段により支援要請を行い、事後速やかに、消防活動支援要請書を提出するものとする。なお、甲の施設使用の要請に係るときは、併せて所定の様式による飛行場使用申請書を提出するものとする。

2 甲は、状況により緊急と認めた場合は、乙からの支援要請を待つことなく出動できるものとする。

3 甲は、乙の要請を受けた場合、乙の連絡責任者に対し受託の可否を電話等により速やかに回答し、受託した場合は事後消防活動支援受託書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第6条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあつては中部方面混成団本部訓練科長を、乙にあつては大津市消防局通信指令課長を、それぞれ指定するものとする。

2 乙は、甲の連絡責任者に対し支援を要請する際、その連絡体制を曜日、時間帯等の別に応じて構築し、甲と共通認識を図るものとする。

（現場調整本部の設置及び消防活動）

第7条 甲及び乙は、相互に緊密な連携を行うとともに、円滑な支援活動を実施するため、原則として消防局現場本部内に現場調整本部を設置するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 この協定の実施により知り得た個人情報は、甲及び乙のそれぞれが属する機関が定める個人情報保護法令に基づき保護するものとする。

（費用負担）

第9条 支援活動に要した費用は、支援者側において負担するものとする。ただし、甲の敷地内に敷設された消火栓の使用時については、乙は甲と協議するものとする。

（賠償）

第10条 損害を賠償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（連携の推進）

第11条 甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援及び災害対応のための連携を図るものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 本協定は、前項の規定による期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも改定又は廃止の申し入れがないときは、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第14条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 陸上自衛隊
大津駐屯地司令

乙 大津市消防局
消防局長

ソ-29 災害時における消防活動支援に関する協定（琵琶湖汽船株式会社）

出典：大津市資料（令和2年4月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と琵琶湖汽船株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害時における消防活動支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、火災、水難事故、その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、消防活動支援の実施について必要な事項を定めることにより、甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑な消防活動を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

2 甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のため、必要に応じて研修及び訓練を行うものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における消防活動支援を求める場合に、乙が保有する船舶等の資機材及び施設（以下「船舶等」という。）を活用する必要があるときは、当該船舶等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙が保有する船舶等及び操縦者の提供について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第4条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲については通信指令課長又は現場最高指揮者を、乙については琵琶湖汽船株式会社取締役社長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

3 甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第3号）を送付するものとする。

（支援内容）

第6条 この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 消防活動拠点、湖上輸送の物資集積拠点又は強風時等における消防艇の待避場所としての敷地、浅橋等の提供
- (2) 船舶等による人員及び物資の輸送
- (3) 甲の保有する消防艇が運航不能に陥った場合における応急支援
- (4) 船舶の航行に影響を及ぼすことが予想される風波、障害物等に関する情報提供
- (5) 機関及び操船技術に関する研修及び訓練
- (6) 水難活動に関する研修及び訓練

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ確実に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、災害のため保有する船舶、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第4号）を提出するものとする。

（経費負担）

第8条 乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第9条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲または乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

3 前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 この協定の実施により知り得た個人情報は、大津市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱うものとする。

（協議）

第11条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定は、前項の規定による期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同一の条件で1年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（その他）

第13条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月22日

甲 大津市消防局
消 防 局 長

乙 琵琶湖汽船株式会社
取締役社長

ソ-30 大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発等の連携に関する協定書

出典：大津市資料（令和3年3月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）、びわ湖ブルーエナジー株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社大津ガスサービスセンター（以下「丙」という。）は、火災予防啓発等の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の運営方針に掲げる「防火安全対策の推進」と乙の事業計画に掲げる「市民の安心安全な暮らしを支える」、丙の事業計画に掲げる「お客さまの暮らしをもっと快適にもっと便利にもっと安全に」の趣旨に基づき、甲、乙及び丙（以下「本協定当事者」という。）が連携・協力して、大津市域における火災予防の啓発及び死傷者の発生につながる住宅火災の防止の推進を図ることにより、大津市民の安心・安全に資することを目的とする。

（連携事業）

第2条 本協定当事者は、前条の目的を達成するため、連携して、次に掲げる事業（以下「連携事業」という。）について取り組むものとする。

- (1) 住宅用火災警報器及び消火器等（以下「住警器等」という。）の普及促進及び維持管理を啓発するための広報資料（以下「広報資料」という。）の制作、掲示及び配布等による火災予防広報活動
- (2) 住警器等の設置維持管理状況の確認及び住警器等の普及促進活動
- (3) その他前条の目的を達成するため、本協定当事者の協議により実施する事業

（確認事項）

第3条 本協定当事者は、次に掲げる事項について確認する。

- (1) 本協定の締結は、本協定当事者が第1条の目的を達成するために第三者と連携・協力することを妨げるものではないこと。
- (2) 本協定当事者は、連携事業を効果的に実施するため定期的に協議を行うものとし、連携事業の具体的な実施内容については、本協定当事者の合意の上決定すること。
- (3) 大津市域内の広報資料掲示に係る屋外広告物許可申請は、甲が行うものとし、乙及び丙は、広報資料の掲示に際し、大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）等の関係法令等を遵守すること。
- (4) 広報資料の制作は甲の承認を得て乙及び丙が行うこと。
- (5) 前号の制作及び印刷に係る費用は、乙及び丙が負担すること。
- (6) 広報資料の著作権は、乙及び丙に帰属すること。

（協定の改定）

第4条 本協定当事者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、三者協議の上本協定の改定を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 本協定当事者は、連携事業の実施に当たって知り得た他の当事者の機密情報について承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

2 乙及び丙は、甲より提供されたロゴ・画像などの悪用・二次利用の禁止を徹底すること。

3 本条は、本協定の有効期間満了又は解約により本協定が終了した後も効力を有する。

（解約）

第6条 本協定当事者は、他の当事者の責めに帰すべき事由により、自己と当該当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合には、自己を除く本協定当事者二者に対し解約の通知をすることにより、一方的に本協定を解約することができる。

（合意管轄）

第7条 本協定に関する紛争については大津地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

（期間）

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から2025年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに本協定当事者のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は、当該期間は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定当事者のいずれかが本協定の有効期間内において解約を希望する場合は、当該解約希望日の6か月前までに書面により自己を除く本協定当事者二者へ通知し、合意のうえ本協定を解約できるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度本協定当事者が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年3月18日

甲：大津市御陵町3番1号
大津市消防局
消防局長

乙：大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階
びわ湖ブルーエナジー株式会社
代表取締役社長

丙：大津市中央三丁目2番3号
株式会社大津ガスサービスセンター
代表取締役社長

大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発の連携に関する協定書に係る細目

(趣旨)

第1 この細目は、大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発の連携に関する協定書第3条第2号及び第9条に基づき、火災予防啓発の連携に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この細目において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定めるところによる。

(1) 協定関係機関

本連携協定に関連する大津市消防局、びわ湖ブルーエナジー株式会社（以下、「びわ湖ブルーエナジー」という。）、及び株式会社大津ガスサービスセンター（以下、「大津ガスサービスセンター」という。）を総称する。

(2) 印刷物

掲示板及び催し物で掲示する印刷物（以下、「ポスター」という。）又は、配付する印刷物（以下、「リーフレット」という。）をいう。

(3) ガス事業者

びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターをいう。

(4) 住警器等

住宅用火災警報器のほか、住宅防火に関連してガス事業者が取り扱う住宅用消火器、ガス警報器及び安全装置付きこんろをいう。

(ポスター)

第3 ポスターについては、次に掲げる項目を遵守する。

(1) 大津市消防局とガス事業者との協定締結及び住宅用火災警報器の設置・維持管理等を広報した公共性の高い内容とし、用紙片面の印刷であること。

(2) 掲示する場所は、住宅の防火防災に関する広報を目的として、協定関係機関が管理する掲示板及び催し物会場とする。

(3) 制作したポスターの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとするが、上記(2)に記載する掲示、催し物及び協定関係機関のWeb上における広報に使用することについては制限しない。

なお、ポスター追加に係る印刷費用が発生する場合は、掲示及び催し物主催者が負担する。

(リーフレット)

第4 リーフレットについては、次に掲げる項目を遵守する。

(1) ガス事業者が配付するリーフレット

ア リーフレットは、片面にはポスターと同じ内容を印刷（以下、「リーフレットA面」という。）し、もう片面にはガス事業者において取り扱う住警器等を印刷（以下、「リーフレットB面」という。）した両面印刷とする。

イ リーフレットB面は、営利目的となる商品の金額及び料金プランを記載しない。

ウ 配付については、ガス事業法に基づくガス小売販売、ガス設備安全点検、催し物及びお客様から依頼を受ける修繕等、お客様との対面時や問い合わせにおける配付とする。

エ 制作したリーフレットの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとする。

(2) 大津市消防局が配付するリーフレット

ア リーフレットA面が印刷された片面印刷とする。

イ 配付については、住宅の防火防災に関する広報活動及び催し物において配付する。

ウ 制作したリーフレットの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとするが、上記イに記載する配付を目的とした使用については制限しない。

なお、リーフレット追加に係る印刷費用は、大津市消防局が負担する。

(配付作業時の取り組み)

第5 住宅用火災警報器の普及促進については、設置から10年が過ぎた住宅用火災警報器の取り替え促進などに取り組むものとし、ガス事業者の取り扱い製品以外の住宅用火災警報器を設置されているお宅へも、万一の時に適切に作動するよう、維持管理や取り替えの必要性について呼びかけるもの。

(不測の事態への対応)

第6 ガス事業者において取り扱う住警器等に不測の事態が発生若しくは発生の恐れがある場合（製品不具合又はリコール等）は、直ちに掲出ポスターを撤去及びリーフレット配付を中止並びに必要な応じた是正処置を迅速かつ適切に実施するとともに、第三者に損害を与えた場合は、ガス事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

ソ-31 災害時における消防活動支援に関する協定

出典：大津市資料（令和4年10月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）とアルピナB I株式会社びわ湖バレイ事業所（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、火災、山岳事故その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

2 甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のための研修及び訓練を必要に応じて行うものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、乙所有の索道及び車両等の資機材並びに施設（以下「施設等」という。）を活用する必要があるときは、施設等の使用及び車両等の操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、当該要請内容の目的に係る施設等の提供及び車両等の操縦者の派遣について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第4条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙にあってはアルピナB I株式会社びわ湖バレイ事業所業務部長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭で要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を口頭で返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

3 甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第3号）を送付するものとする。

（支援内容）

第6条 この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 消防活動拠点としての敷地の提供
- (2) 索道による人員及び物資の輸送
- (3) 山岳及び雪上活動技術に関する研修及び訓練
- (4) 消火及び救急活動に関する研修及び訓練

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、災害のため施設等又は労力の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第4号）を提出するものとする。

（経費負担）

第8条 乙が支援に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第9条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償を請求された場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

3 前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 この協定の実施により知り得た個人情報、大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の規定に基づき、適切に処理するものとする。

（協議）

第11条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定は、前項の規定による期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年10月6日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市消防局

消防局長

山 川 真 也

㊟

大津市木戸1547番地の1

乙 アルピナBI株式会社 びわ湖バレイ事業所

取締役社長

俣 野 博 志

㊟

タ-1 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（大栄環境株式会社）

出典：大津市資料（令和2年9月：環境部）

大津市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう。以下同じ。）又は不測の事態が発生した場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲から乙に対する協力の要請、乙による支援の実施等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための計画等の策定
- (2) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬
- (4) 災害廃棄物等の処分
- (5) 前各号に掲げる業務の実施に伴い必要な業務

（災害廃棄物等処理支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の協力要請があったときは、乙のグループ各社及び乙が指名する提携会社と協力して、甲が実施する災害廃棄物等処理業務を可能な限り支援するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等処理業務の支援（以下「災害廃棄物等処理支援」という。）の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 支援計画及び支援体制の構築に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（協議）

第5条 甲及び乙は、次に掲げる事項について定期的に協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される地震等災害及び不測の事態に関すること。
- (2) 想定される災害廃棄物等の具体的な種類及び量に関すること。
- (3) 協力要請の方法及び手順に関すること。
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること。
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること。
- (6) 災害廃棄物等の処分に関すること。
- (7) 災害廃棄物等の処理費用に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

（個別契約書の締結）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に際し、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に要した費用の負担については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（協定の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく甲の協力要請に応じなかったとき、又はこの協定に違反し、協定の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 資力の低下等によりこの協定を履行できないおそれがあると認められるとき。
- (3) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (4) 乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が

経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援を甲が必要としなくなったときは、この協定を解除できるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

4 甲は、第1項及び第2項の規定によりこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間等）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して90日前の日までに、甲、乙いずれからも更新をしない旨の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

2 甲又は乙が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。

3 第1項の規定は、同項に規定する期限が経過した後以前条の規定により甲がこの協定を解除することを妨げるものではない。

（疑義の決定）

第10条 この協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月14日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤 健司

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役社長 金子 文雄

タ-2 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（山崎砂利商店）

出典：大津市資料（令和2年11月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）と株式会社山崎砂利商店（以下「乙」という。）が、地震、風水害、その他特殊な災害（以下「地震等災害」という。）又は不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害廃棄物等とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物等の仮置場の確保及び管理
- (5) 前各号に伴う必要な業務

（災害廃棄物等処理支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の協力要請があったときは、乙のグループ各社及び乙が指名する提携会社と協力して、甲が実施する災害廃棄物等処理業務を可能な限り支援するものとする。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、協力要請にあたって、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び状況
- (3) 災害廃棄物等の処理の実施地区
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施内容
- (5) 災害廃棄物等の処理の期間
- (6) その他必要な事項

（災害廃棄物等処理業務の実施）

第6条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等処理業務にできる限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等処理業務にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（個別契約書の締結）

第7条 この協定に基づき、甲が災害廃棄物等処理業務の実施を乙に要請する場合、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等処理業務に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第9条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対し、災害廃棄物等処理業務の応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく甲の協力要請に応じなかったとき、又はこの協定に違反し、協定の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 資力の低下等によりこの協定を履行できないおそれがあると認められるとき。
- (3) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (4) 乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援を甲が必要としなくなったときは、この協定を解除できるものとする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 4 甲は、第1項及び第2項の規定によりこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して1ヶ月前の日までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

- 2 甲又は乙が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する期限が経過した後前条の規定により甲がこの協定を解除することを妨げるものではない。

（疑義等の決定）

第12条 この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月26日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤 健司

乙 大津市浜大津四丁目7番6号
株式会社山崎砂利商店
代表取締役 山崎 公信

タ-3 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書(一般社団法人滋賀県産業資源循環協会)

出典：大津市資料（令和3年5月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（以下「乙」という。）が、地震、風水害、その他特殊な災害（以下「地震等災害」という。）又は不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害廃棄物等とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の分別、撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物等の仮置場の確保及び管理
- (5) 前各号に伴う必要な業務

（協力要請の手続）

第4条 甲は、協力要請にあたって、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び状況
- (3) 災害廃棄物等の処理の実施地区
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施内容
- (5) 災害廃棄物等の処理の期間
- (6) その他必要な事項

（災害廃棄物等処理業務の実施）

第5条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等処理業務にできる限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等処理業務にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害廃棄物等処理業務の円滑な支援が得られるよう、乙との連絡体制の整備に努めるとともに、乙に被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、災害廃棄物等処理業務に関し、協力可能な会員の状況等、必要な情報を甲に提供するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物等処理業務を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

（個別契約書の締結）

第8条 この協定に基づき、甲が災害廃棄物等処理業務の実施を乙に要請する場合、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第9条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等処理業務に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（損害賠償）

第10条 乙は、甲の責に帰さない事由により、災害廃棄物等処理業務の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第11条 この協定に基づいて災害廃棄物等処理業務に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

（連絡窓口）

第12条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては大津市環境部廃棄物減量推進課、乙においては、一般社団法人産業資源循環協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第13条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等処理業務が円滑に行われるよう、必要に応じ、会員の協力可能な人員、車両、資機材等の状況について甲に報告するものとする。

2 甲は、必要と認めた場合、乙に前項の調査情報の提供を求めることができる。

(疑義等の決定)

第14条 この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年5月7日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市梅林一丁目3番30号
一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会
会 長

タ-4 災害及び感染症等の発生時における一般廃棄物の収集運搬業務等の相互支援に関する基本協定（株式会社志賀衛生社、株式会社大津衛生社、株式会社タケノウチ、大五産業株式会社、株式会社日映志賀、大津市再生資源回収事業協同組合、滋賀県環境整備事業協同組合）

出典：大津市資料（令和3年3月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）、株式会社志賀衛生社（以下「乙」という。）、株式会社大津衛生社（以下「丙」という。）、株式会社タケノウチ（以下「丁」という。）、大五産業株式会社（以下「戊」という。）、株式会社日映志賀（以下「己」という。）、大津市再生資源回収事業協同組合（以下「庚」という。）、滋賀県環境整備事業協同組合（以下「辛」という。）が、大津市内において災害及び感染症等が発生（以下「災害等発生時」という。）した際に実施する一般廃棄物の収集運搬及びその他関連する業務（以下「収集運搬業務等」という。）の相互支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等発生時の収集運搬業務等に支障を来す可能性がある場合に、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛のいずれかの者（以下「協力団体の者」という。）が支援を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の収集運搬業務等を安定的に継続することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

(2) 感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に掲げる感染症をいう。

（支援の要請）

第3条 支援を必要とする協力団体の者（以下「要支援者」という。）は、収集運搬業務等において支障が生じた場合は、支援可能な協力団体の者（以下「支援者」という。）からの支援について、甲に対して要請を行うことができる。

2 要支援者は、甲に対し前項の要請を行うときは、文書により甲に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後日速やかに文書により通知する。

（一般廃棄物の収集運搬業務等の実施）

第4条 支援者は、甲から前条の支援要請があったときは、支援可能な人員、車両等を手配し、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬業務等に可能な限り協力するものとする。

2 要支援者は、甲と支援の内容や方法について、相互に協議し、確認するとともに、感染症発生時の感染症拡大防止策について、必要に応じて予め甲の感染症担当部局に対し助言を求めるものとする。

3 甲の感染症担当部局は、前項の求めに応じるとともに、要支援者から更なる助言を求めため協議への参加依頼があった場合、必要と認めるときは、協議に参加するものとする。

4 甲は、本市域及び県域を超えた広域的な調整が必要とされる場合は、要支援者と支援者の調整及び周辺府県との調整を行うものとする。

5 支援者は、災害等発生時の収集運搬業務等を実施する場合は、労働災害及び交通事故の未然防止に万全を期するものとする。

（情報の提供）

第5条 要支援者は、災害等発生時の収集運搬業務等に円滑な支援が得られるよう、甲との連絡体制の整備に努めるとともに、その他協力団体の者に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 支援者は、甲から第3条の支援要請があったときは、支援の内容や方法等、必要な情報をその他協力団体の者へ提供するものとする。

（実施報告）

第6条 支援者は、第3条に規定する要請に基づき災害等発生時の収集運搬業務等を実施したときは、文書により甲及び要支援者に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 支援者は、第3条に規定する要請に基づき、実施する収集運搬業務等に要する費用の負担について、要支援者とその支援内容に応じ個別契約書を締結するなど、個別協議のうえ決定するものとする。

（損害賠償）

第8条 支援者は、甲及び要支援者の責に帰さない事由により、災害等発生時の収集運搬業務等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて災害等発生時の収集運搬業務等に従事した支援者に属する者が、これに従事したことにより死亡、負傷又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては一般廃棄物業務所管課、その他の協力団体の者においては、各協力団体の者の指定する事務所とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して1ヶ月前の日までに、協力団体の者のいずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

2 協力団体の者が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。

3 第1項の規定は、同項に規定する期限が経過した後に前条の規定により協力団体の者がこの協定を解除することを妨げるものではない。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、その都度、協力団体の者が協議して決定するものとする。

本協定を証するため、本書8通を作成し、協力団体の者それぞれ署名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年3月24日

甲	大津市御陵町3番1号 大津市 大津市長 佐藤 健司
乙	大津市小野223番地の4 株式会社志賀衛生社 代表取締役 平川 尚基
丙	大津市本堅田六丁目24番16号 株式会社大津衛生社 代表取締役 伊東 竜成
丁	大津市大石中六丁目2番20号 株式会社タケノウチ 代表取締役 竹之内 米貴
戊	大津市大江二丁目1番8号 共立ビル2-A 大五産業株式会社 大津支店 代表取締役 権田 五雄
己	大津市木戸1178 株式会社日映志賀 代表取締役 中村 隆
庚	大津市浜大津一丁目4番31号 大津市再生資源回収事業協同組合 代表理事長 新井 貞浩
辛	大津市富士見台57番47号 滋賀県環境整備事業協同組合 理事長 権田 五雄

マ-1 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

出典：大津市資料（平成29年2月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1)甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）もしくは大津市地域防災計画に基づく災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1)「住宅地図」とは、大津市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2)「広域図」とは、大津市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4)「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

- 1 乙は、甲が災害対策本部もしくは災害警戒本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

- 1 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

- 1 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部もしくは災害警戒本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1)災害対策本部もしくは災害警戒本部設置期間中の閲覧
 - (2)災害対策本部もしくは災害警戒本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域

図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年8月5日

甲)

滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 越 直美

乙)

兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
三宮中央ビル1階
株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
統括部長 松井 仁

ミ-1 災害時等における無人航空機の運用に関する協定（滋賀特機株式会社）

出典：大津市資料（平成31年3月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀特機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市内で、自然災害や大規模事故、市民の生命・身体・財産に重大な被害が生じまたは生じるおそれがある場合等において、甲が乙に対して無人航空機による災害情報の収集等の協力を要請する際における必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 前条に規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- （1）災害対応時に必要な映像、画像等の情報収集に関する業務
- （2）災害地区の作成等の災害支援に関する業務
- （3）その他甲が必要と認める業務

2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式1）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

（協力業務の実施）

第5条 乙は、協力要請書の提出を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出勤させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第6条 甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第7条 乙が第5条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、撮影データを添えて、その実施した協力業務の内容を実施報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）

第8条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なく第三者へ公開しないものとする。

（費用負担）

第9条 災害発生後概ね1週間程度の期間内において、甲の要請により、乙が支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとし、当該期間以外については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が災害時以外に利用を希望する場合は、別途、乙に対して料金を支払うことで利用できるものとする。

（協力業務の責任負担）

第10条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

（平常時の準備）

第11条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第12条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間終了の1ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって、協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月15日

甲 滋賀県大津市御陵町3-1
大津市
大津市長

乙 滋賀県大津市におの浜4丁目1-25
滋賀特機株式会社
(東洋エンジニア株式会社)
(JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー滋賀校)
代表取締役

ム-1 災害時における応援職員等への宿泊施設の提供に関する協定書（おごと温泉旅館協同組合）

出典：大津市資料（令和元年5月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とおごと温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における甲への他自治体や他機関等からの応援職員等（以下「応援職員等」という。）に対し、乙の組合員が所有する施設を宿泊施設として提供すること（以下「宿泊施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、甲への応援職員等に対する宿泊施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙の組合員が所有する施設（別表）とする。

2 乙は、乙の組合員に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、宿泊施設の提供の協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請があった場合には、直ちに対象施設の被災状況及び宿泊施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数等を協力可能内容報告書（様式第2号）により報告するものとする。

2 乙の組合員は、可能な限りで、応援職員等が利用する宿泊スペースを確保し、宿泊施設における応援職員等の宿泊ならびに宿泊に付随する入浴及び食事の提供を行うものとする。

3 乙は、甲の申請による宿泊施設の提供を実施したときは、甲に提供した宿泊施設、期間、受入れた人数等を宿泊施設提供報告書（様式第3号）により報告するものとする。

（宿泊施設の提供期間）

第5条 宿泊施設の提供は、原則として甲が応援職員等の受入を終了した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第6条 宿泊施設の提供に伴う経費は、原則として応援職員等の負担とする。

（協定の効力及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 5月13日

甲 大津市御陵町3番1号

大津市
大津市長

乙 おごと温泉旅館協同組合
理事長

大津市雄琴六丁目5番1号

別表

施設の名称	所在地
びわこ緑水亭	大津市雄琴六丁目1番6号
里湯昔話 雄山荘	大津市雄琴一丁目9番28号
湖畔の宿 雄琴荘	大津市雄琴六丁目1番24号
びわ湖 花街道	大津市雄琴一丁目1番3号
湯元館	大津市苗鹿二丁目30番7号
天然温泉の宿 ことゆう	大津市苗鹿三丁目9番5号
暖灯館 きくのや	大津市雄琴六丁目1番29号
湯の宿 木もれび	大津市苗鹿二丁目30番1号
琵琶湖グランドホテル	大津市雄琴六丁目5番1号

メ-1 災害時における被災者支援に関する協定書（滋賀県行政書士会）

出典：大津市資料（令和2年7月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内において、地震や風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する支援業務について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が大津市地域防災計画に基づき、市災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（支援業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う支援業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「業務」という）とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、「連絡責任者届」（第1号様式）によりそれぞれ相手方に報告するものとする。

（支援業務の要請）

第5条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第3条に規定する支援業務の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、「災害時支援協力要請書」（第2号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請するものとし、その後速やかに「災害時支援協力要請書」を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な範囲においてこれを受諾するものとする。

（支援業務の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指示に基づき、第3条に掲げる支援業務について、協力するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は前条に基づく業務を実施したときは、甲に対して次に掲げる事項を記載した「業務報告書」に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。

- （1）業務の実施場所及び期間
- （2）実施の内容
- （3）業務に従事した者の氏名及び連絡先
- （4）その他必要な事項

（費用負担）

第8条 第3条の支援業務に要した費用については、被災者支援相談窓口の設置にかかる費用は、甲の負担とし、支援業務実施に必要な人件費等の費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲より費用負担の申し出があった場合はこの限りではない。

（相談者の負担）

第9条 甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う業務は無料とし、相談者は負担を負わない。ただし、実費が必要な場合は相談者が負担するものとする。

（災害の補償）

第10条 甲の要請による支援業務を行う際に乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらな

いものについては、甲は負担を負わない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間終了の1ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって、協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月28日

甲 滋賀県大津市御陵町3-1
大津市
大津市長 佐藤 健司

乙 滋賀県大津市末広町2-1
滋賀県行政書士会
会 長 井上 超由

別 表

1	り災証明書の申請に関する支援
2	自動車登録申請書類に関する支援
3	相続関係書類に関する支援
4	許認可申請書類に関する支援
5	権利義務・事実証明関係書類に関する支援
6	その他行政書士法に定める業務に関する支援

モ-1 災害時等におけるドローンの活用に関する協定（スカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社）

出典：大津市資料（令和4年1月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とスカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるドローンを活用した協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市内で、自然災害や大規模事故、市民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合等において、甲が乙に対してドローンによる災害時情報の収集等の協力を要請する際における必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 災害発現場等の被災状況の把握、取得した情報の提供
 - (2) 災害地区の作成等の災害支援に関する業務
 - (3) その他甲が必要と認める業務
- 2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。
- 3 災害等が発生したときに実施する協力業務の具体的運用は別に定めるものとする。

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により電話等により要請したときは、事後において速やかに協力要請書を提出しなければならない。

（協力業務の実施）

第5条 乙は、第2条の規定による甲の要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要なドローン及び資機材並びに人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第6条 甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第7条 乙が第5条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後、速やかに、撮影データを添えて、その実施した協力業務の内容を実施報告書により甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）

第8条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なく第三者へ公開しないものとする。

（費用負担）

第9条 災害発生後概ね1週間程度の期間内において、甲の要請により、乙が支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとし、当該期間以外については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力業務の責任負担）

第10条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

(平常時の準備)

第11条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員のドローンの活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間終了の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から、文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月26日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤 健司

乙 滋賀県大津市中庄二丁目2番36号
スカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社
代表 古川 泰